

第56期令和7年度第1回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和7年7月15日（火）15：45～
高松サンポート合同庁舎アイホール

1 開 会

2 議 題

- （1）会長、会長代理の選出
- （2）香川県最低賃金の改正諮問について
- （3）「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
- （4）令和7年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
- （5）最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
- （6）その他

3 閉 会

第 1 回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No. 1 第 56 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No. 4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱
- 資料No. 6 香川地方最低賃金審議会（冷凍調理食品製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 7 第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）
- 資料No. 8 令和 7 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No. 9 令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.10 令和 6 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.11 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（第 70 回中央最低賃金審議会資料）
- 資料No.12 経済財政運営と改革の基本方針 2025（第 70 回中央最低賃金審議会資料）
- 資料No.13 香川の賃金概況（令和 7 年）
- 資料No.14 香川県の雇用情勢（令和 7 年 5 月分）、労働市場の動向（令和 7 年 5 月）
- 資料No.15 香川県内経済情勢報告（令和 7 年 4 月）
- 資料No.16 香川県金融経済概況（2025 年 6 月 11 日）
- 資料No.17 価格交渉促進月間(2025 年 3 月)フォローアップ調査結果 中小企業庁
- 資料No.18 香川県における中小企業の労働事情－令和 6 年度中小企業労働事情実態調査報告書－香川県中小企業団体中央会

資料No.19 「要請書」
(全国労働組合総連合四国地区協議会)

資料No.20 「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」
(J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会)

資料No.21 「香川県における最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」
(香川県弁護士会)

別途配付資料

- ① 消費者物価指数(高松市)(令和7年5月分)香川県政策部統計調査課
- ② 令和7年度版最低賃金決定要覧
- ③ 2025(令和7)年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- ④ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑤ 賃金引き上げの支援策(パッケージ)
- ⑥ 令和7年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース(運送業等)のご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース(病院等)のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース(建設業)のご案内
- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース(情報通信業、宿泊業)のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内
- ⑭ 「キャリアアップ助成金」のご案内

第56期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年4月21日現在

香川労働局

区 分	氏 名	現 職	備 考
公 益 代 表	おか ざき み え こ 岡 崎 美 恵 子	公認会計士	
	かご いけ のぶ ひろ 籠 池 信 宏	弁護士 公認会計士	
	たか つか じゅん こ 高 塚 順 子	高松大学経営学部 教授	
	ひら の み き 平 野 美 紀	香川大学 副学長 香川大学法学部 教授	
	もと き まさ みち 元 木 将 道	弁護士	
労 働 者 代 表	かわ そめ あき こ 川 染 暁 子	アオイ電子労働組合 執行副委員長	
	たて いし たける 立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	
	つち だ かず き 土 田 和 樹	三菱電機労働組合丸亀支部 特別執行役員 電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なか むら とおる 中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長	
	みつ や とも ひろ 三 屋 智 広	U Aゼンセン香川県支部 支部長	
使 用 者 代 表	い で みち よ 井 出 往 代	太洋木材株式会社 取締役副社長 太洋開発株式会社 取締役副社長 株式会社太洋木材市場 取締役副社長	
	おく だ たく み 奥 田 拓 己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長	
	しら いし こう いち 白 石 幸 一	香川県経営者協会 専務理事・事務局長	
	たな つべ けい じ 棚 次 啓 二	株式会社クロダ 代表取締役社長	
	ひ がき くに ひこ 檜 垣 邦 彦	今治造船株式会社 常勤監査役	
任 命 年 月 日		令和7年4月21日（任期は、令和9年4月20日まで）	

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程

（目的）

- 第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

- 第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。
- 3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

- 第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見の提出）

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

（規程の改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和 6 年 3 月 1 5 日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(名称)

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員会は、各側委員が少なくとも1人出席しなければ開くことができない。

3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1人は本委員会の委員でなければならない。

4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

(議事録)

第3条 会議の議事については、議事録を作成する。

(報告)

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(準用)

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年7月31日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

（目的）

- 第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

- 第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

- 第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

- 第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

- 第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告）

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

（雑則）

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

（目的）

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

（会議の公開）

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

（公開の掲示）

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の原則14日前（審議会の日程により、異なる場合もある。）に、香川労働局において掲示する。

（傍聴の申込）

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の原則6日前（審議会の日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又は電子メールにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

（抽選）

第5条 傍聴人は、原則として5名とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、電話等で通知する。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

（名簿）

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

（傍聴）

第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、指定時刻までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

(退去)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

(非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前まで等とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
冷凍調理食品製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合には、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

**香川地方最低賃金審議会
船舶製造・修理業，船舶用機関製造業
最低賃金専門部会運営規程**

（目的）

第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でな

い者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告）

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

（施行期日）

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

第56期 香川地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿(案)

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	高塚 順子	高松大学経営学部 教授
	元木 将道	弁護士
労働者 代表 委員	立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長
	中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長
	三屋 智広	U Aゼンセン香川県支部 支部長
使用者 代表 委員	奥田 拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事
	檜垣 邦彦	今治造船株式会社 常勤監査役

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和7年7月15日

令和 7 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね 3 回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和 7 年 10 月 1 日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和 7 年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金について

は、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和7年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和8年度の申出については、令和7年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(月)発効とするためには、10月15日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(月)発効とするためには、10月15日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月18日(木)		1月17日(土)

令和6年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No.10

香川労働局

区 分		開 催 月 日 と 主 な 議 題			
香川地方 最低賃金審議会	5.4.21 委員委嘱 交代6.4.21 6.7.18 7.1.1	① 令和6年7月2日 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議	② 令和6年7月19日 ・参考人意見聴取	③ 令和6年7月31日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性の有無 の諮問 ・中賃の目安伝達	④ 令和6年8月5日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性有の答申 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃の改正諮問
		⑤ 令和6年8月6日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容:時間額970円 (+52円、5.66%アップ)	⑥ 令和6年8月22日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・6.8.6付け答申どおり決定す ることが適当との答申 (+52円、5.66%アップ)	⑦ 令和6年11月8日 ・香川県船舶製造・修理業、船 用機関製造業最賃の改正決定 ・部会報告について採決によ り結審、答申 ・答申内容:時間額1,093円、 (+52円、5.0%アップ)	⑧ 令和7年3月13日 ・令和7年度特定最賃改正等の 意向確認 ・令和7年度審議の進め方等(案) の審議
運営小委員会	5.7.4 委員指名 交代6.7.2 6.7.19	① 令和6年7月31日 ・特定(機械、船舶、電気)最 賃改正の必要性の有無審議			
公益委員会					
実地視察		① 令和6年9月12日 ・事業場実地視察			
香川県最低賃金	6.7.17 委員委嘱	① 令和6年7月19日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明	② 令和6年7月31日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和6年8月1日 ・令和6年新規学卒者初任給 情報等説明 ・金額審議	④ 令和6年8月5日 ・金額審議
		⑤ 令和6年8月6日 ・金額審議、全会一致で結審、6 条5項を適用し答申 本審へ報告 報告内容:時間額970円 (+52円、5.66%アップ) 令和6年10月2日効力発生			
		冷凍調理食品製造業最低賃金			
専門部会	6.8.27 委員委嘱	はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具製造業最低 賃金	① 令和6年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和6年9月27日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和6年10月7日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容:時間額1,092円 (+52円 5.0%アップ) 令和6.12.15 指定日発効
		船舶製造・修理業、船用機関製造 業最低賃金	① 令和6年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和6年9月27日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和6年10月9日 ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容:時間額1,093円 (+52円、5.0%アップ)
		電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	① 令和6年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和6年10月1日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和6年10月7日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容:時間額1,030円 (+48円 4.89%アップ) 令和6.12.15 指定日発効

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金 1 %上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2 年連続で 5 %を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600 兆円を超える名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 %程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医

療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

（略）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5年間60兆円の官民での生産性向上投資と全国2,000を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの5年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI 等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者

にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が１％にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の 60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約 7 割で未導入となっている。

また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。

工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワ一的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。

- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
 - ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
 - ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。
- また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

② パートナースhip構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体

への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの 5 年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定

した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの 5 年間で集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029 年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための

関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、事業承継・Ｍ＆Ａ補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

（３）12 業種における省力化投資の具体策

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約 400 万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のＩＴツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を 2025 年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パ

パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主な KPI

2025 年度中に、約 40 万者の飲食業を営む企業の 7 割に支援策を周知する。また、2030 年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計 100 件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化する PMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025 年 3 月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度において、補助制度活用件数を年 900 件、施策ホームページ閲覧数を年 40 万 PV、説明会・相談会の参加人数を年 500 人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を 2029 年度までに 28%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジで

の精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主な KPI

2026 年度以降、業界団体等との懇談会を年に 5 回程度行い、各回延べ約 4,300 社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年 1,000 件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を 2029 年度までに 29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POS レジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年 250 回開催する。また、伴走型の相談支援を年 1,000 件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均 110 件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が 20 年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が 8 割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者へ周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主な KPI

2029 年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を 100%にする。

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年 2,800 回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化や IoT システム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効

率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ＩＴ導入補助制度活用件数を年平均 7,500 件以上とする。2030 年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を 9,000 社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を 2029 年度までに、鉄道分野 18%、自動車（物流）分野 25%、自動車（旅客運送）分野 26%、水運分野 22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野 21%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、航空分野では、2029 年度までに労働生産性を 5 %向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、ＤＸ化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

v) 主な KPI

鉄道分野では、2029 年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門 50%、電気部門 45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX 等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を 2029 年度までに 9 %向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者における ICT 活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT 指針）及び優良事例集（ICT 事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICT を活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業における ICT 活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT 活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対し ICT 活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的な ICT 活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主な KPI

2029 年度までに年間実労働時間（1 人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023 年度の建設業は 2,018 時間に対し全産業は 1,956 時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、

生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療ＤＸ、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資する ICT 機器の導入支援、中小・小規模事業者に対する IT 導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療ＤＸ推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主な KPI

2030 年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029 年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を 1,410 時間にする（現状は 1,860 時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029 年までに 8.1%、2040 年までに 33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT 活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を 2029 年に 90%以上を目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場における AI 技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都

道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主な KPI

2029 年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を 90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を 47 都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場への ICT の導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる 4 機能）など保育の周辺業務や補助業務を ICT 活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT 等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育 ICT ラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT 導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT 化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域の ICT 導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主な KPI

2026 年度までに登降園管理機能を始めとする 4 機能をいずれも導入している施設の割合を 20%とする。2029 年度までに事務作業等時間を 2026 年度比で 10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では 1 経営体当たりの生産量を 2030 年までに 2023 年比で約 1.8 倍にすることを目指す。林業では 2030 年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を 2022 年比で 5 割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030 年に漁業就業者 1 人当たりの漁業生産量を 2020 年比で 3 割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主な KPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、

海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週１副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に１回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組１０を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の３事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記３事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するという先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等へのとった対応を徹底する。

（１）M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇（ちゅうちょ）する人が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A 後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A 後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&A キャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&A の意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わりのない民間の M&A アドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

（３）経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A 後の事業の成長加速の観点から、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続 M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人が M&A を行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的な PMI の推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMI を含む M&A 支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&A を含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という３要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記３要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&A や事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&A の際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

４．地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場

人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成ＡＩが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のＡＩ・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにば

らばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ７人に１人である 900 万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和 7 年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成 25 年度以降、累計で約 34% の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和 6 年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

５．最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&A に関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べ

て、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

（略）

<関係部分抜粋>

(略)

業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
（出所）厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

(略)

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針 2025

(令和7年6月13日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方**1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道**

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働

移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率の実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化す

る中であっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を築いていく。

(略)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続

的な賃上げにつなげていくことが求められる。

（三位一体の労働市場改革）

生成ＡＩが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。具体的には、ＡＩを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたり・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約 3,000 人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028 年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休 3 日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者 22 に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収 130 万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025 年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法施行後 5 年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025 年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のＩＴ化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業のロールアップを促進する。事業者

選択型経営者保証非提供制度の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

（略）

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

（略）

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女計）
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与とその他特別給与額（男女別）
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞与とその他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

令和 7 年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女計)

都道府県	男女計							
	年 齢	勤 年 続 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞与 その他 特 別 給与額	労働者数
					現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
全 国	44.1	12.4	160	11	359.6	330.4	954.7	2925 146
北海道	45.9	11.6	161	9	310.3	288.5	722.5	95 376
青森	45.6	13.2	163	10	283.0	259.9	642.8	22 805
岩手	45.0	12.8	161	9	287.6	267.0	717.5	24 630
宮城	43.3	12.0	162	12	325.1	298.1	829.2	51 287
秋田	45.7	13.5	159	8	284.9	265.5	662.8	18 140
山形	45.4	13.9	161	8	294.0	272.4	733.3	22 320
福島	44.8	12.8	161	10	301.6	276.3	705.8	38 873
茨城	44.2	13.1	162	12	342.6	312.5	906.4	63 842
栃木	44.1	13.4	160	12	346.3	314.4	825.3	45 515
群馬	44.4	13.3	163	13	334.6	302.5	848.5	44 341
埼玉	44.9	12.6	162	12	353.0	322.3	859.1	117 477
千葉	44.4	12.3	161	11	349.2	320.3	820.9	99 752
東京	42.9	11.5	157	11	434.3	403.7	1232.2	582 752
神奈川	44.6	13.0	159	11	388.7	355.8	1106.3	181 500
新潟	45.0	13.8	163	10	313.0	288.7	770.4	49 899
富山	44.6	13.4	163	10	320.1	295.2	811.3	26 228
石川	44.3	13.6	162	11	335.4	308.4	866.1	27 059
福井	44.3	12.8	164	11	317.1	290.9	835.7	17 067
山梨	44.6	12.3	162	10	328.5	304.4	794.7	17 216
長野	43.8	13.1	164	10	324.0	298.6	901.8	45 787
岐阜	44.4	12.4	164	11	316.9	289.3	754.1	44 065
静岡	44.5	12.7	162	12	339.2	309.4	920.8	89 128
愛知	42.8	12.8	160	13	368.2	332.6	1065.9	194 434
三重	43.9	13.3	160	13	346.7	309.6	890.4	38 153
滋賀	43.6	12.9	160	13	348.6	312.9	917.1	31 311
京都	43.6	12.0	161	12	354.4	323.3	909.3	54 898
大阪	44.4	12.8	161	11	376.9	348.0	1040.9	234 592
兵庫	44.7	13.1	163	13	349.1	318.8	940.8	105 297
奈良	44.8	12.0	162	11	343.5	312.7	783.3	16 728
和歌山	44.5	12.5	164	10	323.1	297.3	812.1	15 718
鳥取	45.0	12.0	163	9	291.1	269.1	592.9	10 529
島根	43.8	12.6	162	11	295.8	269.3	757.2	12 768
岡山	43.8	12.2	161	11	325.4	296.9	791.2	42 414
広島	44.3	12.7	161	12	344.4	312.7	895.6	63 554
山口	44.6	12.8	161	11	328.6	298.3	886.5	26 698
徳島	45.3	13.6	160	9	315.6	293.0	839.7	13 473
香川	44.6	13.1	161	11	327.1	297.2	807.5	22 978
愛媛	44.6	12.7	163	10	306.2	281.5	752.3	24 756
高知	45.3	12.2	162	8	293.9	273.3	678.2	11 626
福岡	43.6	11.9	161	12	338.3	308.0	871.6	113 916
佐賀	44.1	12.6	163	11	301.2	276.5	727.1	17 023
長崎	45.8	12.8	162	8	298.5	278.4	715.1	23 456
熊本	44.2	12.0	162	10	307.0	283.1	765.5	32 428
大分	45.4	12.1	162	10	309.6	285.0	758.6	20 608
宮崎	46.1	11.9	162	9	281.1	259.8	653.8	19 625
鹿児島	44.3	11.9	164	9	294.5	273.9	722.3	26 832
沖縄	44.5	10.4	161	8	283.3	266.3	535.4	26 271

資料出所 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女別)

都道府県	男								女									
	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数
						現 金 給与額	所定内 給与額								現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人		歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	
全 国	44.9	13.9	162	13	398.6	363.1	1124.9	1836 227	42.7	10.0	158	7	293.9	275.3	667.6	1088 918		
北海道	47.0	13.0	164	11	343.2	316.8	848.8	56 012	44.4	9.7	157	6	263.4	248.2	542.8	39 364		
青 森	46.3	14.8	165	14	321.3	290.2	767.4	12 393	44.7	11.4	161	6	237.4	223.8	494.4	10 413		
岩 手	45.2	13.8	163	12	320.0	291.6	819.7	14 903	44.7	11.3	158	5	238.0	229.3	561.0	9 727		
宮 城	44.2	13.5	163	14	364.6	331.5	1000.6	30 959	42.1	9.7	160	8	265.0	247.3	568.2	20 328		
秋 田	45.9	14.2	161	11	317.0	291.1	757.5	10 384	45.3	12.6	156	5	241.8	231.4	536.0	7 756		
山 形	45.6	15.2	163	10	327.4	300.9	868.4	13 181	45.1	12.0	159	6	245.9	231.2	538.4	9 140		
福 島	45.0	13.8	162	12	338.3	306.0	823.4	23 168	44.5	11.4	159	6	247.5	232.5	532.5	15 705		
茨 城	44.7	14.5	163	14	379.5	342.9	1075.9	41 104	43.3	10.7	159	8	275.8	257.4	599.8	22 738		
栃 木	44.4	14.7	160	15	385.8	346.8	971.3	29 154	43.5	11.0	159	8	275.8	256.8	565.2	16 361		
群 馬	44.7	14.4	164	16	371.7	331.4	980.7	28 457	43.8	11.3	162	7	268.0	250.7	611.5	15 884		
埼 玉	45.7	14.4	163	15	388.3	351.0	1010.5	75 283	43.4	9.5	158	8	289.8	271.0	589.0	42 194		
千 葉	45.2	13.9	163	14	388.0	352.4	975.9	61 402	43.1	9.7	158	7	287.1	268.7	572.7	38 350		
東 京	44.5	12.9	158	12	475.2	440.8	1431.8	371 479	40.1	9.0	155	9	362.4	338.4	881.2	211 273		
神奈川	45.4	14.5	161	14	427.0	387.9	1306.5	115 989	43.1	10.3	156	7	320.8	299.1	751.8	65 510		
新 潟	45.4	15.0	165	12	344.6	315.3	899.5	31 256	44.3	11.6	160	7	259.9	244.2	554.0	18 643		
富 山	44.9	14.5	164	12	352.5	321.6	932.4	16 129	44.1	11.5	162	7	268.3	253.0	617.9	10 098		
石 川	45.0	14.8	163	13	372.1	339.2	988.2	16 849	43.1	11.7	161	7	274.7	257.8	664.5	10 210		
福 井	44.6	13.5	165	14	350.0	317.0	950.3	10 747	43.7	11.7	161	7	261.2	246.4	640.8	6 320		
山 梨	45.6	14.1	164	13	366.6	335.5	985.5	10 656	43.1	9.3	160	6	266.6	253.9	484.8	6 560		
長 野	43.9	14.4	165	12	354.1	324.2	1071.6	29 285	43.7	10.8	161	7	270.6	253.4	600.5	16 502		
岐 阜	44.9	14.2	166	13	355.1	321.1	916.8	27 145	43.7	9.6	162	7	255.7	238.4	493.1	16 920		
静 岡	44.7	14.4	164	14	381.5	343.3	1110.8	56 370	44.0	9.9	158	7	266.5	251.1	593.9	32 759		
愛 知	43.5	14.5	161	15	406.0	363.0	1251.7	132 408	41.4	9.4	159	8	287.5	267.7	669.2	62 026		
三 重	44.4	14.7	160	16	386.0	340.1	1042.2	25 038	43.0	10.5	158	9	271.8	251.4	600.6	13 114		
滋 賀	43.9	14.1	161	15	383.3	340.3	1066.5	21 212	42.8	10.4	158	8	275.8	255.4	603.3	10 099		
京 都	44.7	13.6	163	15	390.0	351.4	1046.2	32 360	42.0	9.8	157	7	303.2	283.0	712.7	22 538		
大 阪	45.4	14.4	162	13	416.3	382.2	1209.4	150 393	42.5	9.9	158	7	306.6	287.1	740.1	84 199		
兵 庫	45.2	14.9	164	15	386.0	347.7	1111.9	68 078	43.7	9.9	160	7	281.7	266.0	628.0	37 219		
奈 良	45.4	13.5	164	14	375.8	339.4	885.3	10 213	43.7	9.7	159	7	292.9	270.8	623.4	6 515		
和歌山	44.3	13.9	166	12	364.2	330.4	977.4	9 310	44.8	10.5	162	6	263.4	249.3	572.0	6 408		
鳥 取	45.8	13.5	165	12	328.9	300.4	706.4	5 875	44.0	10.2	161	6	243.4	229.5	449.6	4 654		
島 根	43.7	13.7	162	13	326.3	293.0	851.6	7 639	43.9	11.1	160	6	250.5	234.1	616.7	5 129		
岡 山	43.9	13.6	162	14	363.5	326.0	947.9	25 775	43.7	9.9	160	6	266.3	251.8	548.5	16 639		
広 島	44.8	13.9	162	15	380.5	340.2	1031.5	40 544	43.3	10.5	159	7	280.8	264.4	656.1	23 009		
山 口	45.2	14.2	162	14	368.5	329.6	1037.8	16 743	43.6	10.4	159	6	261.6	245.7	632.1	9 955		
徳 島	45.4	15.0	162	11	351.2	323.0	978.6	7 944	45.2	11.5	158	6	264.4	249.9	640.0	5 529		
香 川	45.4	14.5	163	14	364.2	329.9	938.2	13 722	43.4	11.0	157	7	272.2	248.7	613.6	9 256		
愛 媛	44.7	14.1	164	13	340.6	308.9	880.6	15 486	44.4	10.3	161	6	248.7	235.9	537.9	9 271		
高 知	45.3	13.2	164	10	321.6	296.6	744.4	6 529	45.3	11.1	159	5	258.4	243.5	593.4	5 096		
福 岡	44.6	13.4	162	15	379.6	341.0	1047.0	69 956	42.1	9.4	158	7	272.7	255.4	592.5	43 959		
佐 賀	43.8	13.5	163	14	334.9	302.0	849.8	9 889	44.6	11.4	162	7	254.6	241.1	557.0	7 134		
長 崎	46.1	13.9	164	11	335.9	308.9	819.5	12 649	45.3	11.5	160	5	254.8	242.7	592.8	10 807		
熊 本	44.8	13.1	162	13	346.6	314.5	898.4	18 441	43.4	10.5	161	6	254.7	241.8	590.3	13 987		
大 分	45.4	13.3	162	13	348.6	317.0	894.2	12 464	45.4	10.4	161	6	249.8	236.0	551.1	8 143		
宮 崎	45.8	12.9	164	12	316.2	288.4	772.9	10 724	46.4	10.8	160	5	238.7	225.4	510.2	8 901		
鹿児島	45.1	13.4	165	12	329.7	303.1	849.5	15 626	43.1	9.7	163	5	245.4	233.1	544.9	11 207		
沖 縄	44.8	11.3	162	10	308.2	286.9	602.2	14 903	44.1	9.2	159	6	250.7	239.3	447.8	11 368		

資料出所 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

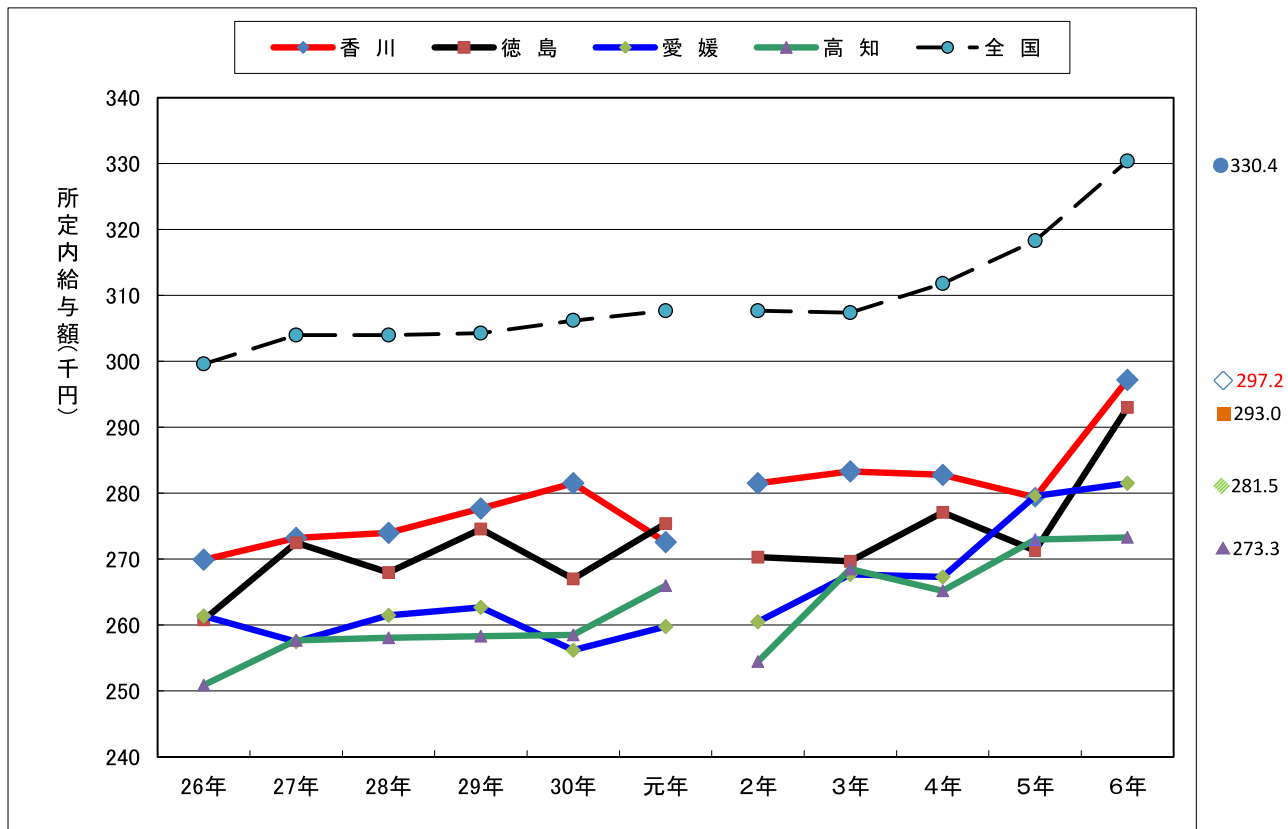
産業計・規模計 (単位:千円)

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
香 川	269.9	273.2	274.0	277.7	281.5	272.6	281.5	283.3	282.8	279.4	297.2
徳 島	260.8	272.5	268.0	274.6	267.0	275.4	270.3	269.7	277.1	271.3	293.0
愛 媛	261.4	257.5	261.5	262.7	256.2	259.8	260.5	267.7	267.3	279.6	281.5
高 知	250.9	257.7	258.1	258.3	258.5	266.0	254.5	268.5	265.2	273.0	273.3
全 国	299.6	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7	307.7	307.4	311.8	318.3	330.4

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

2 「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



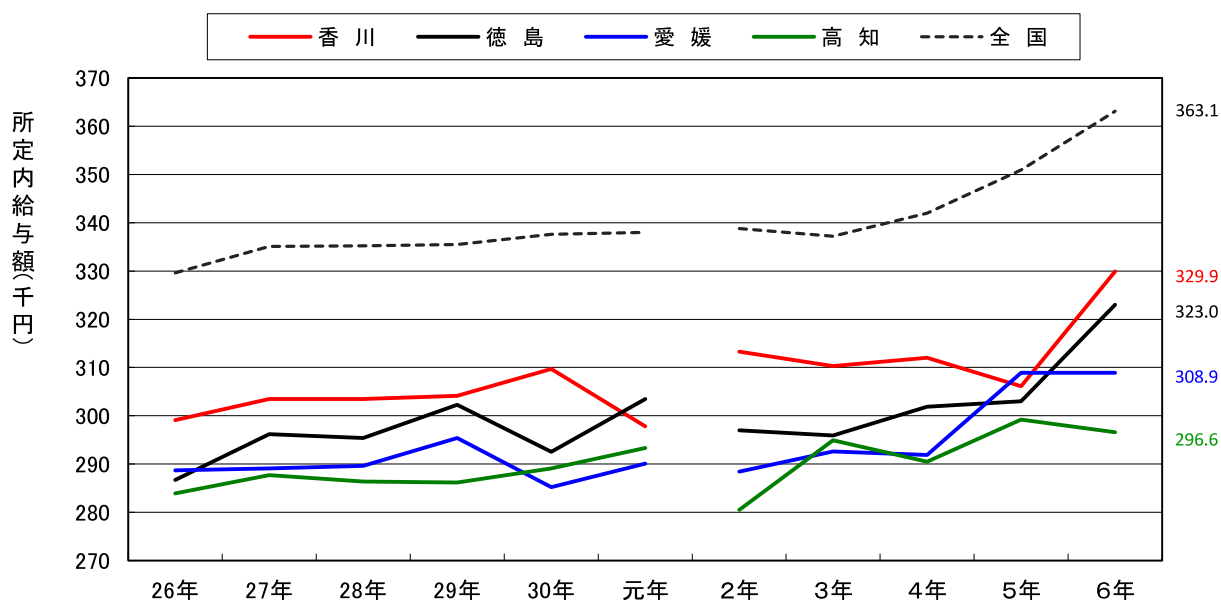
男性

産業計・規模計 (単位:千円)

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
香 川	299.1	303.5	303.5	304.1	309.7	297.8	313.3	310.3	312.0	306.1	329.9
徳 島	286.7	296.2	295.4	302.3	292.5	303.5	297.0	295.9	301.9	303.0	323.0
愛 媛	288.7	289.1	289.6	295.4	285.2	290.1	288.4	292.6	291.9	308.9	308.9
高 知	283.9	287.7	286.4	286.2	289.1	293.3	280.5	294.9	290.5	299.2	296.6
全 国	329.6	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0	338.8	337.2	342.0	350.9	363.1

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



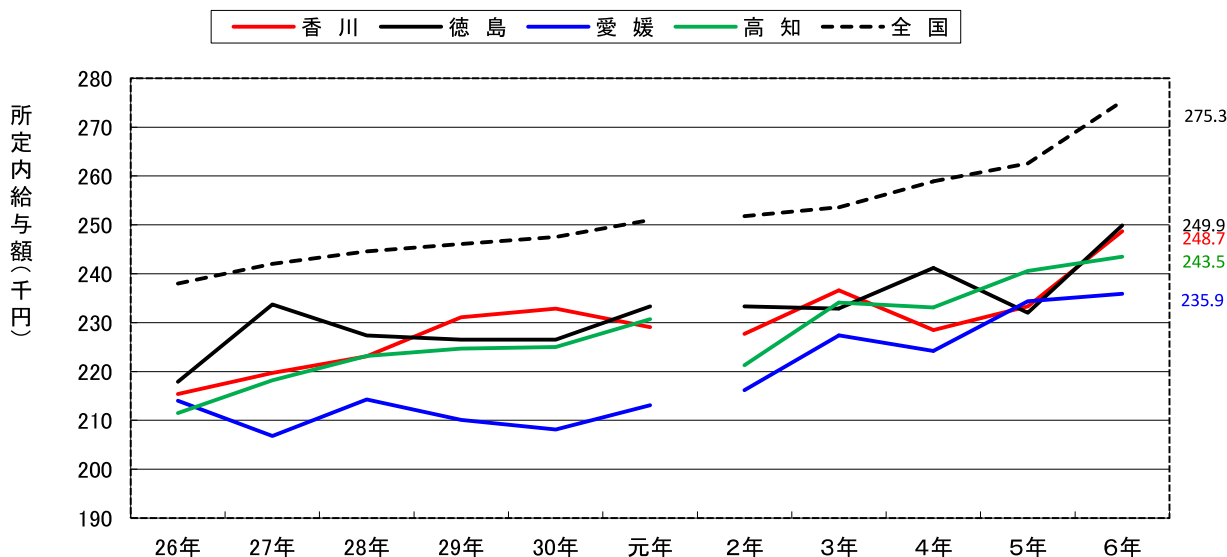
女性

産業計・規模計 (単位:千円)

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
香 川	215.4	219.7	223.1	231.1	232.9	229.1	227.7	236.6	228.5	233.3	248.7
徳 島	217.9	233.7	227.4	226.5	226.5	233.3	233.3	232.9	241.2	232.0	249.9
愛 媛	214.0	206.8	214.3	210.1	208.1	213.1	216.2	227.4	224.2	234.4	235.9
高 知	211.5	218.2	223.2	224.7	225.0	230.7	221.3	234.1	233.1	240.6	243.5
全 国	238.0	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0	251.8	253.6	258.9	262.6	275.3

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

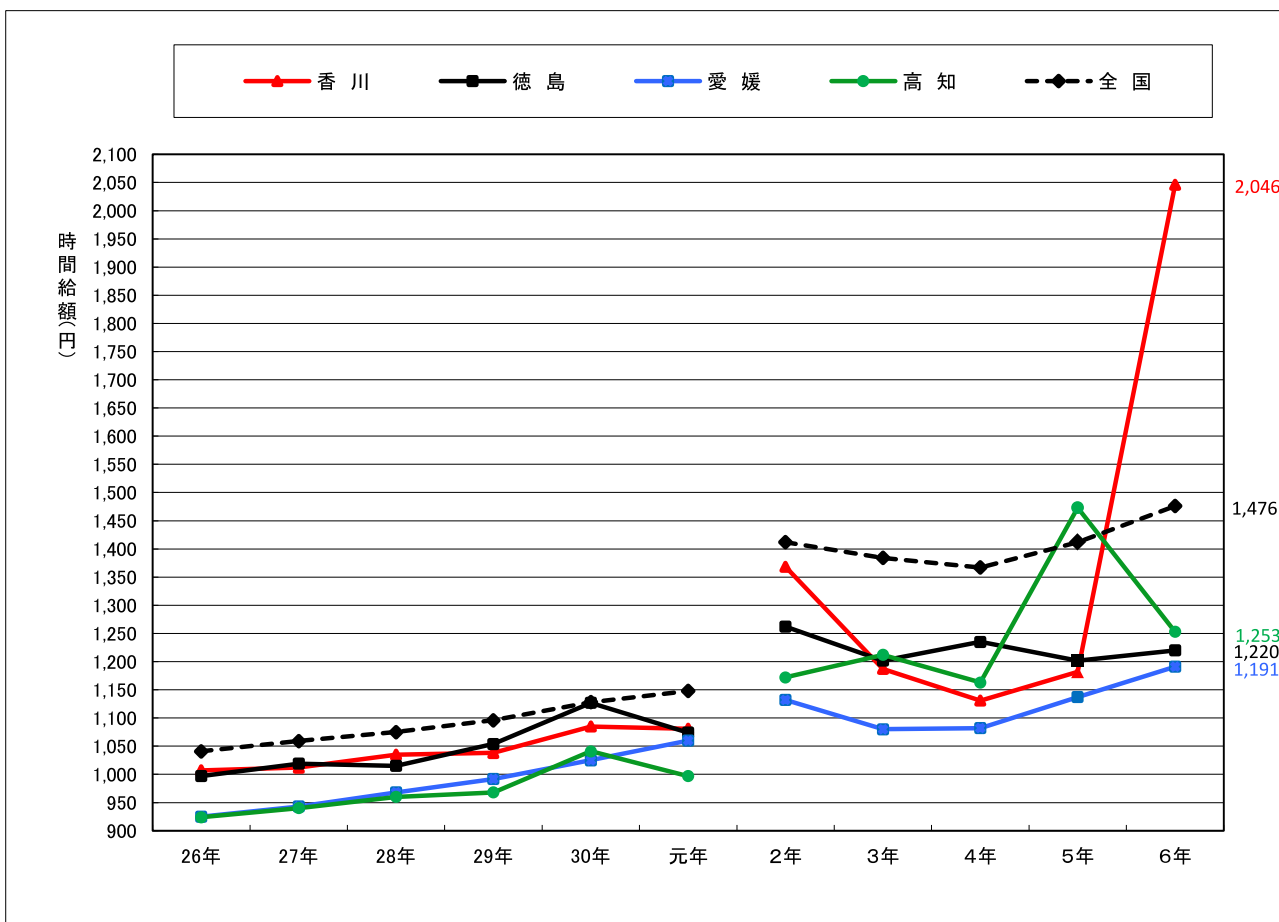
男女計

産業計・企業規模計 (単位: 円)

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
香 川	1,007	1,012	1,035	1,038	1,085	1,081	1,368	1,187	1,131	1,182	2,046
徳 島	997	1,019	1,015	1,054	1,127	1,074	1,262	1,202	1,235	1,202	1,220
愛 媛	925	943	968	992	1,025	1,060	1,132	1,080	1,082	1,137	1,191
高 知	924	940	960	968	1,041	997	1,172	1,212	1,163	1,473	1,253
全 国	1,041	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148	1,412	1,384	1,367	1,412	1,476

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 令和元年までは、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている労働者を除外している。



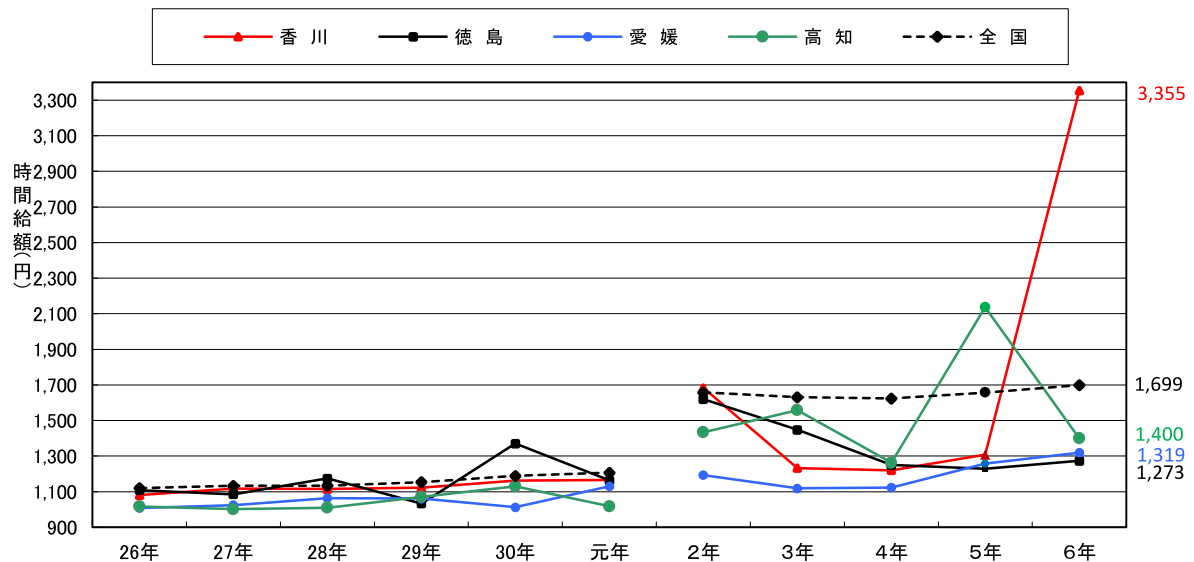
男 性

産業計・企業規模計（単位：円）

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
香 川	1,081	1,118	1,115	1,122	1,162	1,165	1,683	1,233	1,220	1,307	3,355
徳 島	1,109	1,085	1,174	1,033	1,370	1,164	1,620	1,448	1,250	1,228	1,273
愛 媛	1,008	1,024	1,064	1,061	1,013	1,130	1,193	1,119	1,123	1,257	1,319
高 知	1,017	1,002	1,010	1,071	1,130	1,018	1,434	1,558	1,262	2,136	1,400
全 国	1,120	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207	1,658	1,631	1,624	1,657	1,699

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 男女計の注) 2に同じ。



女 性

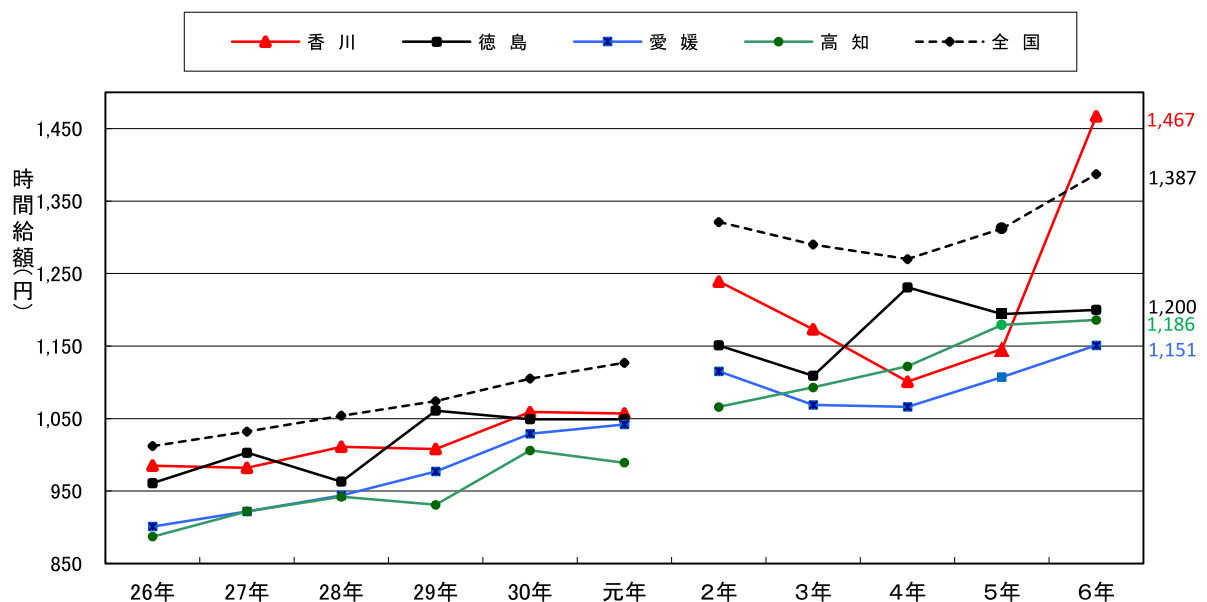
産業計・企業規模計（単位：円）

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
香 川	985	982	1,011	1,008	1,059	1,057	1,239	1,173	1,101	1,146	1,467
徳 島	961	1,003	963	1,061	1,049	1,049	1,151	1,109	1,231	1,194	1,200
愛 媛	901	922	944	977	1,029	1,042	1,115	1,069	1,066	1,107	1,151
高 知	887	922	942	931	1,006	989	1,066	1,093	1,122	1,179	1,186
全 国	1,012	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127	1,321	1,290	1,270	1,312	1,387

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 男女計の注) 2に同じ。



5 短時間労働者(パートタイム)の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額

令和6年 香川県:企業規模計

区 分	男 性						女 性					
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産 業 計	51.2	5.4	13.2	5.0	3,355	17.6	50.1	7.4	15.9	5.2	1,467	40.8
製 造 業	61.1	15.8	17.5	6.5	1,314	141.3	49.4	7.9	19.6	5.8	1,258	142.0
卸売・小売業	52.0	5.7	16.9	4.5	1,232	6.5	49.2	7.8	16.7	5.2	1,109	21.8
宿泊業, 飲食 サービス業	33.5	3.4	13.4	4.6	1,060	5.7	42.4	5.3	13.1	4.7	1,083	5.4
サービス業	57.9	5.2	16.0	5.7	1,201	10.9	58.4	6.0	16.7	5.2	1,113	23.4

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

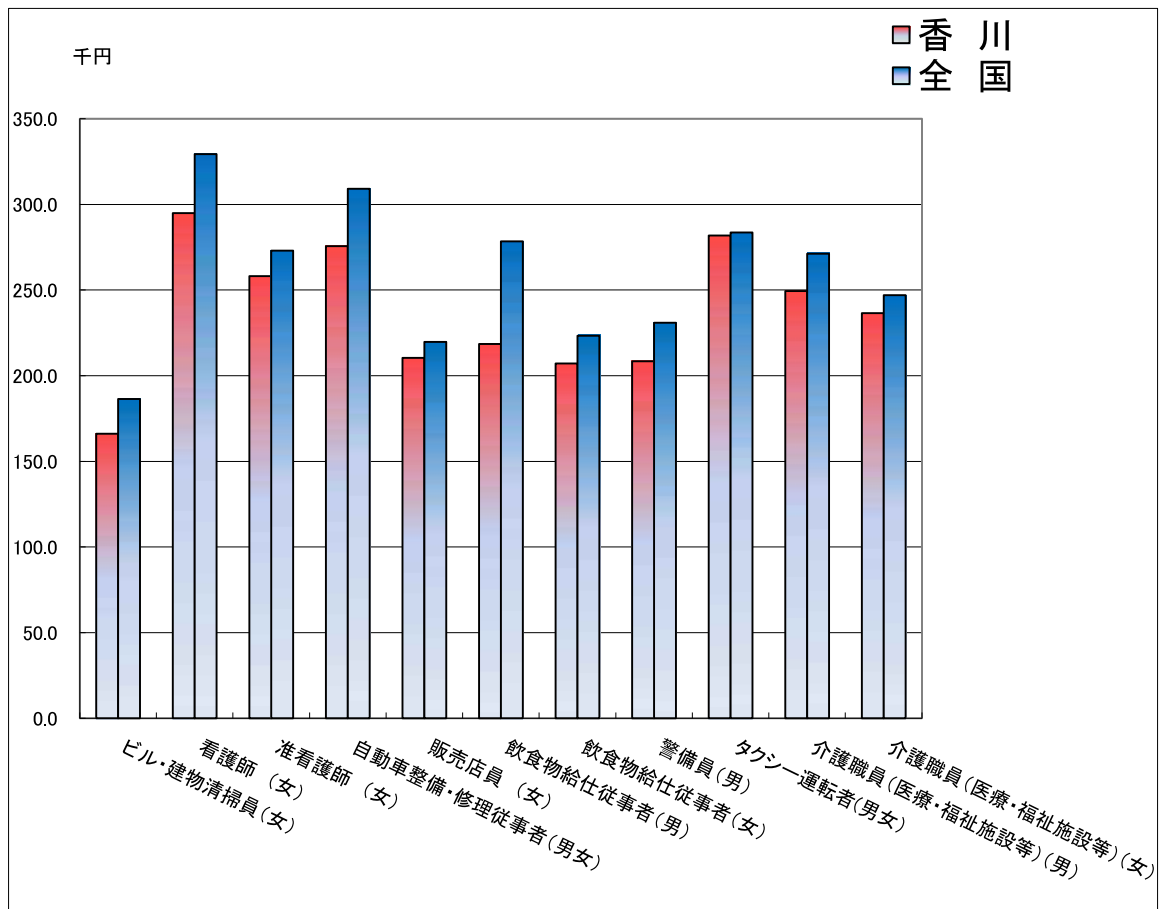
6 職種別所定内給与額

令和6年 産業計・企業規模計（単位：千円）

職 種	香 川	全 国
土木従事者・鉄道線路工事従事者(男女)	272.7	288.4
ビル・建物清掃員(男)	207.8	233.9
ビル・建物清掃員(女)	166.1	186.4
看護師（女）	294.9	329.3
准看護師（女）	258.1	273.0
自動車整備・修理従事者(男女)	275.6	309.1
販売店員（女）	210.4	219.7
飲食物給仕従事者(男)	218.5	278.4
飲食物給仕従事者(女)	207.1	223.3
警備員(男)	208.4	230.9
タクシー運転者(男女)	281.8	283.6
介護職員(医療・福祉施設等)(男)	249.4	271.2
介護職員(医療・福祉施設等)(女)	236.5	247.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

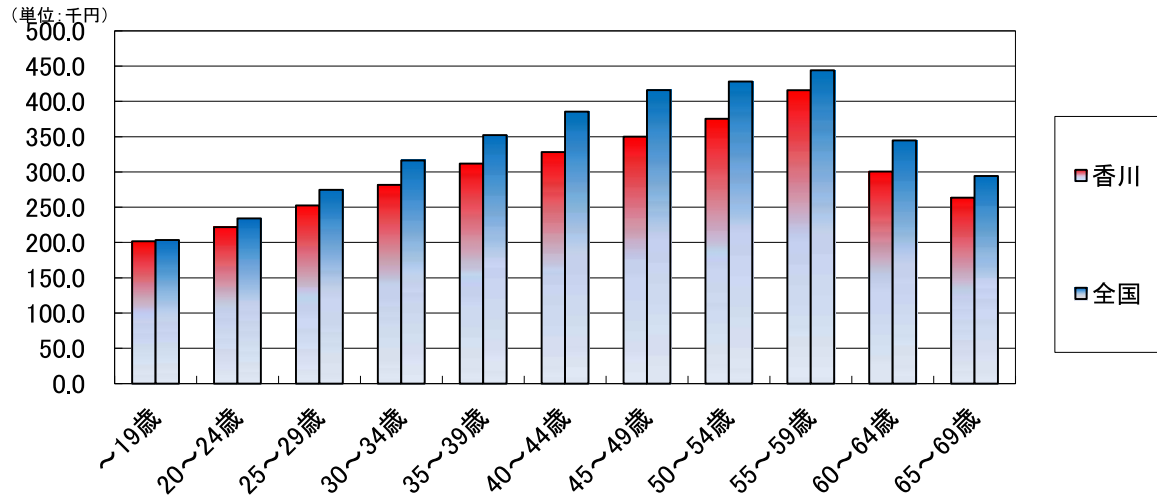
男 性

令和6年 産業計・企業規模計（単位：千円）

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	201.8	221.8	252.6	281.7	311.9	328.2	350.1	375.4	415.9	300.6	263.6
全国	203.6	234.2	274.7	316.3	352.3	385.5	416.0	428.2	444.1	344.7	294.3

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注）賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



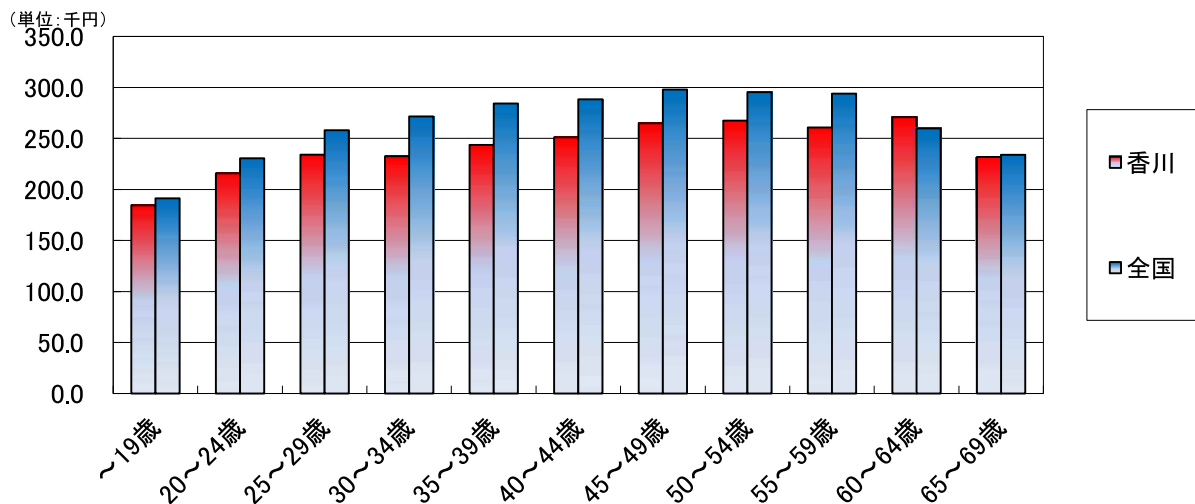
女 性

令和6年 産業計・企業規模計（単位：千円）

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	184.5	215.9	234.1	232.6	243.7	251.2	264.9	267.5	260.8	270.9	231.9
全国	191.3	230.6	258.1	271.6	284.3	288.4	298.0	295.4	294.0	259.9	234.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注）賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

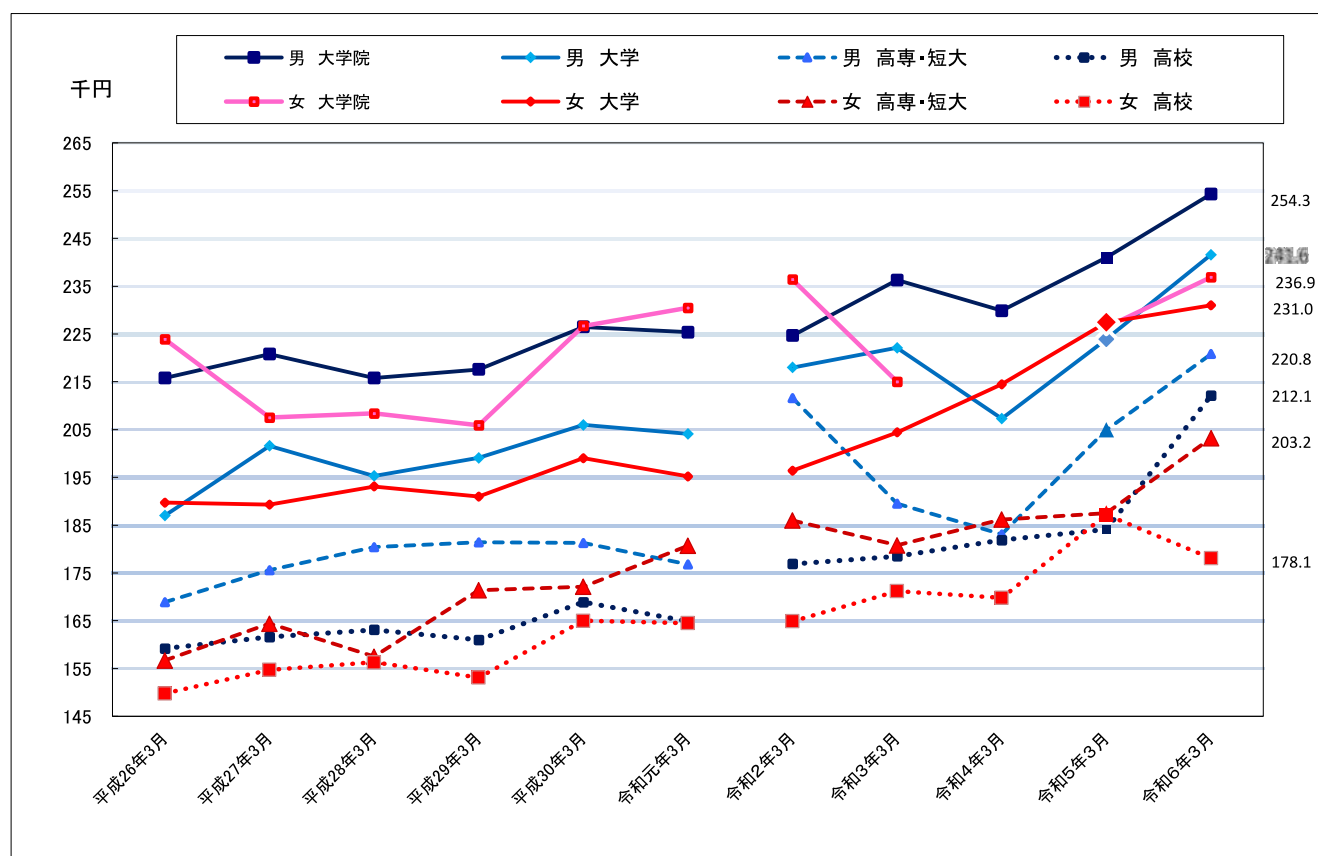
産業計・企業規模計（格差：東京=100）

卒業年月	男								女							
	大学院		大学		高専・短大		高校		大学院		大学		高専・短大		高校	
	所定内給与額 (千円)	格差	所定内給与額 (千円)	格差	所定内給与額 (千円)	格差	所定内給与額 (千円)	格差	所定内給与額 (千円)	格差	所定内給与額 (千円)	格差	所定内給与額 (千円)	格差	所定内給与額 (千円)	格差
令和6年3月	254.3	81.7	241.6	95.0	220.8	83.2	212.1	101.2	236.9	84.5	231.0	90.8	203.2	83.2	178.1	86.2
令和5年3月	241.0	84.0	223.9	91.6	204.9	84.8	184.1	94.1	226.4	86.6	227.4	93.0	187.5	81.3	187.2	103.0
令和4年3月	229.9	80.1	207.3	86.2	183.1	88.2	181.9	91.4			214.5	90.1	186.2	86.5	169.8	84.0
令和3年3月	236.3	92.0	222.1	95.2	189.5	92.7	178.5	92.8	215.0	85.0	204.4	89.9	180.8	89.3	171.2	80.9
令和2年3月	224.7	87.7	218.0	94.0	211.6	94.2	176.9	97.3	236.4	82.5	196.4	86.3	186.0	87.5	164.9	88.3
令和元年3月	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
平成30年3月	226.5	87.1	206.0	93.7	181.3	94.6	168.9	96.3	226.7	91.8	199.0	94.7	172.1	90.9	165.0	94.6
平成29年3月	217.6	90.3	199.1	91.6	181.4	96.8	161.0	92.5	205.9	84.8	191.0	90.1	171.4	90.8	153.1	90.1
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
平成26年3月	215.8	92.0	187.0	87.0	168.9	91.0	159.2	95.0	223.9	94.0	189.7	90.0	156.7	85.0	149.8	89.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 令和元年までは、所定内給与額に通勤手当は含まれていない。



香川県の雇用情勢（令和7年5月分）

- 5月の有効求人倍率（季調値） **1.52倍**（前月差 **▲0.01ポイント**）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.25倍**（前年同月差 **0.11ポイント**）
- 雇用情勢判断 「求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.01ポイント低下。166か月連続で1倍台(全国第4位、全国1.24倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.11ポイント上昇(全国第7位、全国0.98倍)

年 月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	1.45	1.48	1.51	1.51	1.53	1.52
正社員有効求人倍率	1.35	1.27	1.27	1.24	1.21	1.25

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。
 2. 令和6年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。

2 新規求人

- 新規求人(原数値)は、7,869人(前年同月比 **4.2%減**) 2か月連続の減少
 増加した主な産業は、サービス業(他に分類されないもの)、建設業、教育、学習支援業 等
 減少した主な産業は、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、複合サービス事業 等

年 月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	0.5	▲2.9	3.1	2.5	▲1.0	▲4.2

3 新規求職

- 新規求職(原数値)は、3,619人(前年同月比 **8.4%減**) 10か月連続で減少

年 月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	▲2.0	▲8.1	▲10.2	▲2.1	▲7.3	▲8.4

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

香 川 労 働 局 発 表
 令和 7 年 6 月 2 7 日(金)
 午 前 8 : 3 0 解 禁

1. 労働市場

(1) 概 況 有効求人倍率 1.52 倍 (前月より 0.01 ポイント低下) 全国 4 位

5 月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.52 倍(全国 4 位)と前月より 0.01 ポイント低下した。平成 23 年 8 月以降、166 か月連続で 1 倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、サービス業(他に分類されないもの)、建設業、教育、学習支援業等で増加し、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、複合サービス事業等で減少となり、全体で 4.2%減と 2 か月連続で減少した。有効求人(原数値で前年同月比)は、0.3%減と 8 か月ぶりに減少した。新規求職(原数値で前年同月比)は、8.4%減と 10 か月連続で減少、有効求職(原数値で前年同月比)は 5.5%減と 10 か月連続で減少した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松 1.55 倍、丸亀 1.40 倍、坂出 1.32 倍、観音寺 1.22 倍、さぬき 0.89 倍、土庄 1.63 倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.25 倍と 0.11 ポイント上昇した。正社員の新規求人は 3.1%増、非正社員の新規求人は 10.4%減となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は 49.5%と前年同月より 3.5 ポイント上昇した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」とした。

○ 有効求人倍率の推移(季節調整値)

	6 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	7 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
香川県	1.44	1.43	1.44	1.44	1.46	1.46	1.46	1.45	1.48	1.51	1.51	1.53	1.52
四 国	1.27	1.26	1.27	1.28	1.28	1.29	1.29	1.29	1.30	1.30	1.31	1.33	1.34
全 国	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和 6 年 12 月以前の数値は、新季節指数により改訂。

3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.25 倍 (前年同月を 0.11 ポイント上回る)

正社員の有効求人倍率は 1.25 倍となり、前年同月を 0.11 ポイント上回った。10 か月連続で前年同月を上回った。

項 目	年 月	7 年 4 月	7 年 5 月	6 年 5 月	前年同月比、差 (%、ポイント)
正社員新規求人数	(人)	4,171	3,899	3,780	3.1
正社員有効求人数	(人)	11,428	11,458	11,192	2.4
正社員就職件数	(件)	509	455	538	▲15.4
常用フルタイム有効求職者数	(人)	9,469	9,180	9,846	▲6.8
正社員有効求人倍率	(倍)	1.21	1.25	1.14	0.11
正社員充足率	(%)	12.2	11.7	14.2	▲2.5

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)

2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人の動向

新規求人数 7,869 人（前年同月比 4.2%減少）

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 4.2%減と 2 か月連続で減少した。産業別では、建設業 (9.0%増)、製造業 (4.6%減)、情報通信業 (24.4%増)、運輸業、郵便業 (4.1%減)、卸売業、小売業 (22.8%減)、宿泊業、飲食サービス業 (29.3%減)、生活関連サービス業、娯楽業 (6.0%減)、医療、福祉 (0.3%増)、サービス業 (19.8%増) 等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産 業	6年12月	7年1月	7年2月	7年3月	7年4月	7年5月
農 業、林 業、漁 業	▲ 4.1	17.4	6.5	0.0	▲ 65.8	3.4
鉱 業、採石業、砂利採取業	0.0	-	▲ 14.3	▲ 33.3	-	▲ 100.0
建 設 業	▲ 5.0	▲ 20.3	▲ 4.5	3.8	▲ 6.5	9.0
製 造 業	▲ 9.2	14.5	▲ 6.0	3.4	5.9	▲ 4.6
食 料 品 製 造 業	▲ 18.1	27.9	▲ 3.4	▲ 9.5	27.4	7.5
織 維 工 業	▲ 40.0	▲ 34.2	▲ 35.7	17.4	▲ 41.1	▲ 45.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	28.6	▲ 14.3	▲ 44.1	57.7	61.1	▲ 32.1
印 刷 ・ 同 関 連 業	85.0	▲ 1.4	213.8	21.4	1.8	105.1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	▲ 30.3	▲ 22.2	63.0	85.2	13.2	▲ 55.0
金 属 製 品	▲ 2.2	▲ 6.0	▲ 9.9	1.9	▲ 6.5	▲ 8.1
はん用機械器具	5.7	76.5	▲ 26.1	▲ 18.6	80.6	4.3
生産用機械器具	▲ 46.5	▲ 13.6	26.1	▲ 37.0	▲ 14.3	140.0
電子部品・デバイス・電子回路	▲ 33.3	▲ 61.5	171.4	50.0	14.3	37.5
電 気 機 械 器 具	▲ 25.0	64.0	44.0	▲ 51.3	5.2	▲ 32.6
輸送用機械器具製造業	35.5	59.8	▲ 39.5	20.4	▲ 17.5	2.5
電気・ガス・熱供給・水道業	(75.0)	(▲ 24.0)	(▲ 4.0)	(40.0)	▲ 20.0	12.5
情 報 通 信 業	▲ 29.4	14.6	▲ 57.8	▲ 56.3	72.7	24.4
運 輸 業、郵 便 業	(4.6)	(24.6)	(▲ 7.9)	(▲ 0.7)	20.1	▲ 4.1
卸 売 業、小 売 業	(▲ 9.1)	(▲ 3.1)	(▲ 6.6)	(7.8)	▲ 0.6	▲ 22.8
卸 売 業	(▲ 0.9)	(▲ 2.5)	(▲ 3.1)	(13.7)	25.9	13.5
小 売 業	(▲ 14.8)	(▲ 3.5)	(▲ 8.4)	(3.3)	▲ 10.7	▲ 37.1
金 融 業、保 険 業	9.8	33.8	3.6	69.0	▲ 7.5	▲ 30.0
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	30.5	▲ 29.7	0.0	8.9	1.3	▲ 4.7
学術研究、専門・技術サービス業	▲ 2.7	▲ 0.6	22.4	4.9	18.1	13.9
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	2.0	3.8	▲ 28.6	▲ 20.9	▲ 11.9	▲ 29.3
生活関連サービス業、娯楽業	▲ 27.6	▲ 26.2	35.4	▲ 24.7	▲ 18.4	▲ 6.0
教 育、学 習 支 援 業	121.7	▲ 26.6	117.9	21.9	24.4	41.9
医 療、福 祉	(▲ 1.8)	(▲ 10.5)	(24.0)	(▲ 1.5)	2.2	0.3
医 療 業	(▲ 4.6)	(▲ 9.1)	(20.0)	(▲ 9.9)	3.2	▲ 0.8
社 会 保 険 ・ 福 祉 ・ 介 護	(0.1)	(▲ 10.9)	(25.8)	(4.7)	1.5	0.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	17.6	32.3	32.3	3.6	19.4	▲ 76.2
サービス業（他に分類されないもの）	(34.6)	(6.8)	(7.4)	(30.6)	▲ 5.7	19.8
公 務 ・ そ の 他	▲ 16.2	▲ 2.9	▲ 5.6	▲ 10.8	▲ 16.7	▲ 5.4

(注) パートタイムを含む全数。 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表したものを、対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

- 建設業 新規の業務受注が主な増加要因であるが、他に慢性的な人手不足、従業員の高齢化や欠員補充に伴い求人が提出され増加した。
- 製造業 印刷・同関連業では他の求人媒体での応募がなく求人が提出され増加したが、パルプ・紙・紙加工品製造業では求人提出時期のずれ等により減少した。
- 運輸業、郵便業 今年度新設事業所の求人や慢性的な人手不足により求人が提出されているが、一部充足や求人提出時期のずれ等により全体として減少した。
- 卸売業、小売業 卸売業は慢性的な人手不足等による求人提出により増加したが、小売業は求人提出時期のずれ等により減少した。
- 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業は一部充足等のため減少しており、飲食業は昨年度産業分類が変更になった事業所があり減少となった。
- 教育、学習支援業 昨年度産業分類が変更になった事業所があり、求人が提出され増加した。
- 複合サービス事業 求人提出時期のずれが、主な減少要因である。
- サービス業 労働者派遣業の事業所が瀬戸内国際芸術祭夏会期の求人提出したことが、主な増加要因である。

(4) 求職の動向 新規求職者数 3,619 人（前年同月比 8.4%減少）

パートを含む新規求職者（原数値）は、前年同月比 8.4%減と 10 か月連続で減少した。うち、一般求職者は 6.6%減と 13 か月連続で減少、パート求職者は 10.6%減と 2 か月連続で減少した。

○職業別常用有効求人倍率

(倍)

専 門 ・ 技 術 的 職 業	2.05
事 務 的 職 業	0.62
販 売 の 職 業	2.49
サ ー ビ ス の 職 業	3.21
生 産 工 程 の 職 業	2.41
輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	2.38
建 設 ・ 採 掘 の 職 業	6.96
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	1.24

(注) 1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時・季節を除きパートを含む常用の原数値。
2. 職業分類は、平成 21 年 12 月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※ 職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 6.6%減と 13 か月連続で減少した。常用有効求職者は前年同月比 6.8%減と 13 か月連続で減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移

(%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
常用 新規 求職	7 年 1 月	▲6.9	▲9.1	▲7.2	▲10.9	▲16.3	6.6	5.3
	2 月	▲11.3	▲14.4	▲11.3	▲14.7	▲11.3	▲7.4	▲3.3
	3 月	▲4.4	1.5	▲8.2	▲4.4	▲9.6	1.3	1.9
	4 月	▲7.2	▲16.6	▲3.8	▲12.1	▲8.8	▲1.1	1.3
	5 月	▲6.6	▲6.9	▲11.8	▲13.7	▲3.6	1.8	4.4
常用 有効 求職	7 年 1 月	▲6.7	▲5.1	▲7.1	▲9.0	▲10.9	▲1.1	▲1.4
	2 月	▲8.2	▲10.2	▲7.2	▲11.4	▲12.1	▲2.0	▲1.5
	3 月	▲7.0	▲8.7	▲5.6	▲11.0	▲9.8	▲1.6	▲2.0
	4 月	▲6.3	▲8.1	▲5.1	▲11.2	▲8.7	▲0.4	0.4
	5 月	▲6.8	▲10.8	▲7.6	▲9.8	▲8.2	▲0.5	0.4

(注) 雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 10.1%減と 10 か月連続で減少、離職者は 4.8%減と 13 か月連続で減少した。うち、事業主都合離職者は 4.2%増と 4 か月ぶりに増加、自己都合離職者は 7.8%減と 10 か月連続で減少した。無業者は 5.8%減と 4 か月連続で減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比

(%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
計		▲6.6	▲6.9	▲11.8	▲13.7	▲3.6	1.8	4.4
求 職 理 由	在 職 者	▲10.1	▲10.6	▲28.7	▲11.4	▲0.6	6.9	9.4
	離 職 者	▲4.8	6.8	▲2.7	▲15.1	▲8.6	0.3	1.8
	事業主都合	4.2	▲50.0	10.3	▲12.0	37.7	▲3.6	▲3.6
	自己都合	▲7.8	12.5	▲4.6	▲14.4	▲18.6	▲1.9	0.0
	無 業 者	▲5.8	▲29.3	4.3	▲15.8	57.9	0.0	37.5

(注) 雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向

就職件数 1,168 件 (前年同月比 10.6%減少)

パートを含む就職件数は、前年同月比 10.6%減と 7 か月連続で減少した。うち一般は 17.1%減と 4 か月連続で減少、パートは 3.5%減と 2 か月連続で減少となった。

パートを含む新規就職率は 32.3%で、前年同月を 0.8 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比

(%)

	全 数	一 般	パート		
			44 歳以下	45 歳以上	
7 年 1 月	▲4.4	3.3	7.4	▲1.3	▲12.8
2 月	▲11.2	▲16.5	▲16.9	▲16.1	▲5.0
3 月	▲0.9	▲2.3	2.1	▲6.2	0.9
4 月	▲7.8	▲12.7	▲20.6	▲3.5	▲2.1
5 月	▲10.6	▲17.1	▲21.8	▲11.7	▲3.5

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係

受給者実人員 3,008 人(前年同月比 11.2%減少)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 11.2%減と 10 か月連続で減少した。

○年齢別受給者実人員

(人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,008	▲11.2
29 歳以下	434	▲6.7
30～44 歳	741	▲13.5
45～59 歳	1,045	▲12.9
60 歳以上	788	▲8.9
44 歳以下	1,175	▲11.1
45 歳以上	1,833	▲11.2

[事業主都合離職者の動き]

事業主都合離職者数は、前年同月比 11.2%減と 2 か月連続で減少した。

建設業は 2 か月連続で減少、製造業は 2 か月ぶりに増加、運輸、郵便業は 2 か月ぶりに増加、卸売・小売業は 2 か月ぶりに減少、宿泊業、飲食サービス業は 2 か月連続で増加、医療、福祉は 2 か月連続で減少、サービス業は 2 か月ぶりに減少した。

○産業別事業主都合離職者

(人、%)

	事業主都合離職者数	前年同月比
産 業 計	135	▲11.2
建設業	13	▲35.0
製造業	43	38.7
運輸、郵便業	15	25.0
卸売・小売業	25	▲21.9
宿泊、飲食サービス業	10	100.0
医療、福祉	15	▲11.8
サービス業	6	▲57.1

(注) 1. 「高年齢+特例」被保険者を含む。

2. 経済情勢（2025 年 6 月 1 1 日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概 況

- 香川県内の景気は、持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は緩やかな増加基調にある。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。3 月短観における設備投資（全産業）をみると、2024 年度は、前年を上回る見込みとなっている。2025 年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、緩やかな増加基調にある。大型小売店の売上は、緩やかな増加基調にある。乗用車販売は、持ち直している。家電販売は、持ち直している。

主要観光地の入込客数（2～4 月）は前年を上回った。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。
化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。汎用・生産用機械は、持ち直しの動きがみられる。金属製品は、持ち直している。電気機械は、緩やかに持ち直している。輸送機械は、振れを伴いつつも、横ばい圏内の動きとなっている。
- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、3%台半ばのプラスとなっている。

2025年5月分

職業別 求人・求職状況
(常用的パートタイム)

香川労働局

有効求人数		有効求人倍率 (倍)		有効求職者数			
	構成比				構成比	男	女
7,542	100.0%	1.08	職業計	6,998	100.0%	2,348	4,643
4	0.1%	2.00	A 管理的職業従事者	2	0.0%	1	1
1,215	16.1%	1.65	B 専門的・技術的職業従事者	735	10.5%	129	605
2	0.0%	0.20	07製造技術者（開発）	10	0.1%	7	3
4	0.1%	0.18	08製造技術者（開発を除く）	22	0.3%	14	8
10	0.1%	1.11	09建築・土木・測量技術者	9	0.1%	9	0
37	0.5%	1.23	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	30	0.4%	9	21
358	4.7%	1.48	13保健師，助産師，看護師	242	3.5%	6	235
176	2.3%	3.26	14医療技術者	54	0.8%	4	50
60	0.8%	1.82	15その他の保健医療従事者	33	0.5%	11	22
329	4.4%	1.82	16社会福祉専門職業従事者	181	2.6%	17	164
6	0.1%	0.15	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	40	0.6%	8	32
226	3.0%	2.46	05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	92	1.3%	30	62
803	10.6%	0.60	C 事務従事者	1,340	19.1%	217	1,122
615	8.2%	0.51	25一般事務従事者	1,210	17.3%	178	1,031
81	1.1%	2.08	26会計事務従事者	39	0.6%	11	28
35	0.5%	1.94	28営業・販売事務従事者	18	0.3%	6	12
619	8.2%	2.65	D 販売従事者	234	3.3%	51	183
474	6.3%	2.29	32商品販売従事者	207	3.0%	30	177
14	0.2%	0.58	34営業職業従事者	24	0.3%	21	3
2,602	34.5%	3.88	E サービス職業従事者	670	9.6%	131	537
686	9.1%	3.50	36介護サービス職業従事者	196	2.8%	29	167
116	1.5%	3.63	37保健医療サービス職業従事者	32	0.5%	4	27
75	1.0%	2.08	38生活衛生サービス職業従事者	36	0.5%	6	30
765	10.1%	4.45	39飲食物調理従事者	172	2.5%	37	135
648	8.6%	6.29	40接客・給仕職業従事者	103	1.5%	12	91
104	1.4%	3.15	41居住施設・ビル等管理人	33	0.5%	27	6
195	2.6%	2.12	42その他のサービス職業従事者	92	1.3%	16	75
164	2.2%	3.15	F 保安職業従事者	52	0.7%	49	3
82	1.1%	1.00	G 農林漁業従事者	82	1.2%	49	33
391	5.2%	1.46	H 生産工程従事者	267	3.8%	120	147
0	0.0%	0.00	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	2	0.0%	2	0
11	0.1%	2.20	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	5	0.1%	4	1
22	0.3%	0.92	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	24	0.3%	21	3
257	3.4%	1.62	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	159	2.3%	45	114
37	0.5%	2.64	54機械組立従事者	14	0.2%	9	5
45	0.6%	4.50	55機械整備・修理従事者	10	0.1%	9	1
5	0.1%	0.83	57製品検査従事者（金属製品を除く）	6	0.1%	1	5
2	0.0%	1.00	58機械検査従事者	2	0.0%	1	1
6	0.1%	0.14	59生産関連・生産類似作業従事者	44	0.6%	27	17
185	2.5%	1.45	I 輸送・機械運転従事者	128	1.8%	119	9
160	2.1%	1.80	61自動車運転従事者	89	1.3%	80	9
11	0.1%	0.61	64定置・建設機械運転従事者	18	0.3%	18	0
26	0.3%	1.08	J 建設・採掘従事者	24	0.3%	22	2
5	0.1%	2.50	65建設躯体工事従事者	2	0.0%	1	1
7	0.1%	1.00	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	7	0.1%	7	0
4	0.1%	0.67	67電気工事従事者	6	0.1%	5	1
10	0.1%	1.11	68土木作業従事者	9	0.1%	9	0
1,451	19.2%	1.14	K 運搬・清掃・包装等従事者	1,269	18.1%	540	729
247	3.3%	1.53	70運搬従事者	161	2.3%	105	56
641	8.5%	1.91	71清掃従事者	335	4.8%	131	204
91	1.2%	1.36	72包装従事者	67	1.0%	10	57
1,329	17.6%	2.62	(福祉関連計)	507	7.2%	46	460

* 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分により表章したもの。

* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

2025年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金
	フルタイム (月額)		パート (時間額)		フルタイム (月額)		
	上限	下限	上限	下限			
職業計	275,177	～ 210,538	1,225	～ 1,097	215,453		
A 管理的職業従事者	307,593	～ 264,254	-	～ -	250,000		
B 専門的・技術的職業従事者	304,524	～ 225,477	1,553	～ 1,304	229,027		
07製造技術者（開発）	290,889	～ 209,189	1,060	～ 1,030			
08製造技術者（開発を除く）	305,843	～ 220,499	1,500	～ 1,300			
09建築・土木・測量技術者	386,586	～ 238,572	1,186	～ 1,101			
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	481,155	～ 332,811	3,223	～ 2,346			
13保健師，助産師，看護師	281,703	～ 221,231	1,568	～ 1,349			
14医療技術者	293,933	～ 228,884	1,704	～ 1,351			
16社会福祉専門職業従事者	273,150	～ 219,636	1,332	～ 1,144			
C 事務従事者	240,648	～ 194,036	1,170	～ 1,072	202,249		
25一般事務従事者	223,207	～ 188,263	1,174	～ 1,079			
26会計事務従事者	266,217	～ 197,408	1,177	～ 1,041			
28営業・販売事務従事者	297,937	～ 214,112	1,178	～ 1,061			
D 販売従事者	286,121	～ 221,286	1,095	～ 1,012	218,878		
32商品販売従事者	253,919	～ 200,999	1,103	～ 1,017			
34営業職業従事者	298,065	～ 228,461	1,380	～ 1,160			
E サービス職業従事者	241,744	～ 194,507	1,204	～ 1,064	199,057		
36介護サービス職業従事者	233,785	～ 192,569	1,281	～ 1,078			
37保健医療サービス職業従事者	220,494	～ 182,453	1,461	～ 1,195			
39飲食物調理従事者	236,832	～ 191,998	1,136	～ 1,028			
40接客・給仕職業従事者	271,616	～ 209,611	1,144	～ 1,040			
41居住施設・ビル等管理人	217,675	～ 192,619	1,062	～ 1,062			
F 保安職業従事者	219,845	～ 187,496	1,197	～ 1,051	182,353		
G 農林漁業従事者	235,585	～ 195,748	1,151	～ 1,014	192,500		
H 生産工程従事者	274,039	～ 205,713	1,097	～ 1,014	215,946		
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	271,291	～ 209,362	-	～ -			
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	275,143	～ 207,009	1,204	～ 1,022			
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	238,029	～ 196,898	1,056	～ 997			
55機械整備・修理従事者	316,954	～ 216,236	1,383	～ 1,033			
57製品検査従事者（金属製品を除く）	251,039	～ 198,553	1,330	～ 1,085			
58機械検査従事者	288,525	～ 210,783	-	～ -			
59生産関連・生産類似作業従事者	292,466	～ 211,429	1,150	～ 1,025			
I 輸送・機械運転従事者	297,397	～ 230,607	1,203	～ 1,107	234,825		
61自動車運転従事者	304,148	～ 235,410	1,217	～ 1,103			
64定置・建設機械運転従事者	311,381	～ 218,991	-	～ -			
J 建設・採掘従事者	332,664	～ 218,147	1,330	～ 1,145	251,316		
65建設躯体工事従事者	342,018	～ 224,332	-	～ -			
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	343,221	～ 224,129	1,350	～ 1,150			
67電気工事従事者	308,333	～ 202,738	-	～ -			
68土木作業従事者	335,503	～ 220,808	1,250	～ 1,125			
K 運搬・清掃・包装等従事者	230,819	～ 193,854	1,055	～ 1,026	204,329		
70運搬従事者	244,577	～ 199,939	1,076	～ 1,050			
71清掃従事者	208,642	～ 188,487	1,043	～ 1,019			
72包装従事者	201,649	～ 180,533	1,088	～ 1,033			
73その他の運搬・清掃・包装従事者	221,150	～ 186,557	1,060	～ 1,025			

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2025年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金
	フルタイム (月額)		パート (時間額)		フルタイム (月額)		
	上限	下限	上限	下限			
職業計	283,196	～ 213,860	1,239	～ 1,109	217,765		
A 管理的職業従事者	315,840	～ 274,172	-	～ -	250,000		
B 専門的・技術的職業従事者	310,667	～ 224,720	1,588	～ 1,336	233,267		
07製造技術者（開発）	300,000	～ 204,450	1,060	～ 1,030			
08製造技術者（開発を除く）	297,634	～ 218,003	1,500	～ 1,300			
09建築・土木・測量技術者	391,490	～ 237,239	-	～ -			
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	577,218	～ 383,168	4,025	～ 2,788			
13保健師，助産師，看護師	278,355	～ 222,881	1,580	～ 1,379			
14医療技術者	304,437	～ 231,154	1,717	～ 1,376			
16社会福祉専門職業従事者	263,361	～ 211,669	1,281	～ 1,126			
C 事務従事者	245,488	～ 196,789	1,166	～ 1,064	206,691		
25一般事務従事者	226,056	～ 190,953	1,172	～ 1,068			
26会計事務従事者	269,875	～ 201,413	1,196	～ 1,074			
28営業・販売事務従事者	310,204	～ 217,101	1,083	～ 990			
D 販売従事者	297,788	～ 228,853	1,098	～ 1,022	229,375		
32商品販売従事者	284,745	～ 212,319	1,110	～ 1,022			
34営業職業従事者	301,194	～ 232,581	1,300	～ 1,133			
E サービス職業従事者	243,891	～ 197,023	1,209	～ 1,069	200,556		
36介護サービス職業従事者	234,306	～ 194,539	1,287	～ 1,076			
37保健医療サービス職業従事者	223,697	～ 183,582	1,746	～ 1,386			
39飲食物調理従事者	238,959	～ 195,753	1,159	～ 1,032			
40接客・給仕職業従事者	266,255	～ 217,699	1,121	～ 1,049			
41居住施設・ビル等管理人	216,794	～ 189,949	1,065	～ 1,065			
F 保安職業従事者	212,913	～ 186,095	1,200	～ 1,035	193,333		
G 農林漁業従事者	331,667	～ 223,333	994	～ 988	198,000		
H 生産工程従事者	288,666	～ 210,304	1,097	～ 1,008	224,118		
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	318,663	～ 207,171	-	～ -			
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	268,828	～ 206,154	970	～ 970			
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	271,444	～ 217,360	1,061	～ 992			
55機械整備・修理従事者	301,628	～ 209,703	1,450	～ 1,000			
57製品検査従事者（金属製品を除く）	281,000	～ 212,500	-	～ -			
58機械検査従事者	-	-	-	～ -			
59生産関連・生産類似作業従事者	324,748	～ 210,681	-	～ -			
I 輸送・機械運転従事者	300,644	～ 229,304	1,232	～ 1,114	236,667		
61自動車運転従事者	305,199	～ 233,478	1,251	～ 1,123			
64定置・建設機械運転従事者	294,300	～ 220,938	-	～ -			
J 建設・採掘従事者	344,549	～ 222,539	1,400	～ 1,200	258,889		
65建設躯体工事従事者	349,972	～ 234,150	-	～ -			
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	366,030	～ 232,212	1,400	～ 1,200			
67電気工事従事者	318,053	～ 201,500	-	～ -			
68土木作業従事者	341,615	～ 228,838	-	～ -			
K 運搬・清掃・包装等従事者	243,649	～ 203,337	1,051	～ 1,023	208,795		
70運搬従事者	255,298	～ 212,080	1,069	～ 1,046			
71清掃従事者	215,070	～ 190,599	1,049	～ 1,022			
72包装従事者	-	-	1,125	～ 1,093			
73その他の運搬・清掃・包装従事者	249,239	～ 194,468	1,041	～ 1,013			

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2025年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 丸亀

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金
	フルタイム (月額)		パート (時間額)				フルタイム (月額)
	上限	下限	上限	下限			
職業計	267, 553	～ 208, 537	1, 227	～ 1, 095			219, 339
A 管理的職業従事者	273, 333	～ 223, 333	-	～ -			-
B 専門的・技術的職業従事者	294, 663	～ 227, 729	1, 496	～ 1, 266			230, 217
07製造技術者（開発）	223, 670	～ 223, 670	-	～ -			
08製造技術者（開発を除く）	340, 000	～ 215, 000	-	～ -			
09建築・土木・測量技術者	363, 161	～ 231, 869	-	～ -			
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	451, 500	～ 310, 031	2, 500	～ 2, 000			
13保健師，助産師，看護師	285, 364	～ 214, 662	1, 482	～ 1, 300			
14医療技術者	282, 792	～ 234, 917	1, 676	～ 1, 376			
16社会福祉専門職業従事者	296, 825	～ 236, 013	1, 407	～ 1, 186			
C 事務従事者	233, 284	～ 192, 270	1, 191	～ 1, 080			200, 435
25一般事務従事者	223, 652	～ 188, 584	1, 190	～ 1, 108			
26会計事務従事者	236, 073	～ 180, 917	1, 350	～ 985			
28営業・販売事務従事者	282, 490	～ 222, 554	1, 000	～ 970			
D 販売従事者	283, 372	～ 207, 777	1, 136	～ 1, 031			233, 636
32商品販売従事者	231, 778	～ 191, 656	1, 136	～ 1, 031			
34営業職業従事者	304, 479	～ 214, 372	-	～ -			
E サービス職業従事者	232, 202	～ 188, 721	1, 225	～ 1, 065			177, 692
36介護サービス職業従事者	235, 382	～ 192, 256	1, 297	～ 1, 091			
37保健医療サービス職業従事者	219, 714	～ 186, 007	1, 413	～ 1, 053			
39飲食物調理従事者	219, 882	～ 178, 601	1, 094	～ 1, 038			
40接客・給仕職業従事者	260, 124	～ 193, 538	1, 155	～ 1, 040			
41居住施設・ビル等管理人	230, 000	～ 230, 000	970	～ 970			
F 保安職業従事者	234, 803	～ 188, 190	1, 148	～ 1, 021			150, 000
G 農林漁業従事者	258, 427	～ 197, 600	1, 143	～ 978			173, 333
H 生産工程従事者	276, 019	～ 213, 817	1, 110	～ 1, 033			218, 108
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	256, 497	～ 212, 170	-	～ -			
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	286, 577	～ 215, 983	1, 300	～ 1, 050			
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	222, 964	～ 197, 415	1, 058	～ 1, 012			
55機械整備・修理従事者	369, 283	～ 244, 514	1, 250	～ 1, 100			
57製品検査従事者（金属製品を除く）	196, 151	～ 192, 818	-	～ -			
58機械検査従事者	289, 975	～ 219, 975	-	～ -			
59生産関連・生産類似作業従事者	290, 271	～ 223, 408	-	～ -			
I 輸送・機械運転従事者	273, 670	～ 221, 096	1, 163	～ 1, 055			218, 696
61自動車運転従事者	277, 318	～ 223, 617	1, 163	～ 1, 055			
64定置・建設機械運転従事者	382, 215	～ 219, 275	-	～ -			
J 建設・採掘従事者	331, 190	～ 216, 192	1, 200	～ 1, 000			263, 333
65建設躯体工事従事者	314, 745	～ 202, 033	-	～ -			
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	335, 384	～ 214, 712	1, 200	～ 1, 000			
67電気工事従事者	290, 020	～ 220, 227	-	～ -			
68土木作業従事者	345, 888	～ 219, 406	-	～ -			
K 運搬・清掃・包装等従事者	224, 351	～ 188, 495	1, 058	～ 1, 033			205, 909
70運搬従事者	239, 804	～ 193, 098	1, 089	～ 1, 076			
71清掃従事者	185, 780	～ 183, 462	1, 019	～ 1, 004			
72包装従事者	198, 000	～ 168, 900	1, 043	～ 985			
73その他の運搬・清掃・包装従事者	215, 322	～ 186, 021	1, 081	～ 1, 045			

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2025年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限	(時間額) 下限		
職業計	272,455	～	207,241	1,203	～	1,090	220,060
A 管理的職業従事者	297,929	～	256,131	-	～	-	-
B 専門的・技術的職業従事者	294,797	～	220,348	1,548	～	1,297	226,364
07製造技術者（開発）	293,333	～	217,833	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	600,000	～	300,000	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	300,500	～	216,000	-	～	-	
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	361,200	～	277,200	1,578	～	1,415	
13保健師，助産師，看護師	303,665	～	223,196	1,613	～	1,338	
14医療技術者	279,433	～	226,200	1,767	～	1,283	
16社会福祉専門職業従事者	253,261	～	203,850	1,378	～	1,113	
C 事務従事者	234,697	～	186,707	1,181	～	1,090	204,242
25一般事務従事者	224,535	～	182,255	1,154	～	1,071	
26会計事務従事者	312,752	～	216,710	1,200	～	1,200	
28営業・販売事務従事者	225,000	～	192,500	1,500	～	1,300	
D 販売従事者	271,868	～	219,132	1,249	～	1,105	177,500
32商品販売従事者	223,676	～	195,026	1,186	～	1,081	
34営業職業従事者	301,318	～	233,863	1,500	～	1,200	
E サービス職業従事者	254,763	～	202,469	1,144	～	1,045	219,231
36介護サービス職業従事者	226,342	～	199,381	1,250	～	1,080	
37保健医療サービス職業従事者	217,263	～	176,188	1,130	～	1,080	
39飲食調理従事者	240,965	～	199,986	1,058	～	999	
40接客・給仕職業従事者	287,500	～	215,000	1,181	～	1,063	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	-	～	-	1,127	～	1,127	190,000
G 農林漁業従事者	240,000	～	200,000	2,000	～	970	300,000
H 生産工程従事者	273,518	～	197,864	999	～	983	222,941
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	250,000	～	204,000	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	284,148	～	201,271	1,100	～	1,000	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	250,380	～	193,847	984	～	979	
55機械整備・修理従事者	339,943	～	212,943	-	～	-	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	-	～	-	-	～	-	
58機械検査従事者	300,000	～	180,000	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	268,967	～	189,800	1,000	～	1,000	
I 輸送・機械運転従事者	316,717	～	233,627	1,167	～	1,133	253,077
61自動車運転従事者	319,289	～	237,811	1,167	～	1,133	
64定置・建設機械運転従事者	380,000	～	230,000	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	309,537	～	210,298	-	～	-	226,667
65建設躯体工事従事者	314,533	～	200,800	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	315,160	～	228,046	-	～	-	
67電気工事従事者	308,000	～	194,933	-	～	-	
68土木作業従事者	287,333	～	176,000	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	231,402	～	192,611	1,056	～	1,020	207,143
70運搬従事者	248,909	～	201,009	1,018	～	986	
71清掃従事者	214,713	～	181,380	988	～	988	
72包装従事者	208,333	～	186,500	990	～	990	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	229,350	～	181,600	1,129	～	1,067	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2025年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	265,135	～ 205,722	1,149	～ 1,067			205,817
A 管理的職業従事者	-	～ -	-	～ -			-
B 専門的・技術的職業従事者	291,671	～ 220,391	1,451	～ 1,199			220,833
07製造技術者（開発）	370,000	～ 260,000	-	～ -			
08製造技術者（開発を除く）	308,333	～ 235,000	-	～ -			
09建築・土木・測量技術者	396,200	～ 251,400	-	～ -			
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	413,750	～ 283,750	-	～ -			
13保健師，助産師，看護師	272,475	～ 206,950	1,475	～ 1,381			
14医療技術者	267,133	～ 210,700	1,900	～ 1,225			
16社会福祉専門職業従事者	261,877	～ 209,015	1,303	～ 1,079			
C 事務従事者	244,759	～ 192,740	1,157	～ 1,088			179,048
25一般事務従事者	204,974	～ 176,305	1,164	～ 1,095			
26会計事務従事者	279,000	～ 197,700	1,100	～ 1,100			
28営業・販売事務従事者	259,740	～ 197,740	1,224	～ 1,083			
D 販売従事者	255,018	～ 208,610	1,030	～ 988			193,636
32商品販売従事者	237,308	～ 194,231	1,030	～ 988			
34営業職業従事者	271,463	～ 221,963	-	～ -			
E サービス職業従事者	245,940	～ 185,430	1,105	～ 1,035			203,125
36介護サービス職業従事者	228,696	～ 179,315	1,121	～ 1,042			
37保健医療サービス職業従事者	208,333	～ 168,667	1,135	～ 1,085			
39飲食調理従事者	211,667	～ 176,267	1,122	～ 1,020			
40接客・給仕職業従事者	400,000	～ 300,000	1,075	～ 1,025			
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -			
F 保安職業従事者	244,480	～ 188,032	1,349	～ 1,301			170,000
G 農林漁業従事者	216,250	～ 208,750	1,150	～ 1,135			-
H 生産工程従事者	256,785	～ 196,963	1,103	～ 1,019			202,000
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	272,866	～ 216,437	-	～ -			
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	268,163	～ 197,596	-	～ -			
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	235,390	～ 195,672	1,032	～ 1,002			
55機械整備・修理従事者	271,122	～ 198,658	-	～ -			
57製品検査従事者（金属製品を除く）	217,190	～ 178,372	1,330	～ 1,085			
58機械検査従事者	-	～ -	-	～ -			
59生産関連・生産類似作業従事者	280,000	～ 210,000	-	～ -			
I 輸送・機械運転従事者	333,029	～ 258,061	1,278	～ 1,183			254,737
61自動車運転従事者	363,337	～ 274,600	1,318	～ 1,175			
64定置・建設機械運転従事者	244,250	～ 189,375	-	～ -			
J 建設・採掘従事者	316,863	～ 217,677	1,250	～ 1,125			224,000
65建設躯体工事従事者	-	～ -	-	～ -			
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	294,000	～ 203,067	-	～ -			
67電気工事従事者	300,000	～ 200,000	-	～ -			
68土木作業従事者	336,119	～ 230,845	1,250	～ 1,125			
K 運搬・清掃・包装等従事者	210,003	～ 187,947	1,068	～ 1,037			204,286
70運搬従事者	210,175	～ 184,721	1,150	～ 1,100			
71清掃従事者	223,093	～ 206,427	1,057	～ 1,038			
72包装従事者	168,840	～ 168,000	1,150	～ 1,060			
73その他の運搬・清掃・包装従事者	-	～ -	1,033	～ 990			

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2025年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金
	フルタイム (月額)		パート (時間額)		フルタイム (月額)		
	上限	下限	上限	下限			
職業計	267,388	～	207,818	1,218	～	1,073	205,478
A 管理的職業従事者	306,000	～	254,500	-	～	-	-
B 専門的・技術的職業従事者	305,033	～	235,117	1,487	～	1,241	197,500
07製造技術者（開発）	277,500	～	188,500	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	295,043	～	214,095	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	386,300	～	250,071	1,372	～	1,232	
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	433,280	～	306,360	-	～	-	
13保健師，助産師，看護師	274,123	～	229,103	1,666	～	1,289	
14医療技術者	276,875	～	226,225	1,496	～	1,224	
16社会福祉専門職業従事者	269,775	～	237,500	1,315	～	1,234	
C 事務従事者	217,988	～	184,982	1,124	～	1,076	200,000
25一般事務従事者	215,141	～	182,673	1,221	～	1,141	
26会計事務従事者	255,000	～	215,000	978	～	978	
28営業・販売事務従事者	-	～	-	-	～	-	
D 販売従事者	281,044	～	210,490	1,056	～	971	184,000
32商品販売従事者	259,893	～	189,893	1,130	～	980	
34営業職業従事者	285,744	～	215,067	-	～	-	
E サービス職業従事者	250,829	～	195,107	1,259	～	1,085	221,000
36介護サービス職業従事者	247,243	～	192,985	1,350	～	1,104	
37保健医療サービス職業従事者	217,500	～	192,500	1,250	～	1,035	
39飲食物調理従事者	294,500	～	187,900	1,100	～	970	
40接客・給仕職業従事者	266,667	～	198,000	1,051	～	979	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	-	～	-	1,080	～	1,080	150,000
G 農林漁業従事者	207,200	～	181,290	1,168	～	1,035	166,667
H 生産工程従事者	255,333	～	194,998	1,233	～	1,027	230,588
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	250,000	～	180,000	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	254,065	～	204,718	1,350	～	1,040	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	227,447	～	181,742	1,188	～	1,018	
55機械整備・修理従事者	293,875	～	189,050	-	～	-	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	350,000	～	225,000	-	～	-	
58機械検査従事者	271,250	～	204,800	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	242,083	～	191,600	1,300	～	1,050	
I 輸送・機械運転従事者	291,634	～	226,446	1,200	～	980	190,000
61自動車運転従事者	284,700	～	222,400	1,200	～	980	
64定置・建設機械運転従事者	450,000	～	300,000	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	300,400	～	203,067	-	～	-	251,667
65建設躯体工事従事者	390,400	～	207,400	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	-	～	-	-	～	-	
67電気工事従事者	254,500	～	189,500	-	～	-	
68土木作業従事者	301,000	～	210,667	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	237,524	～	191,598	1,002	～	977	180,000
70運搬従事者	269,032	～	197,180	1,000	～	970	
71清掃従事者	154,280	～	154,280	980	～	980	
72包装従事者	-	～	-	1,100	～	980	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	223,262	～	196,595	970	～	970	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2025年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム (月額)		パート (時間額)				
	上限	下限	上限	下限			
職業計	249,643	～	199,044	1,193	～	1,037	191,000
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～	-	-
B 専門的・技術的職業従事者	282,400	～	225,532	1,600	～	1,168	-
07製造技術者（開発）	200,000	～	180,800	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	261,500	～	213,500	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	402,700	～	280,100	1,000	～	970	
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	258,000	～	258,000	-	～	-	
13保健師，助産師，看護師	287,729	～	225,700	2,000	～	1,250	
14医療技術者	274,567	～	225,833	-	～	-	
16社会福祉専門職業従事者	250,838	～	202,013	1,400	～	1,200	
C 事務従事者	220,073	～	188,018	1,200	～	970	184,000
25一般事務従事者	223,422	～	193,244	1,200	～	970	
26会計事務従事者	210,000	～	169,000	-	～	-	
28営業・販売事務従事者	200,000	～	160,000	-	～	-	
D 販売従事者	185,525	～	165,525	1,123	～	970	146,667
32商品販売従事者	180,700	～	170,700	1,200	～	970	
34営業職業従事者	200,000	～	150,000	-	～	-	
E サービス職業従事者	229,150	～	190,085	1,174	～	1,025	167,500
36介護サービス職業従事者	207,250		182,963	1,220	～	982	
37保健医療サービス職業従事者	-	～	-	1,250	～	1,000	
39飲食物調理従事者	303,333	～	201,000	1,103	～	1,018	
40接客・給仕職業従事者	280,000	～	200,000	1,329	～	1,063	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	253,120	～	210,000	1,322	～	1,057	-
G 農林漁業従事者	-	～	-	1,050	～	1,000	-
H 生産工程従事者	258,209	～	182,918	1,057	～	1,023	160,000
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	-	～	-	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	271,156	～	185,063	-	～	-	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	205,075	～	172,650	1,035	～	985	
55機械整備・修理従事者	250,000	～	170,000	-	～	-	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	320,000	～	210,000	-	～	-	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	-	～	-	-	～	-	
I 輸送・機械運転従事者	236,600	～	211,000	1,075	～	1,075	196,667
61自動車運転従事者	236,600	～	211,000	1,000	～	1,000	
64定置・建設機械運転従事者	-	～	-	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	307,900	～	206,771	-	～	-	-
65建設躯体工事従事者	-	～	-	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	313,600	～	205,000	-	～	-	
67電気工事従事者	290,000	～	197,267	-	～	-	
68土木作業従事者	329,050	～	222,800	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	213,732	～	179,305	1,145	～	1,035	150,000
70運搬従事者	243,843	～	189,743	1,250	～	1,150	
71清掃従事者	173,600	～	173,600	1,100	～	985	
72包装従事者	-	～	-	-	～	-	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	156,851	～	156,851	1,085	～	970	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。



香川県内経済情勢報告



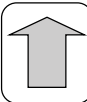
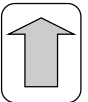
令和 7 年 4 月
財務省四国財務局

資料No.15

	令和7年1月判断	令和7年4月判断	総括判断の要点	1月判断との比較
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、コンビニエンスストアが堅調となっているほか、観光も回復していることから、全体としては緩やかに持ち直している。 生産活動は、化学が一進一退の状況にあるものの、食料品、電気機械が緩やかに持ち直していることから、全体としては緩やかに持ち直しつつある。 雇用情勢は、持ち直している。	 (2期連続据え置き)

〔先行き〕

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな持ち直しが続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

項目	令和7年1月判断	令和7年4月判断	1月判断との比較
個人消費	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	
生産活動	緩やかに持ち直しつつある	緩やかに持ち直しつつある	
雇用情勢	持ち直している	持ち直している	
公共事業	前年度を上回っている	前年度を上回っている	
住宅建設	前年並みとなっている	前年を下回っている	
設備投資	6年度は前年度を上回る見込み	6年度は前年度を上回る見込み	

※ 7年4月判断は、前回7年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

個人消費

緩やかに持ち直している

(2期連続据え置き)

○百貨店・スーパーは、飲食料品に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

○コンビニエンスストアは、米飯類や飲料等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

〔主なヒアリング結果〕

「百貨店・スーパー」

○米や野菜の相場高を受け、総菜や小分けにカットされた野菜、冷凍食品の売行きがよい。

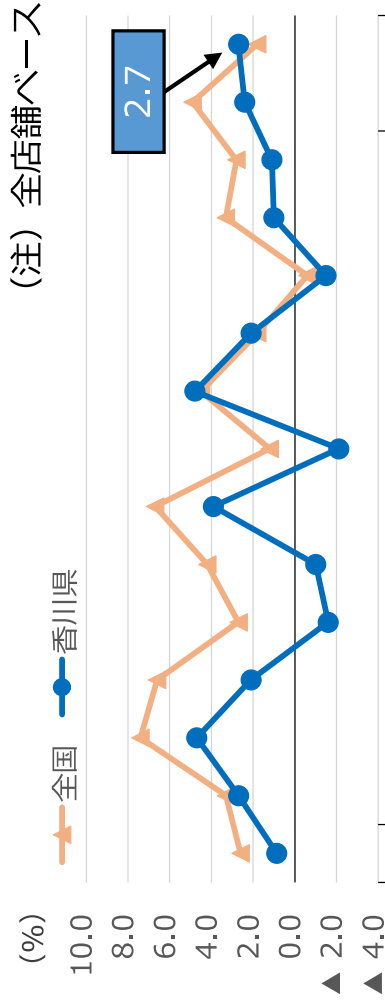
○春物衣料の動きが鈍かったものの、化粧品や身の回り品を中心にインバウンド需要がみられる。

「コンビニエンスストア」

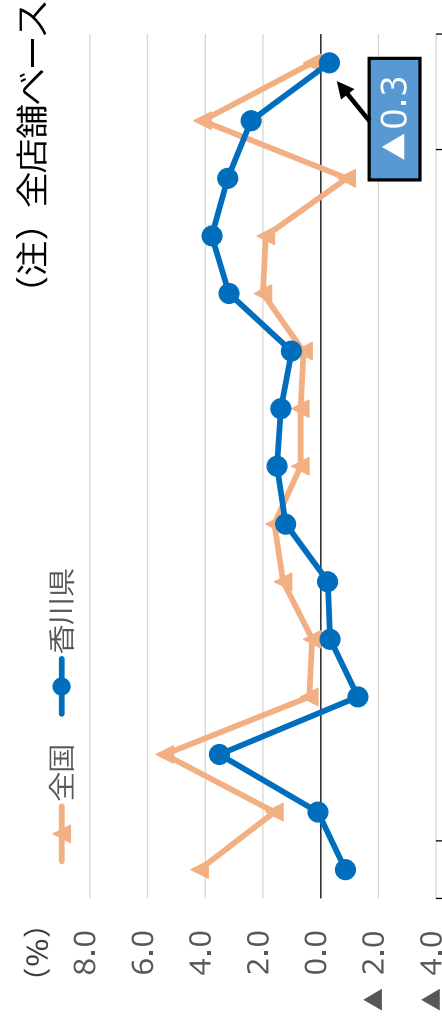
○販売促進の効果などから、おにぎりや総菜などの売行きがよい。

○昨年よりも気温が低い日が多かったほか、新商品の投入もあり、中華まんやおでんなどのカウンター商品に動きがみられた。

〔百貨店・スーパー販売額（前年同月比）〕



〔コンビニエンスストア販売額（前年同月比）〕



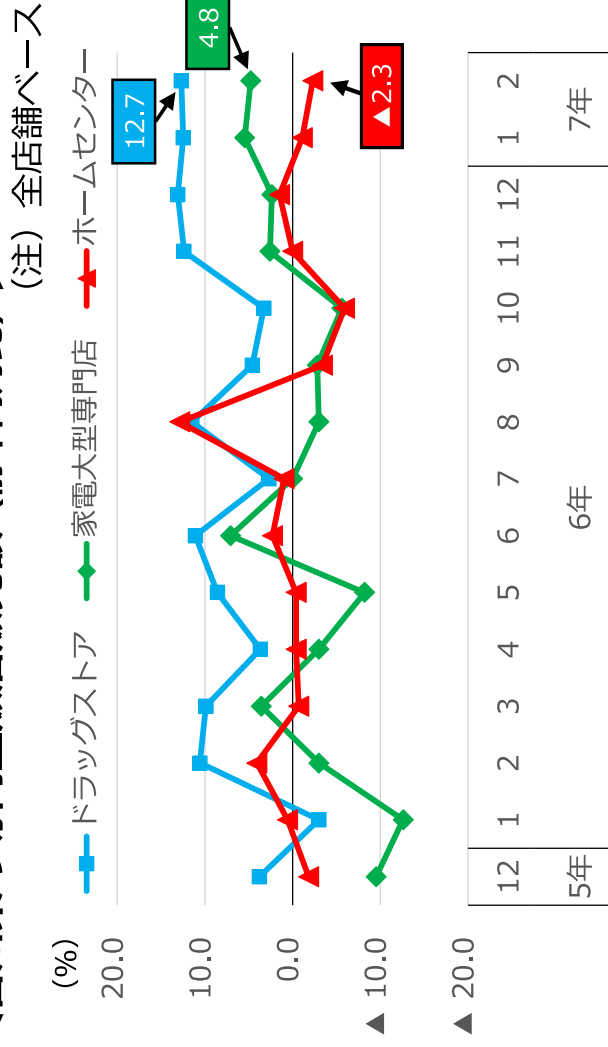
個人消費

- ドラッグストアは、飲食料品や季節商品等に動きがみられることから、全体としては順調となっている。
- 家電大型専門店、エアコン等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。
- ホームセンターは、季節商品に動きがみられるもの、防災用品等の動きが弱く、全体としては底堅いものとなっている。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、普通車、小型車、軽乗用車のいずれにおいても前年を上回っている。
- 観光は、外国人観光客の増加などにより、回復している。
- 旅行は、国内旅行、海外旅行ともに、緩やかに持ち直しつつある。

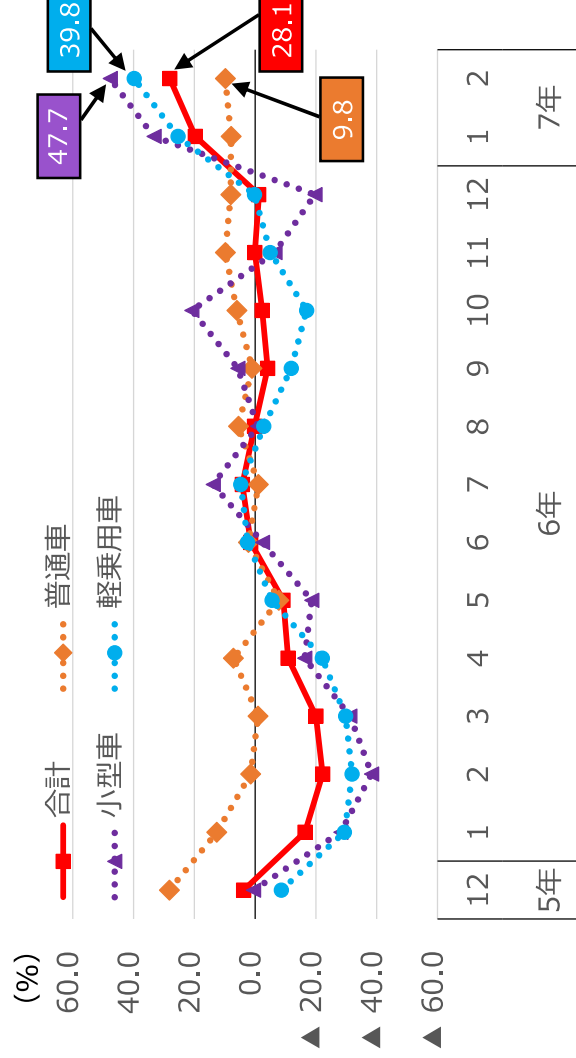
〔主なヒアリング結果〕

- 「家電大型専門店」
 - 昨年に比べて気温が低くエアコンの売行きがよい。電気代の高騰を受け、省エネ性能モデルが売れている。
- 「観光」
 - インバウンドについて、春節の期間中はアジアからの観光客が目に見えて多かった。
- 県立アリーナがオープンし、有名アーティストのコンサート等を目的に、多くの国内観光客が訪れている。
- 「旅行」
 - 国内旅行について、春休み期間の予約が好調。引き続きテーマパークや沖縄が人気。

〔香川県の専門量販店販売額（前年同月比）〕



〔香川県の乗用車新車登録・届出台数（前年同月比）〕



生産活動

生産活動

緩やかに持ち直しつつある

(3期連続据え置き)

- 電気機械は、一部に動きがみられることから、緩やかに持ち直ししている。
- 食料品は、堅調な需要を背景に、緩やかに持ち直している。
- 化学は、一部に受注の減少がみられることから、一進一退の状況にある。
- 汎用・生産用機械は、需要は堅調であるものの、一部に弱さがみられることから、一進一退の状況にある。

95

〔主なヒアリング結果〕

《電気機械》

- 企業の設備投資需要は引き続き堅調。大型案件の受注から生産量が増加。

《食料品》

- 冷凍食品は手軽さなどから、受注が引き続き堅調。

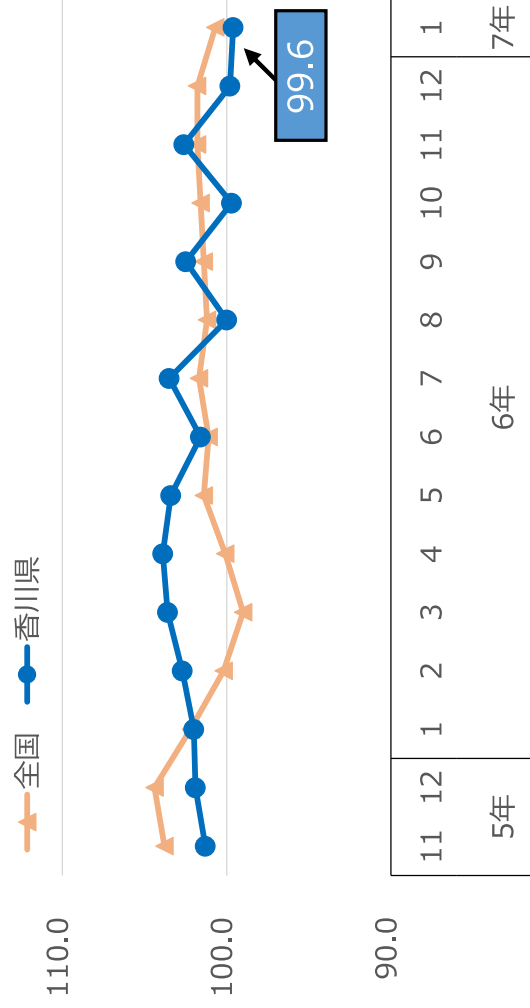
《化学》

- 化学品は、海外向けにおいて昨年好調であった反動から受注が減少。

《汎用・生産用機械》

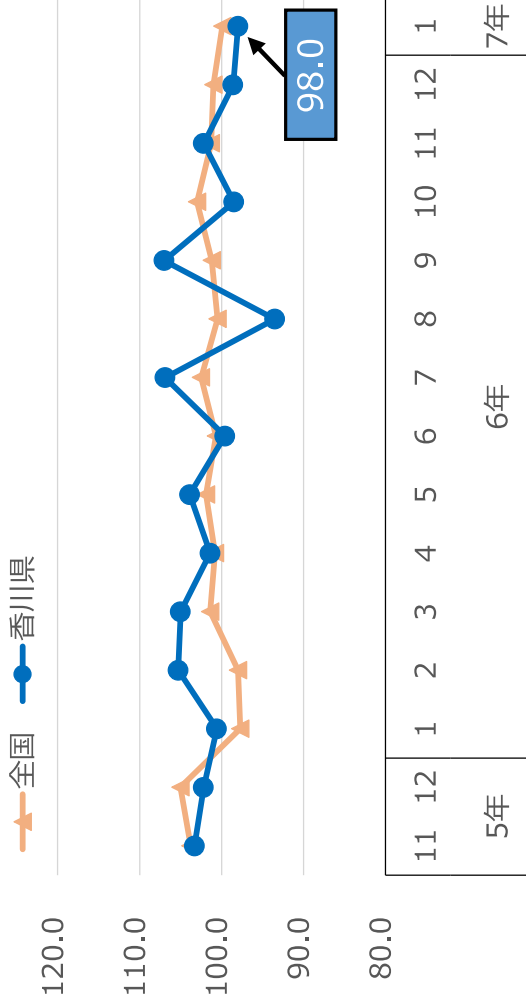
- 建設工事向けの海外需要は引き続き堅調であるものの、国内需要は伸び悩み。

〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、3か月移動平均）〕



(令和2年 = 100) 【出所】 経済産業省、香川県の公表データから算出

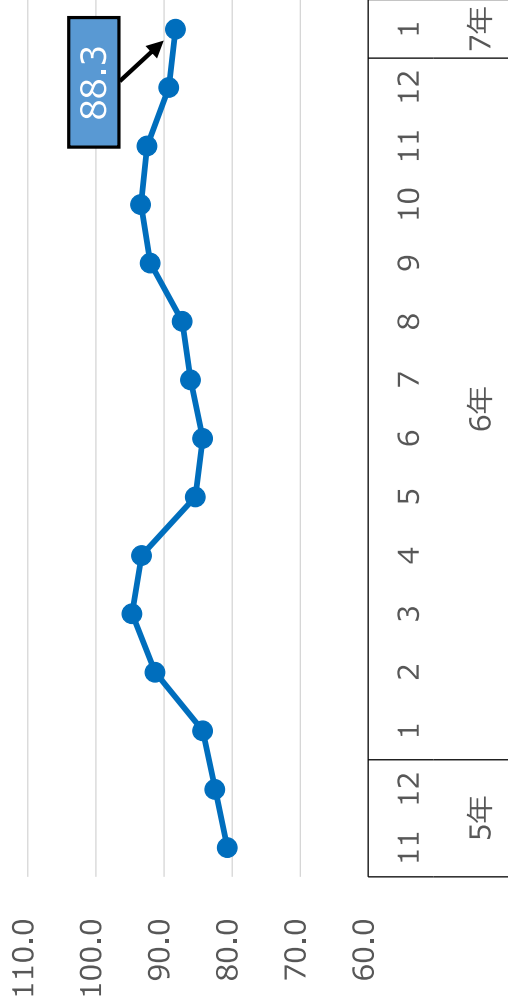
〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、単月）〕



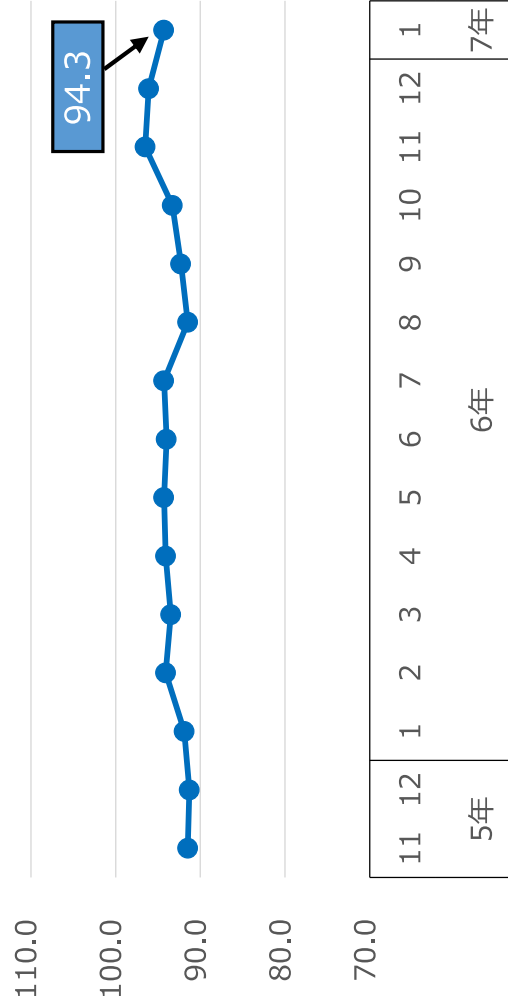
(令和2年 = 100) 【出所】 経済産業省、香川県

生産活動

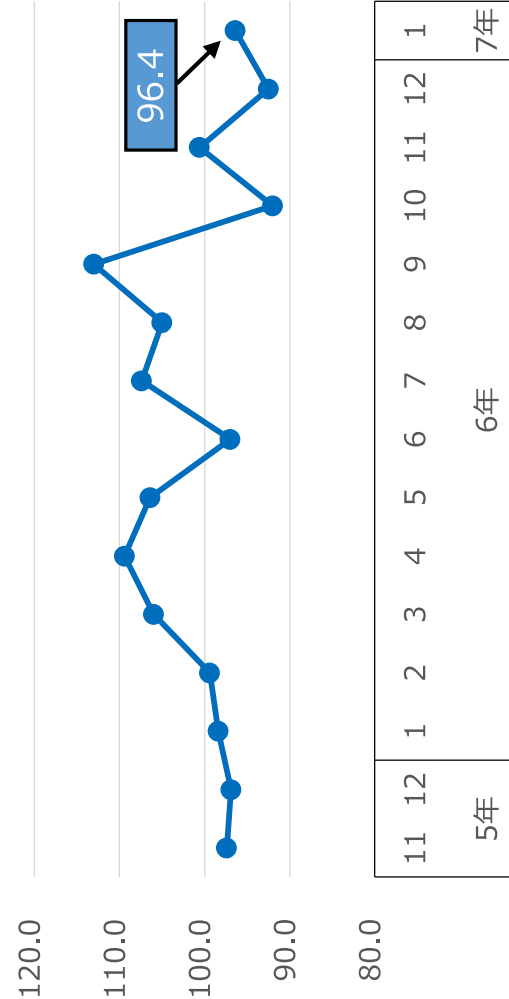
〔電気機械〕



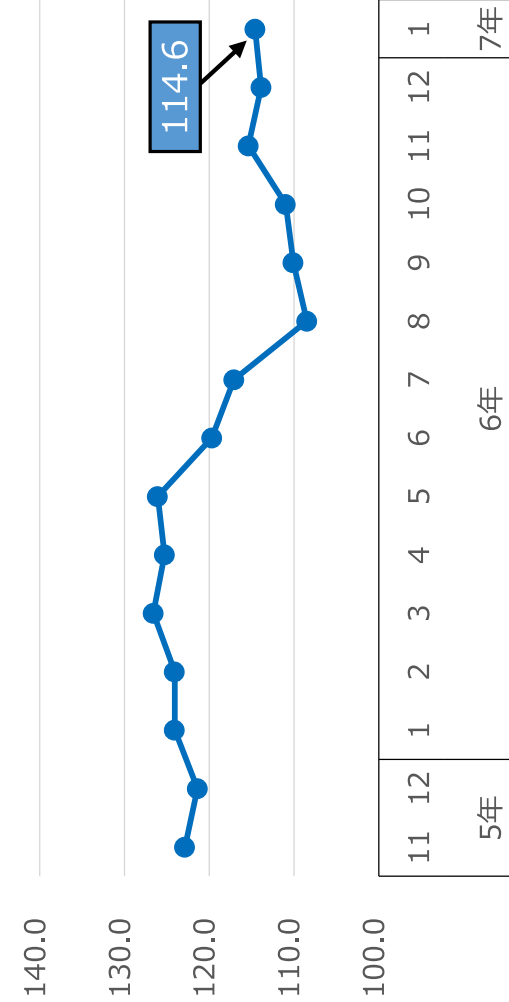
〔食料品〕



〔化学・石油石炭〕



〔汎用・生産用機械〕



(季節調整済指数、3か月移動平均、令和2年=100) 【出所】香川県の公表データから算出

雇用情勢

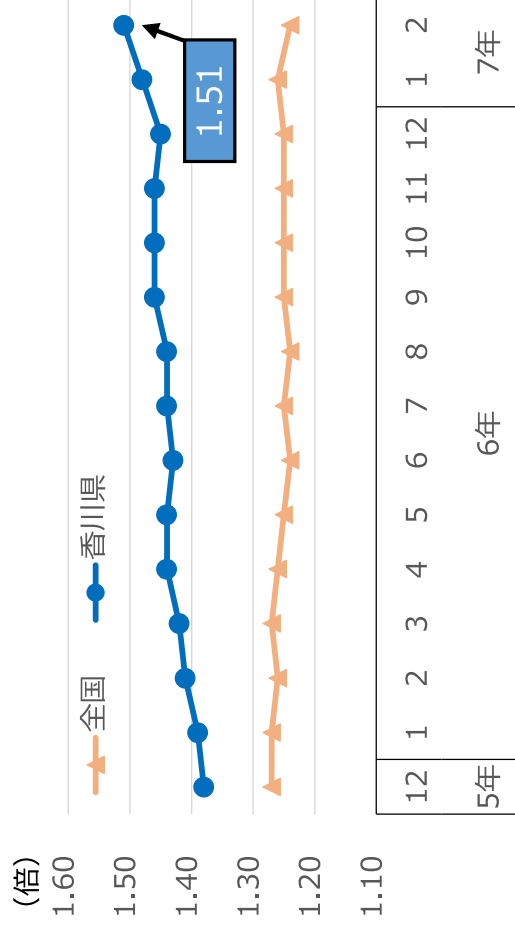
雇用情勢

持ち直している

(3期連続据え置き)

- 有効求人倍率は横ばいとなっている。
- 新規求人数は前年並みとなっている。
- 法人企業景気予測調査の従業員数判断BSIをみると、3月末は全産業で40.7%ポイントと「不足気味」超となっている。

〔有効求人倍率（季節調整値）〕



9月【主なヒアリング結果】

「公的機関」

○製造業だけでなく、建設、小売などの業種でも外国人労働者を雇用する動きがみられている。

○サービス業において、瀬戸内国際芸術祭の運営スタッフの求人などが増加している。

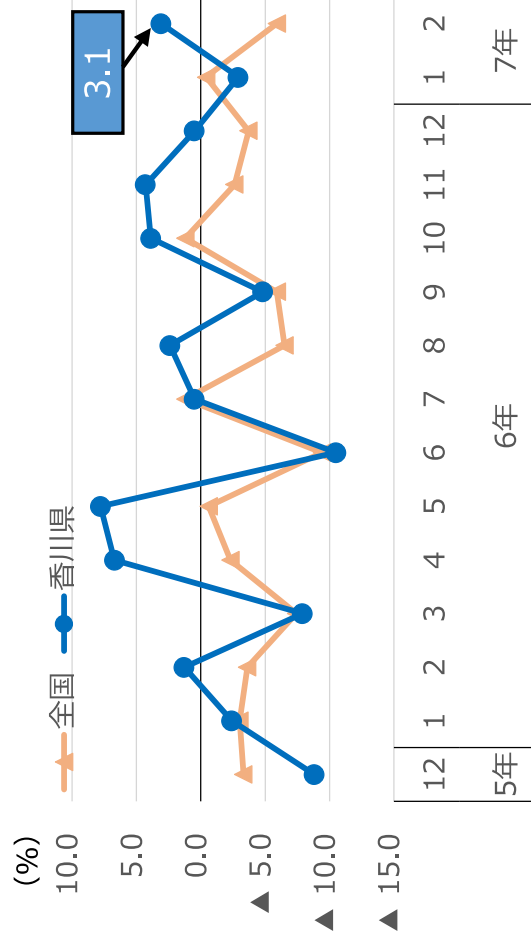
「その他の製造業」

○求人募集をかけても応募が少ないため、休暇を増やすなど雇用条件の見直しを検討している。

「小売」

○時給を上げて求人募集を行ったとしても他社も同様の対応をしており、応募がない。単発バイトやセルフレジなどの導入を進めている。

〔新規求人数（原数値、前年同月比）〕



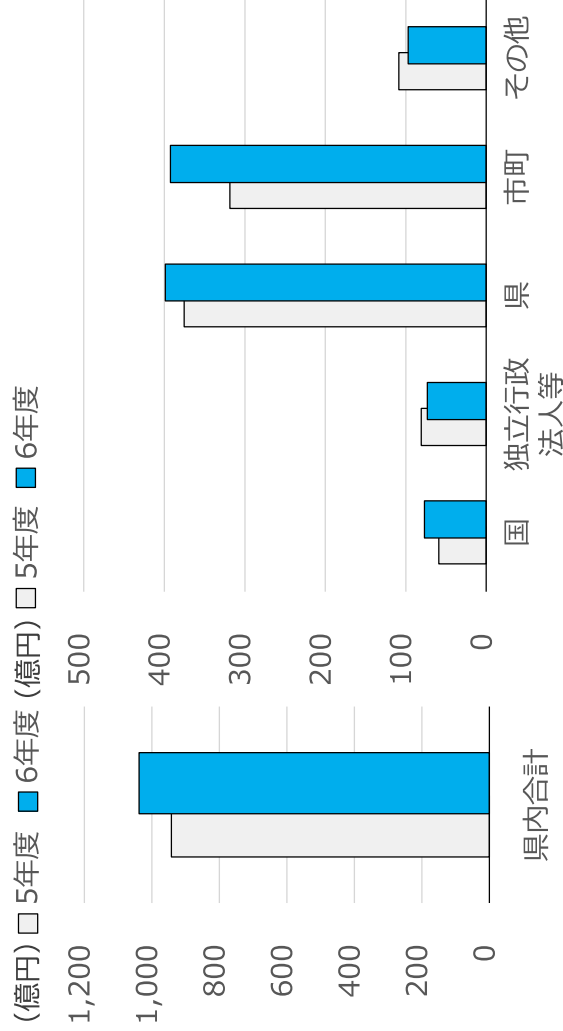
【出所】厚生労働省の公表データから算出

公共事業・住宅建設

公共事業

前年度を上回っている

〔香川県の公共工事前払金保証請負金額（3月累計額）〕



○前払金保証請負金額でみると、独立行政法人等は前年度を下回っているものの、国、県及び市町は前年度を上回っていることから、全体としては前年度を上回っている。

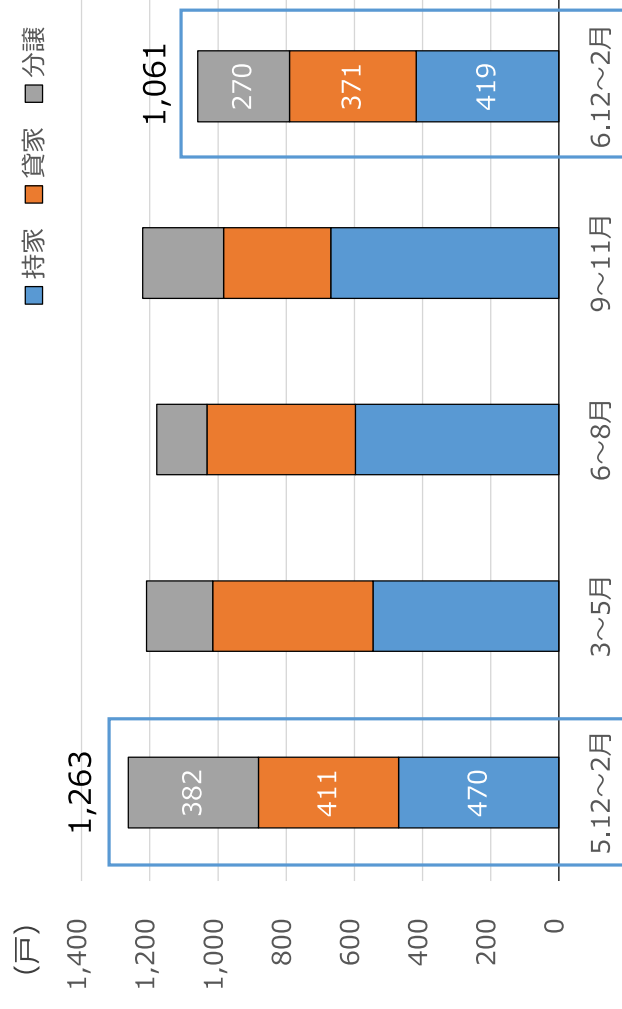
98

住宅建設

前年を下回っている

【出所】西日本建設業保証（株）等

〔香川県の新設住宅着工戸数〕

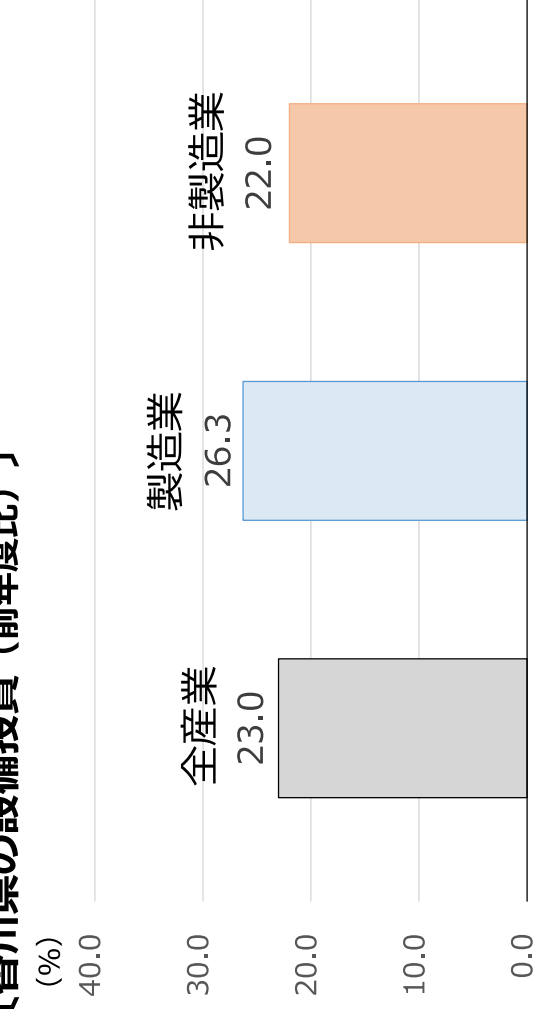


○新設住宅着工戸数でみると、持家、貸家、分譲のいずれにおいても前年を下回っている。

※合計は給与住宅を含む 【出所】国土交通省の公表データから算出

設備投資 ・ (企業倒産) ・ (消費者物価)

〔香川県の設備投資 (前年度比) 〕

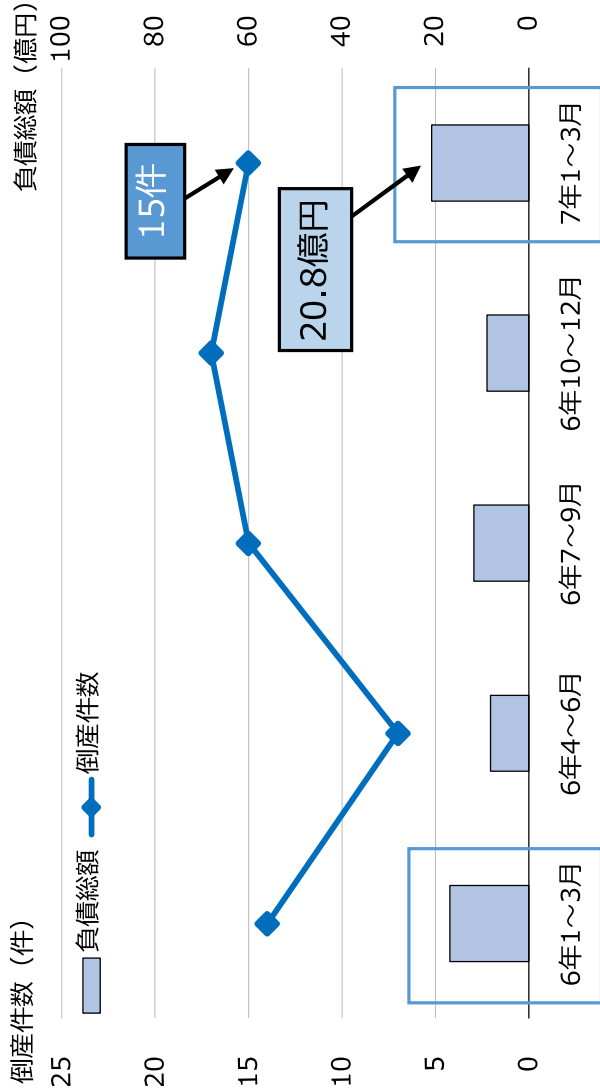


(企業倒産) 件数、負債総額ともに前年を上回っている

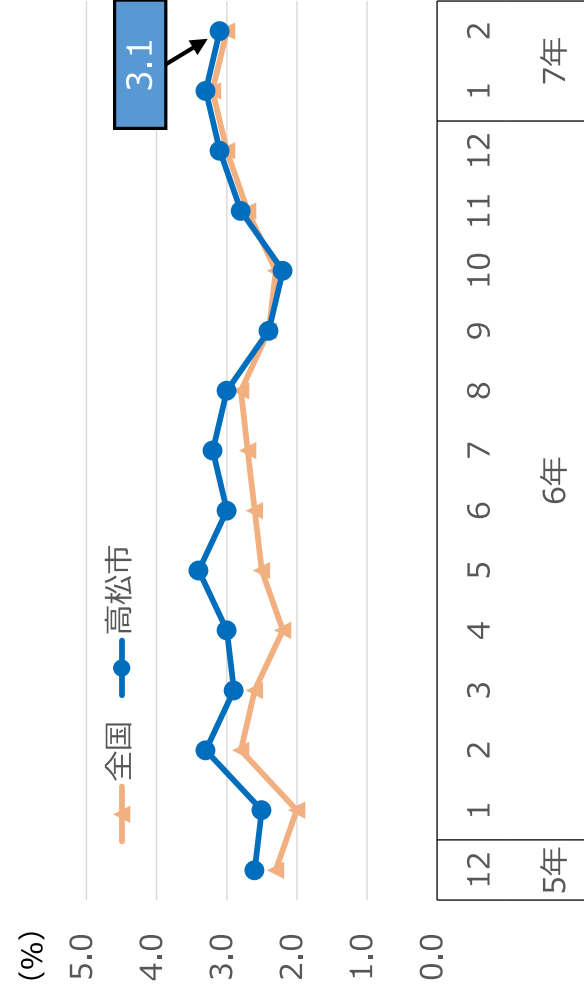
(消費者物価) 前年を上回っている

※7年1～3月期調査の結果
※ソフトウェア含む、土地除く 【出所】 四国財務局 (法人企業景気予測調査)

〔香川県の倒産件数・負債総額 (負債額1,000万円以上) 〕



〔消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合、前年同月比) 〕



【出所】 東京商工リサーチの公表データから算出

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは

電話番号 087-811-7780

財務広報相談室（内線260）又は 経済調査課（内線250）へ

ホームページアドレス <https://ifb.mof.go.jp/shikoku/>



(本件に関する照会先)

日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2025年6月11日

日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は緩やかな増加基調にある。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2024年度は、前年を上回る見込みとなっている。2025年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、緩やかな増加基調にある。

大型小売店の売上は、緩やかな増加基調にある。

乗用車販売は、持ち直している。

家電販売は、持ち直している。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、前年を上回った。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。

食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。

汎用・生産用機械は、持ち直しの動きがみられる。

金属製品は、持ち直している。

電気機械は、緩やかに持ち直している。

輸送機械は、振れを伴いつつも、横ばい圏内の動きとなっている。

- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、3%台半ばのプラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出は、前年を上回っている。

貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

- 預金は、前年を下回っている。

- 倒産および信用保証協会の代位弁済は、感染症拡大前の水準となっている。

以 上

価格交渉促進月間（2025年3月） フォローアップ調査結果

令和7年6月20日
中小企業庁

2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

②調査期間 2025年4月21日～5月30日

○回答企業数

65,725社（回答から抽出される発注企業数は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○回収率

21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：17.1%、2024年3月調査：15.5%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

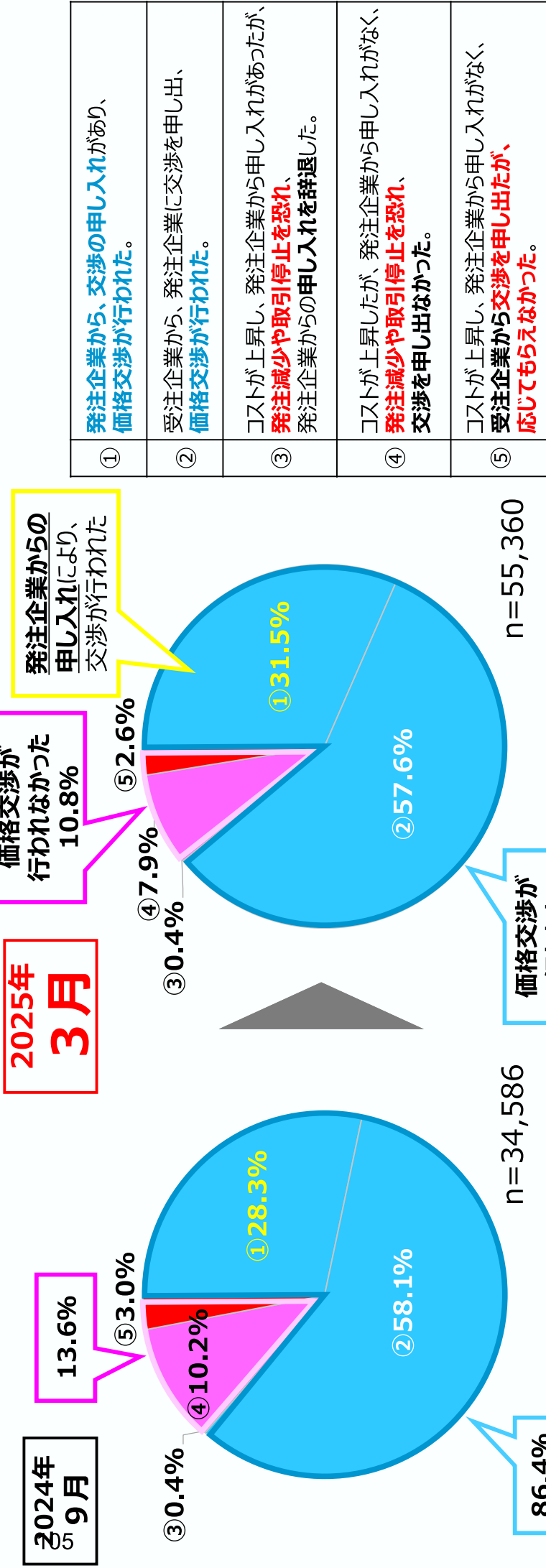
価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3ポイント増の31.5%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回13.6%→**10.8%**）。

➤ 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



(参考)「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

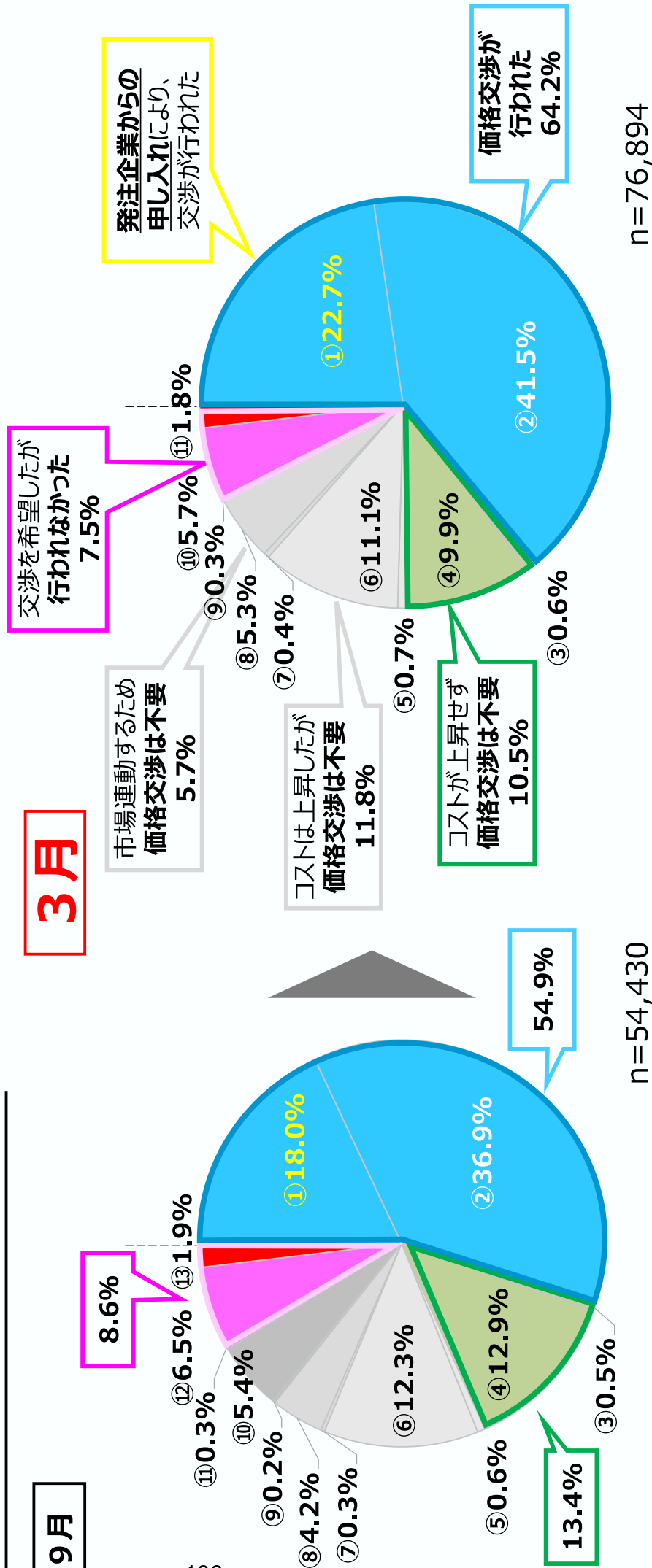
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回18.0%→22.7%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、6割超（前回54.9%→64.2%）。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は減少（前回8.6%→7.5%）。

直近6か月間における価格交渉の状況

9月

3月

106



(参考) 価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

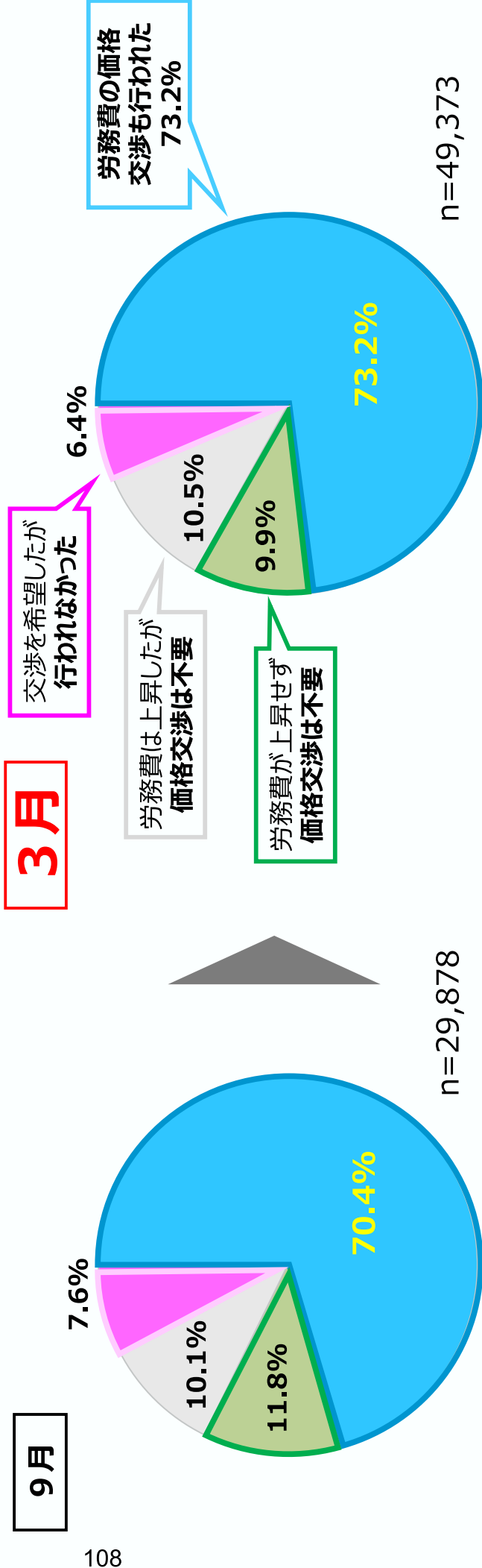
9月		3月		n=76,894	
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	18.0%	①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.9%	②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.9%	④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	4.2%	⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%
⑨	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	—	—	—
⑩	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.4%	—	—	—
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑫	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	6.5%	⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.9%	⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

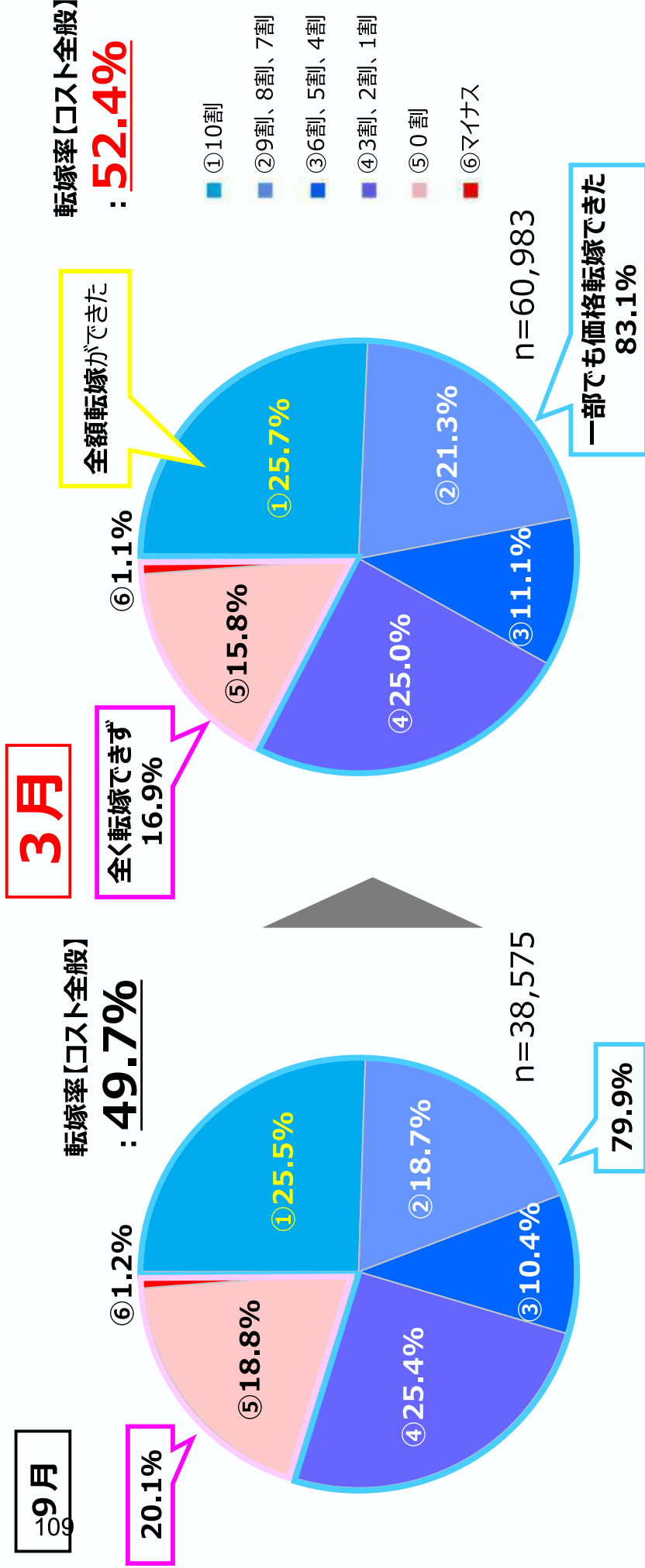
- ▲ 労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、**交渉の協議を拒否された**。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求があり、非常に時間がかかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
 - 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。 転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



(参考) 「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、前回から約2ポイント増の20.4%。
- 「一部でも転嫁できた」割合は、6割超 (前回56.7%→65.9%)。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少 (前回14.2%→13.4%)。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

3月

転嫁率【コスト全般】

: 49.7%

全く転嫁できず
13.4%

転嫁率【コスト全般】

: 52.4%

110

⑦ 0.9%

⑥ 14.2%

① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 価格転嫁不要
⑥ 0割
⑦ マイナス

① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 価格転嫁不要
⑥ 0割
⑦ マイナス

⑦ 0.9%

① 18.1%

② 13.2%

③ 7.3%

④ 18.0%

⑤ 29.1%

n=54,430

29.1%

56.7%

価格転嫁は不要
20.7%

n=76,894

一部でも価格転嫁できた
65.9%

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

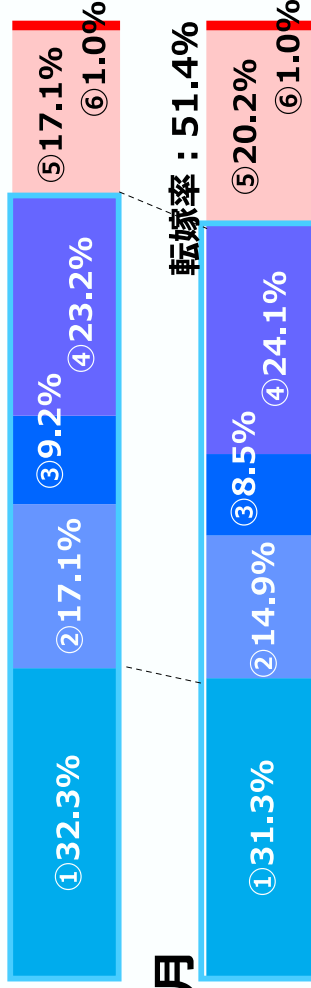
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

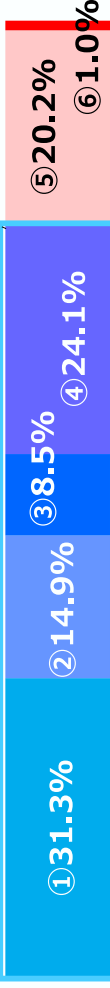
3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



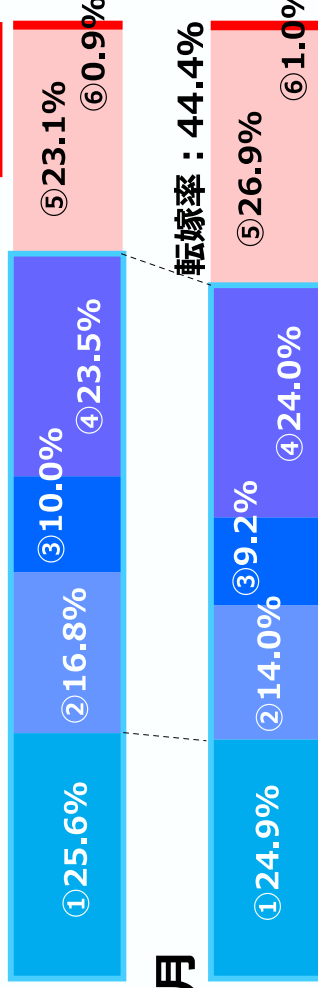
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

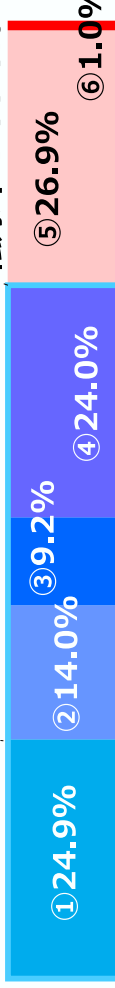
3月

転嫁率：47.8%



9月

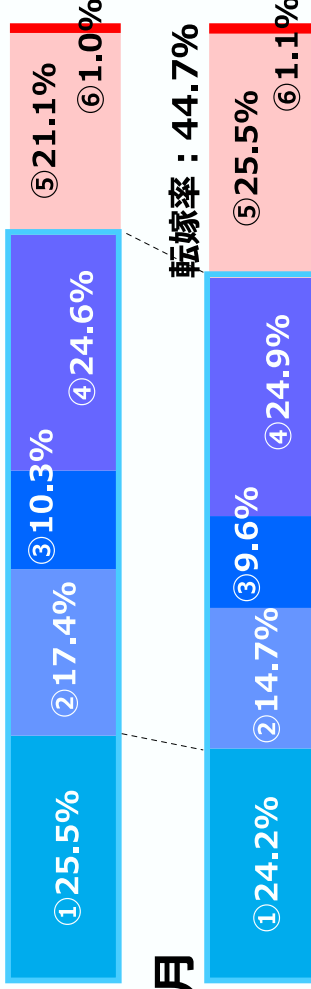
転嫁率：44.4%



労務費

3月

転嫁率：48.6%



9月

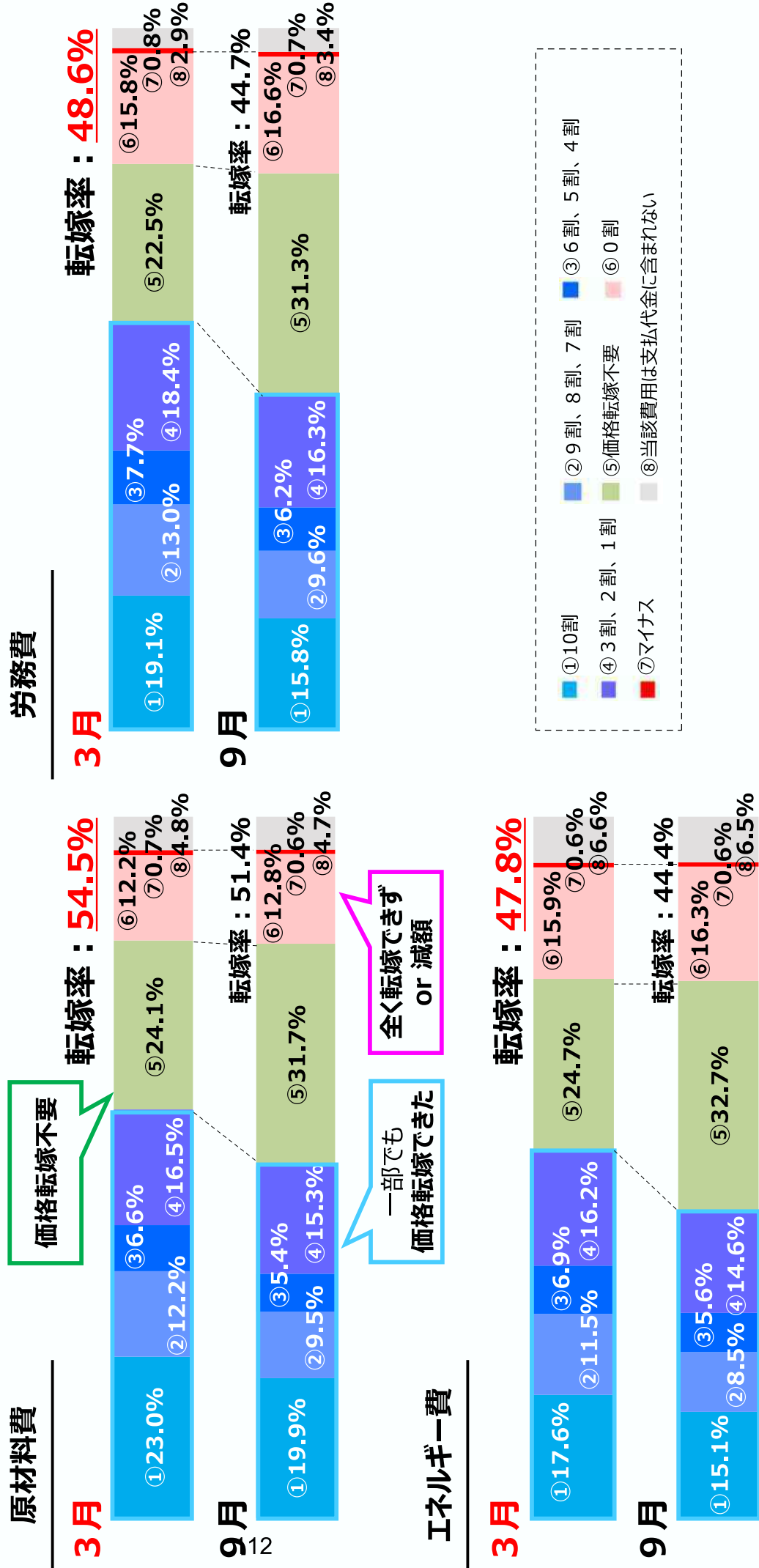
転嫁率：44.7%



① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- コスト増加分を「全額転嫁できた」割合は、それぞれ約2～3ポイント増加
- 「一部でも転嫁できた」割合は、いずれの要素においても約8～10ポイント増加。



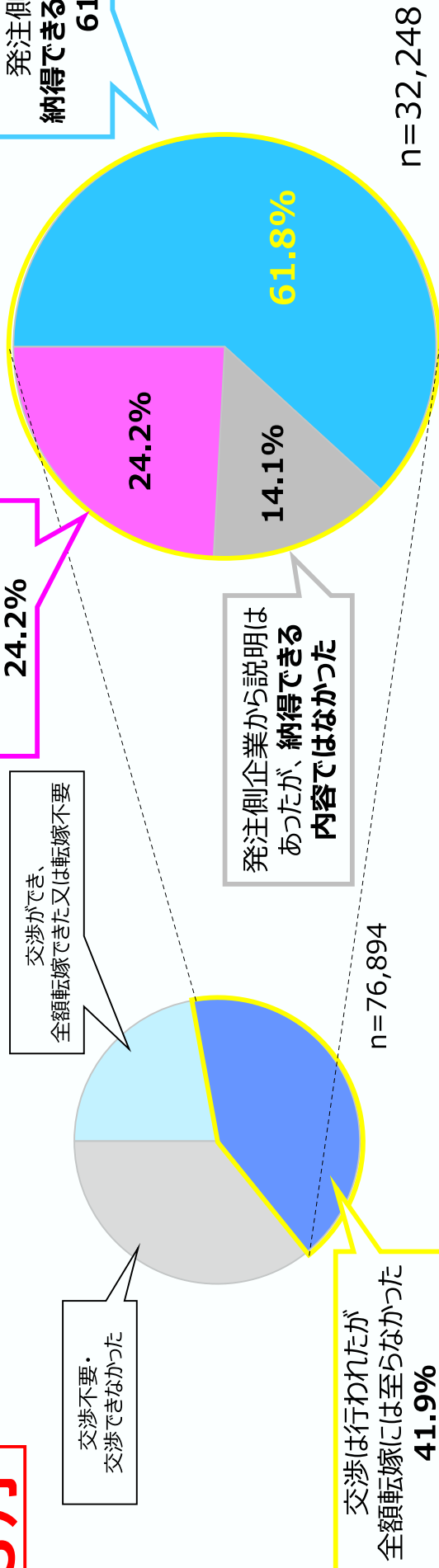
価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回39.6%→38.2%）。

➢ 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適正化法」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況

113
3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。**
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、**根拠の説明がない価格を一方的に通知された。**

価格交渉の実施状況の業種別ランキング

【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
－	全体	6.75	7.18 ↑
1位	製薬	7.13	8.40 ↑↑
2位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
2位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑↑
4位	建設	7.15	7.65 ↑↑
5位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54 ↑↑
6位	化学	7.41	7.52 ↑
7位	造船	7.51	7.46 ↓
8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
9位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑↑
11位	卸売	7.17	7.36 ↑
12位	小売	6.38	7.27 ↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
14位	広告	7.50	7.13 ↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↑↑
16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
18位	機械製造	6.67	6.86 ↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60 ↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54 ↑
23位	金属	6.27	6.44 ↑
24位	通信	6.20	6.36 ↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
26位	印刷	5.90	6.30 ↑
27位	トラック運送	5.28	6.21 ↑↑
28位	繊維	6.89	6.19 ↓↓
29位	廃棄物処理		6.15 ↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02 ↑
－	その他	－	－

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係

↑：0.1～0.4ポイント上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上 上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。

（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	－	10点
	申し入れがなかった	－	8点
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
	申し入れがなかった	コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
		コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
	申し入れがあった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約6ポイント、広告は約7ポイント上昇。

2025年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率							
①全体			原材料費	エネルギー費	労務費					
②業種別	1位	化学	↑	52.4% (49.7%)	↑	54.5% (51.4%)	↑	47.8% (44.4%)	↑	48.6% (44.7%)
	2位	製薬	↑	64.8% (61.9%)	↑	69.3% (65.0%)	↑	62.4% (57.9%)	↑	61.3% (54.6%)
	3位	食品製造	↑↑	64.1% (53.6%)	↑	68.7% (60.4%)	↑	56.6% (54.2%)	↑	61.7% (46.5%)
	4位	電機・情報通信機器	↑	60.3% (55.3%)	↑	62.7% (58.3%)	↑	52.2% (47.6%)	↑	51.7% (47.2%)
	5位	造船	↑	58.4% (54.8%)	↑	62.8% (58.9%)	↑	52.7% (49.6%)	↑	53.3% (48.7%)
	6位	飲食サービス	↑	57.6% (57.0%)	↓	60.2% (62.1%)	↑	57.9% (56.5%)	↓	51.0% (53.2%)
	7位	自動車・自動車部品	↓	57.3% (59.0%)	↓	58.4% (61.2%)	↓	48.2% (49.0%)	↓	46.1% (49.4%)
	8位	機械製造	↑	56.6% (51.9%)	↑	63.7% (59.8%)	↑	55.0% (51.8%)	↑	53.4% (48.9%)
	9位	卸売	↑	56.2% (54.3%)	↑	63.3% (60.7%)	↑	52.2% (49.1%)	↑	50.6% (47.4%)
	10位	情報サービス・ソフトウェア	↑	54.4% (51.2%)	↑	56.5% (51.7%)	↑	48.1% (43.9%)	↑	47.4% (42.9%)
	11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑	54.3% (47.1%)	↑↑	50.5% (38.0%)	↑↑	46.0% (34.0%)	↑↑	53.6% (46.3%)
	12位	建設	↑	53.6% (48.0%)	↑	55.2% (49.0%)	↑	50.1% (43.5%)	↑	51.8% (43.9%)
	13位	小売	↑	52.6% (50.3%)	↑	53.7% (51.6%)	↑	48.2% (46.0%)	↑	50.4% (47.4%)
	14位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.5% (48.8%)	↑	53.4% (49.2%)	↑	46.8% (41.7%)	↑	46.3% (40.5%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.2% (49.8%)	↑	53.5% (47.4%)	↑	51.0% (43.6%)	↑	49.5% (43.4%)
	16位	紙・紙加工	↑	51.5% (45.5%)	↑	50.6% (44.3%)	↑	48.1% (41.6%)	↑	49.3% (42.8%)
	17位	金融・保険	↑↑	51.4% (50.2%)	↑	52.5% (49.9%)	↑	46.8% (43.0%)	↑	46.7% (42.7%)
	18位	金属	↑↑	51.1% (40.9%)	↑↑	50.5% (36.3%)	↑↑	45.6% (31.7%)	↑↑	47.7% (37.4%)
	19位	生活関連サービス	↑	50.9% (50.3%)	↑	56.4% (55.4%)	↑	47.5% (44.5%)	↑	46.3% (42.6%)
	20位	不動産・物品賃貸	↑	50.2% (48.4%)	↑	48.9% (48.2%)	↑	44.5% (41.2%)	↑	43.4% (42.7%)
	21位	印刷	↑	48.5% (48.1%)	↑	49.0% (46.5%)	↑	46.0% (41.0%)	↑	47.0% (45.4%)
	22位	繊維	↓	47.7% (48.5%)	↓	48.9% (49.0%)	↓	41.3% (41.1%)	↓	39.6% (40.6%)
	23位	建材・住宅設備	↓	47.5% (49.0%)	↑	49.1% (48.8%)	↑	41.6% (45.3%)	↓	41.7% (46.8%)
	24位	石油製品・石炭製品製造	↓	46.6% (51.6%)	↓	48.3% (51.6%)	↓	41.3% (44.9%)	↓	39.5% (42.8%)
	25位	農業・林業	↑	46.0% (47.6%)	↑	55.6% (55.5%)	↑	42.4% (42.9%)	↑	41.2% (41.0%)
	26位	放送コンテンツ	↑	45.0% (41.2%)	↑	44.6% (39.9%)	↑	41.3% (37.3%)	↑	38.9% (36.1%)
	27位	廃棄物処理	↑	43.2% (39.8%)	↑	44.6% (40.4%)	↑	36.0% (36.2%)	↑	41.7% (36.8%)
	28位	広告	↓	39.3% (50.7%)	↓	37.2% (43.1%)	↓	34.4% (47.0%)	↓	35.3% (48.7%)
	29位	通信	↑↑	38.7% (31.4%)	↑↑	48.4% (32.3%)	↑↑	37.8% (26.4%)	↑↑	36.3% (32.1%)
	30位	トラック運送	↓	37.7% (47.0%)	↓	37.2% (44.7%)	↓	34.1% (40.5%)	↓	37.3% (45.7%)
—	その他	↑↑	36.1% (29.5%)	↑↑	32.1% (25.7%)	↑↑	33.1% (27.2%)	↑↑	32.8% (26.9%)	

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

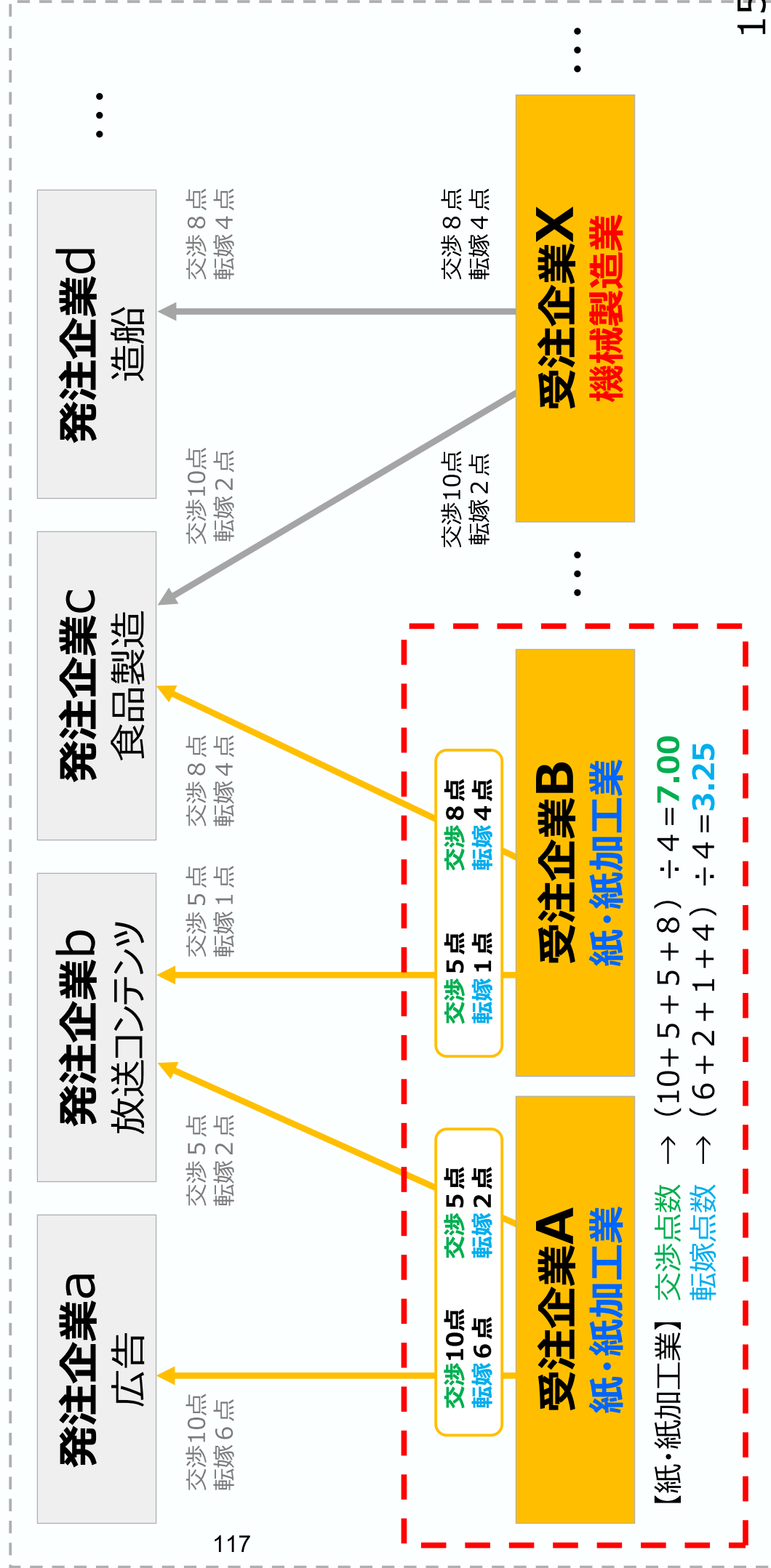
- 受注者として、価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、金融・保険は約3ポイント、通信は約1ポイント上昇

2025年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率						
				原材料料費		エネルギー費	労務費			
②業種別	①全体									
	1位	化学	↑	52.4% (49.7%)	↑	54.5% (51.4%)	↑	47.8% (44.4%)	↑	48.6% (44.7%)
	2位	卸売	↑	64.4% (55.3%)	↑	69.8% (59.0%)	↑	60.9% (51.7%)	↑	58.9% (47.0%)
	3位	機械製造	↑	61.3% (60.3%)	↑	63.7% (61.9%)	↑	52.9% (51.2%)	↑	51.8% (49.6%)
	4位	電機・情報通信機器	↑	61.0% (57.3%)	↑	66.7% (62.1%)	↑	56.8% (52.7%)	↑	55.9% (51.8%)
	5位	小売	↑	57.3% (54.9%)	↑	62.5% (58.8%)	↑	52.8% (48.4%)	↑	53.5% (48.3%)
	5位	紙・紙加工	↑	55.7% (52.6%)	↑	56.7% (54.0%)	↑	46.9% (44.5%)	↑	46.1% (44.7%)
	7位	食品製造	↑	55.7% (44.7%)	↑	58.3% (45.8%)	↑	49.3% (40.3%)	↑	49.6% (38.5%)
	8位	造船	↑	55.4% (50.0%)	↑	57.4% (51.4%)	↑	49.2% (44.5%)	↑	49.4% (43.8%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑	54.8% (49.5%)	↑	62.0% (53.0%)	↑	61.8% (47.7%)	↑	49.3% (46.8%)
	10位	自動車・自動車部品	↑	54.0% (47.8%)	↑	50.1% (41.8%)	↑	45.4% (37.0%)	↑	53.4% (47.3%)
	11位	自動車・自動車部品	↑	53.4% (49.7%)	↑	63.2% (59.6%)	↑	53.4% (51.7%)	↑	52.3% (48.4%)
	11位	鉱業・採石・砂利採取	↑	53.0% (43.1%)	↑	50.1% (40.3%)	↑	50.3% (36.5%)	↑	45.8% (36.8%)
	12位	建設	↑	52.5% (49.8%)	↑	53.9% (51.6%)	↑	49.4% (46.3%)	↑	51.5% (48.0%)
	13位	金属	↓	51.9% (52.3%)	↑	59.8% (59.7%)	↑	48.5% (47.7%)	↑	47.0% (45.1%)
	14位	印刷	↓	51.0% (53.1%)	↓	52.3% (54.2%)	↑	44.7% (44.3%)	↓	43.9% (44.3%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	50.7% (47.7%)	↑	48.7% (44.8%)	↑	48.3% (44.1%)	↑	48.6% (43.7%)
	16位	繊維	↑	50.6% (49.7%)	↑	51.6% (49.3%)	↑	45.0% (44.9%)	↑	45.0% (44.1%)
	17位	建材・住宅設備	↑	49.4% (48.3%)	↑	51.1% (49.8%)	↑	44.3% (43.8%)	↑	43.1% (40.8%)
	18位	広告	↓	48.3% (50.4%)	↓	52.8% (53.7%)	↑	47.4% (44.7%)	↓	43.5% (45.4%)
	19位	不動産・物品賃貸	↑	47.8% (42.8%)	↑	50.8% (34.3%)	↑	50.6% (35.1%)	↑	48.6% (40.1%)
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑	46.8% (46.7%)	↑	58.4% (55.6%)	↑	42.4% (41.7%)	↑	39.9% (39.3%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑	45.5% (42.1%)	↑	47.2% (43.6%)	↑	42.1% (37.5%)	↑	43.7% (37.2%)
	22位	製薬	↓	45.0% (58.6%)	↓	66.7% (80.0%)	↓	41.7% (72.9%)	↓	43.3% (40.0%)
	23位	農業・林業	↑	44.8% (36.5%)	↑	43.4% (34.3%)	↑	40.6% (32.7%)	↑	39.8% (32.5%)
	24位	生活関連サービス	↑	42.1% (38.1%)	↑	41.8% (34.5%)	↑	38.1% (29.3%)	↑	39.7% (33.7%)
	25位	放送コンテンツ	↑	41.0% (38.0%)	↑	45.4% (38.0%)	↑	38.2% (34.6%)	↑	40.4% (37.9%)
	26位	廃棄物処理	↑	40.1% (38.4%)	↑	37.6% (36.5%)	↑	38.8% (36.5%)	↑	37.4% (35.4%)
	27位	トラック運送	↑	37.6% (34.4%)	↑	33.6% (29.6%)	↑	35.4% (32.0%)	↑	34.1% (31.1%)
	28位	飲食サービス	↓	36.9% (55.0%)	↓	42.8% (53.6%)	↓	44.6% (47.0%)	↓	33.9% (49.0%)
29位	通信	↑	35.4% (34.7%)	↑	35.7% (30.7%)	↑	34.5% (27.0%)	↑	36.3% (38.0%)	
30位	金融・保険	↑	28.5% (25.2%)	↑	30.6% (21.2%)	↑	32.1% (19.4%)	↑	27.5% (21.0%)	
－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	

(参考) 受注企業視点での価格交渉・転嫁状況の集計方法

- 本調査は、受注企業に対して調査票を送付。
- 受注企業が、発注企業に交渉・転嫁してもらえたかを確認し、そのスコアを業種ごとに集計。

＜例＞ 紙・紙加工業に属する受注企業が、様々な業種の発注企業に対して、価格交渉・価格転嫁できたか。



(参考) 価格交渉と価格転嫁の関係

- 「価格交渉は行われたが、全く価格転嫁ができなかった」企業の割合が高い業種は、広告、放送コンテンツ、通信など。
- ただし、こうした企業の割合は、業種全体的にみると、**昨年9月調査時点と比べて減少**。

順位	業種名	2024年9月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	2025年3月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率 (コスト全体)
ー	全体	8.8%	7.4%	52.4%
1位	鉱業・採石・砂利採取	6.8%	4.3%	52.2%
2位	機械製造業	7.2%	5.0%	56.2%
3位	電機・情報通信機器	7.2%	5.4%	58.4%
4位	製薬	12.5%	5.7%	64.1%
4位	化学	4.7%	5.7%	64.8%
6位	食品製造業	7.1%	5.8%	60.3%
7位	建材・住宅設備	6.5%	6.2%	46.6%
8位	廃棄物処理	3.7%	6.5%	39.3%
8位	自動車・自動車部品	9.5%	6.5%	56.6%
8位	電気・ガス・熱供給・水道	7.6%	6.5%	53.6%
11位	卸売	8.4%	6.7%	54.4%
11位	繊維	7.7%	6.7%	47.5%
13位	金属	8.5%	7.0%	50.9%
13位	飲食サービス	4.6%	7.0%	57.3%
15位	情報サービス・ソフトウェア	9.6%	7.1%	54.3%
16位	建設	9.0%	7.2%	52.6%
17位	紙・紙加工	6.2%	7.6%	51.4%
18位	運輸、郵便（トラック運送業除く）	10.2%	8.1%	51.5%
19位	不動産業・物品賃貸	11.7%	8.3%	48.5%
20位	小売	7.7%	8.5%	52.5%
21位	印刷	9.2%	8.6%	47.7%
22位	石油製品・石炭製品製造	7.3%	9.7%	46.0%
23位	生活関連サービス	7.5%	9.9%	50.2%
24位	造船	3.3%	10.4%	57.6%
25位	農業・林業	13.1%	10.6%	45.0%
26位	トラック運送	17.2%	12.0%	36.1%
27位	金融・保険	20.4%	12.1%	51.1%
28位	通信	8.1%	12.7%	37.7%
29位	放送コンテンツ	9.0%	13.1%	43.2%
30位	広告	20.0%	25.0%	38.7%

サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（53.6%）に対し、4次請け以上の企業は4割程度（40.2%）。
- 特に、4次請け以上の階層においては、「全額転嫁できた」企業の割合は1.5割程度にとどまり、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、3割近く（29.1%）に上る。
- いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる。

➤ より深い段階への価格転嫁の浸透が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

119

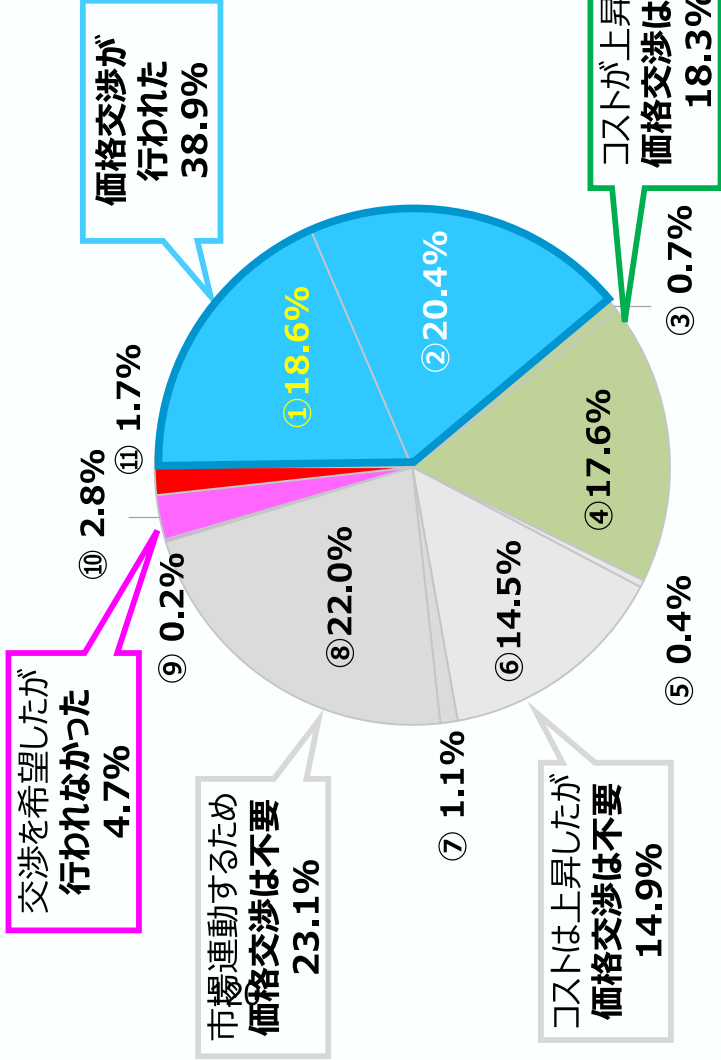


官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

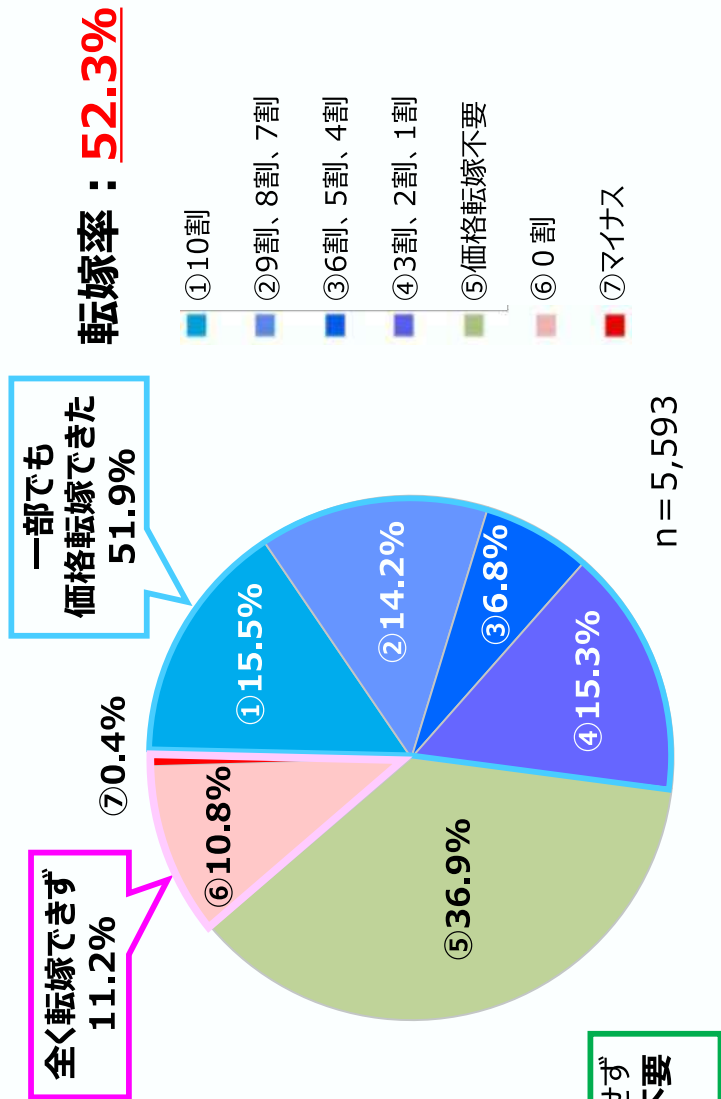
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、52.3%。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が約9割（官公需以外では、約1割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、約4割（前回30.2%→38.9%。官公需以外では、6割超）。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況（コスト全般）



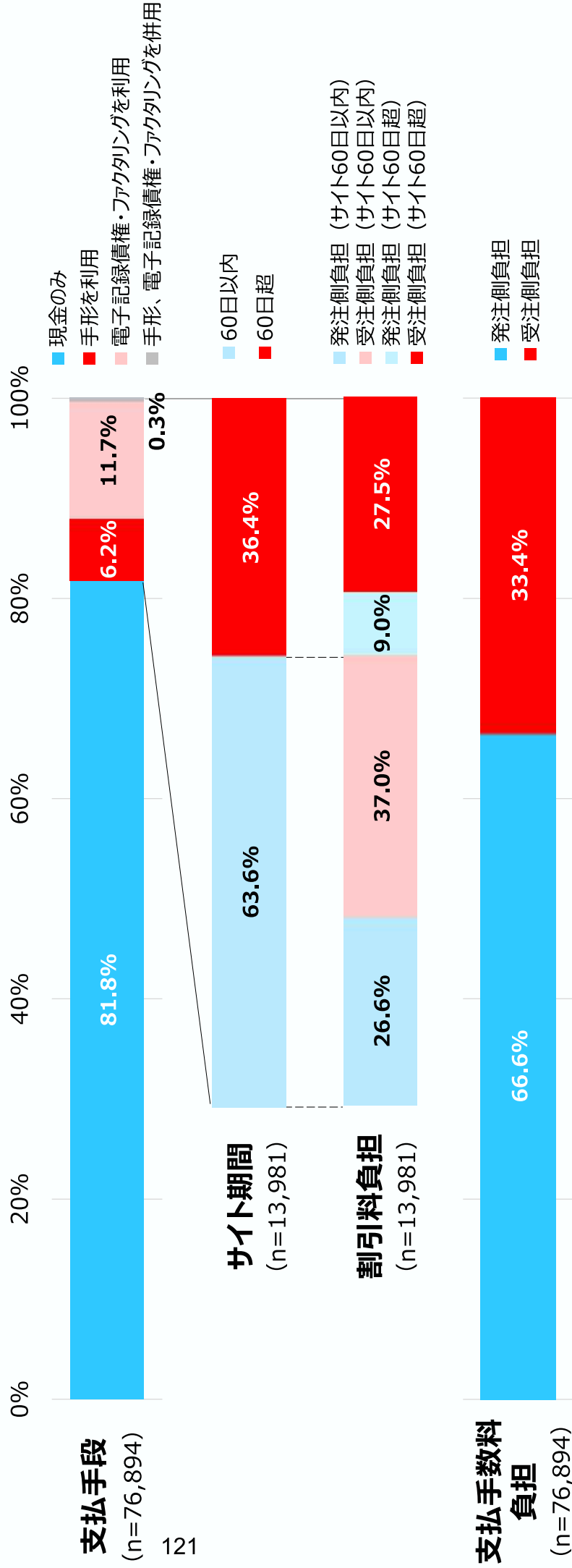
アンケート回答企業からの具体的な声

- 入札公告時にインプスライドの対象工事に該当する旨が明記されているので、安心して応れできる。
- ▲ 価格転嫁について説明をしても、予算がないことを理由にに応じていただけないことがある。
- ▲ 原価計算を行わずに、受注企業へ一方的な価格を押し付けるため、価格交渉が全くなできない。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

取引代金の支払条件の状況

- 発注側企業からの取引代金の支払いについて、「全額現金により支払われる」割合は、約 8 割 (81.8%) (残りの約 2 割は、支払いの一部又は全部で、手形・電子記録債権・ファクタリングの利用があると回答)。
- 手形等 (手形・電子記録債権・ファクタリング) の利用がある場合に、交付から入金までの期間 (サイト) が「60日以内」である割合は、約 6 割 (63.6%)。「割引料を発注側企業が全額負担している」割合は、4 割弱 (35.6%)。
- 支払手数料の負担について、「発注側企業が全額負担している」割合は、7 割弱 (66.6%)。



アンケート回答企業からの具体的な声

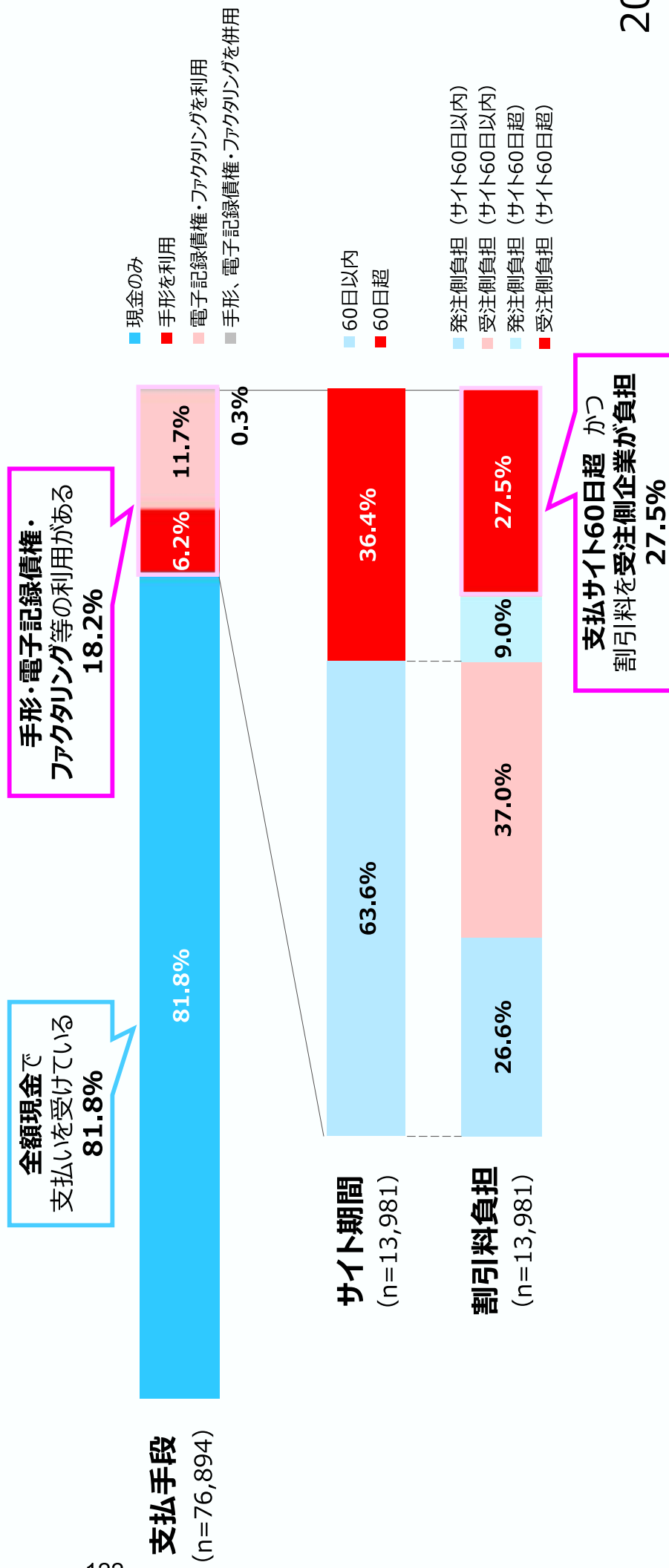
【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○以前は、支払いがサイト120日の手形決済であったが、現在は翌月全額振込になり、資金繰りが改善した。

▲支払サイトの短縮を依頼したが、その分の金利を要求された。

手形等の支払サイト期間・割引料負担の状況

- 取引代金の支払いに手形等が利用されている場合、交付から入金までの期間（サイト）が「60日以内」である割合は、約6割（63.6%）。「割引料を発注側企業が全額負担している」割合は、4割弱。
- 一方で、同期間が「60日を超える」割合は約3割超（36.4%）。
- また、交付から入金までの期間が「60日超」かつ「割引料を受注側企業に負担させている」割合は、手形等を利用している企業のうち、約3割（27.5%）に上る。
- 「取引代金の支払いには可能な限り現金によるものとする」旨や、「割引料等のコストについて、**受注側企業**の負担としない」よう定めた振興基準の更なる周知・徹底が重要。



支払条件の状況 業種別結果①（支払手段）

- 受注者として、現金で支払われる割合が高い業種は、発注者としても現金支払いの比率が高い傾向にある。

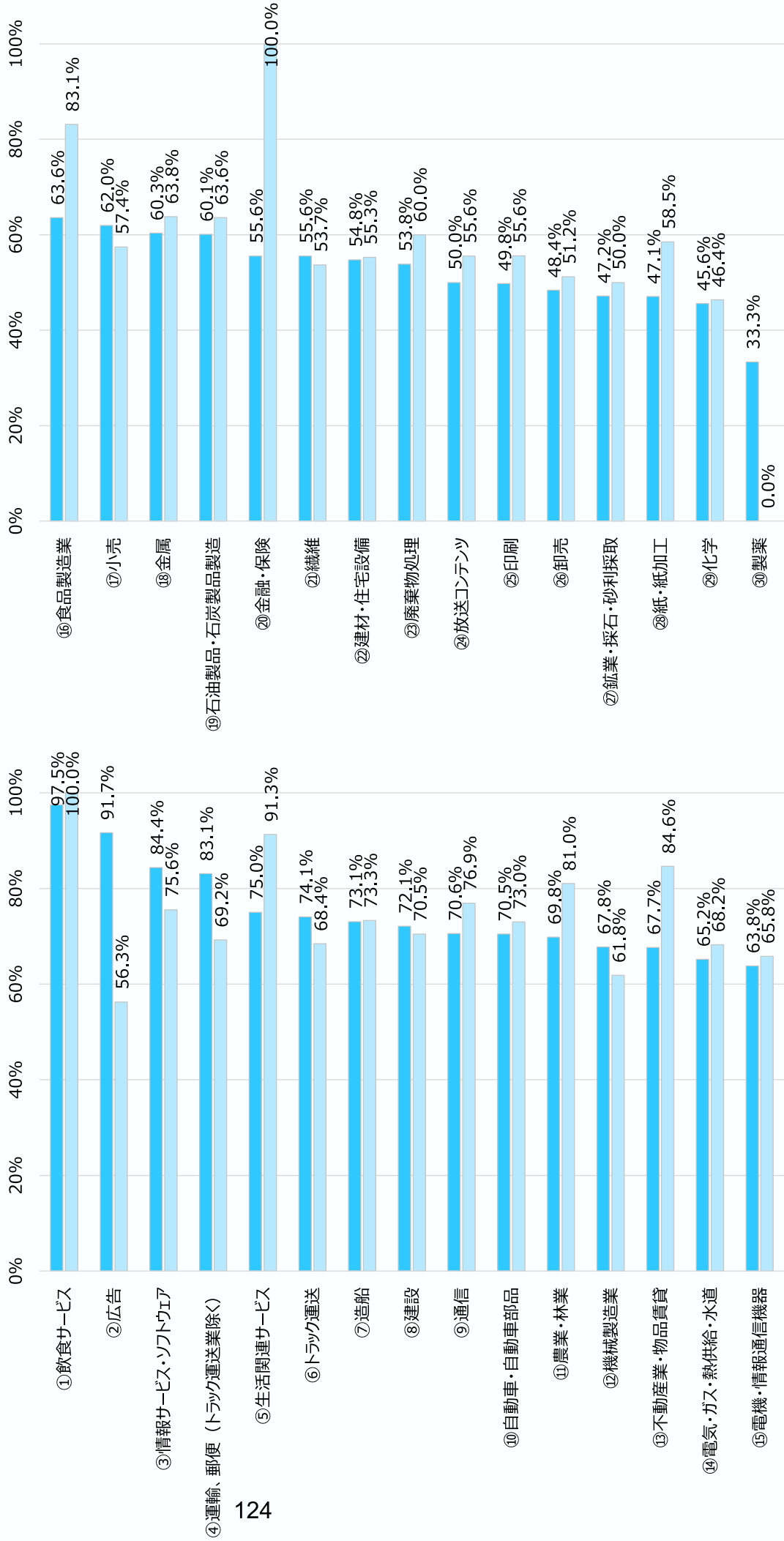
支払手段（現金支払割合）



支払条件の状況 業種別結果②（支払サイト）

- 受注者として、手形等の交付から入金までの期間が60日以内である割合が高い業種は、発注者としても、60日以内の割合が高い傾向にある。

サイト期間（60日以内割合）



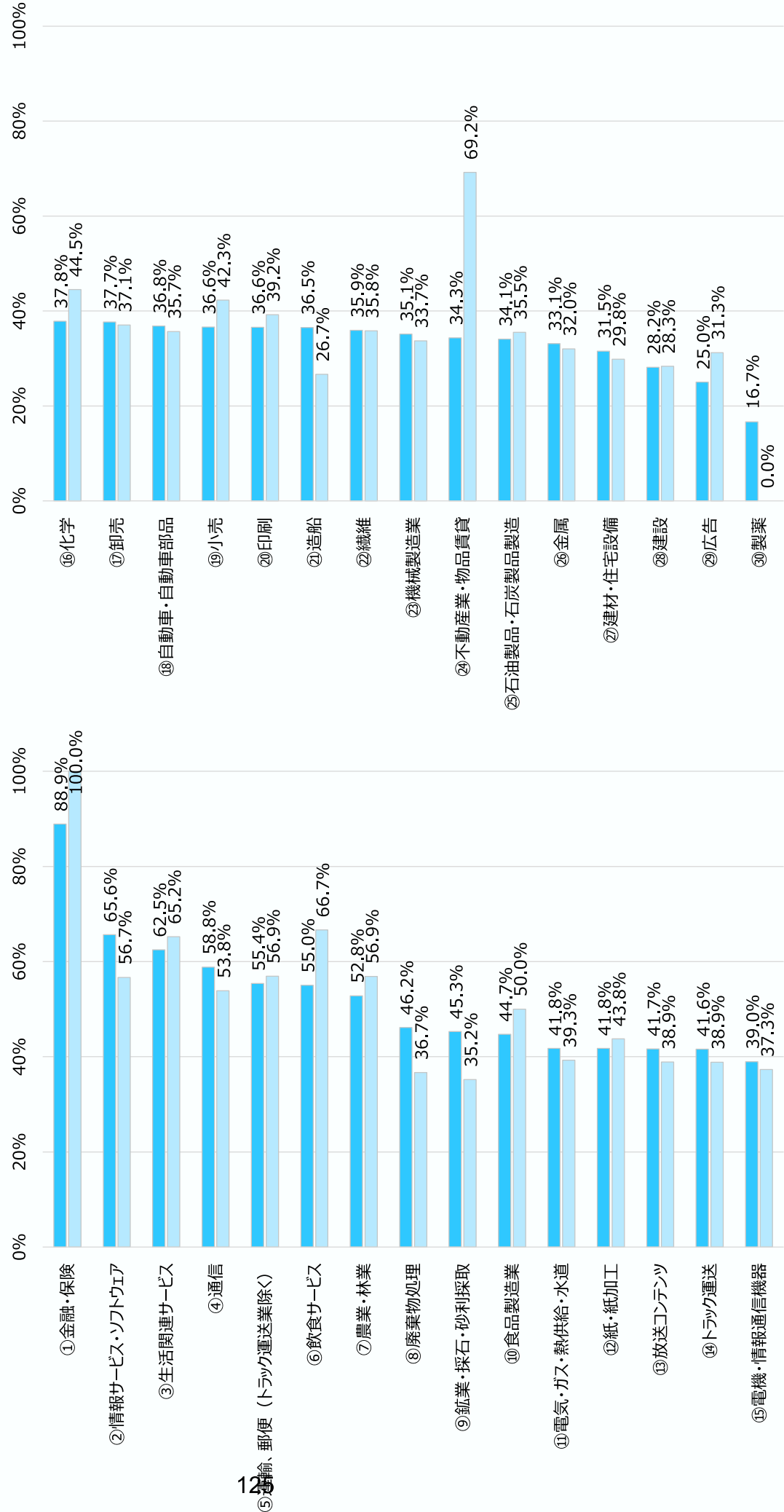
■ 発注企業の業種毎に集計 ■ 受注企業の業種毎に集計

■ 発注企業の業種毎に集計 ■ 受注企業の業種毎に集計

支払条件の状況 業種別結果③（割引料負担）

- 割引料を発注側企業が全額負担している割合についても、正の相関がみられ、受注側企業の状況が良い（発注者負担の割合が高い）業種ほど、発注側企業としても割引料を負担している割合が高い傾向にある。

割引料（発注側負担割合）



支払条件の状況 業種別結果④（支払手数料負担）

- 支払手数料を発注側企業が全額負担している割合が高い業種は、金融・保険、製薬、放送コンテンツなど。

支払手数料を発注側企業が全額負担している割合



今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉ができる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。
- 中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続する。

① 2025年8月中下旬（目途）：発注企業の社名リストの公表

② 「中小受託取引適正化法（取適法）」、「受託中小企業振興法（振興法）」の詳細ルール、周知・徹底

③ 「受託中小企業振興法」に基づく「振興基準」の改定、周知・徹底

④ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

⑤ 9月の価格交渉促進月間における、価格交渉・価格転嫁の呼びかけ

⑥ 下請Gメン情報等を活用し、迅速かつ臨機応変に、取引方針の改善指導の開始

⑦ 9月の価格交渉月間の結果も勘案し、経営者トップへ事業所管大臣名での指導・助言

⑧ パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性の向上、「労務費指針」の周知・徹底

香川県における中小企業の労働事情

—令和6年度中小企業労働事情実態調査報告書—



香川県中小企業団体中央会

はじめに

中小企業団体中央会では、昭和39年より政府指定事業の一環として、全国規模で「中小企業労働事情実態調査」を実施してきました。

令和6年度は、深刻な人手不足等を背景にして大手企業で高水準の賃上げが相次いで実現し、地域別最低賃金の全国平均も過去最大の51円という上げ幅となるなど、全国的に賃上げムードが高まっています。

一方で、日銀によるマイナス金利施策の解除に伴う利上げや34年ぶりとなる円安水準、日経平均株価が過去最高値を更新するなど、市場経済は大きく変動しており、我々の生活環境や事業経営環境にも大きな影響をもたらしています。

このため、本年度は、昨年に引き続き、価格転嫁の状況とその内容について調査を行いました（13頁）。また、従来の調査項目に加えて、人材確保・定着率等についても新たに調査し、調査結果の中からいくつか要点を抽出して報告書を作成しました（20～22頁）。

本報告書が、県内中小企業の労働事情の実態の把握と現状に即した対応をお考えいただく上で、多少なりとも参考になれば幸甚です。

最後に、本調査の実施にあたり格別のご協力をいただきました関係組合及び調査対象事業所に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和6年11月

香川県中小企業団体中央会

目 次

調査実施要領

回答事業所の概要

1. 回答事業所数	4
2. 労働組合の有無	4
3. 常用労働者数	5
4. 女性常用労働者数	5
5. パートタイマー比率	6

調査結果の概要

1. 経営状況	7
(1) 経営状況	
(2) 主要事業の今後の方針	
(3) 経営上の障害	
(4) 経営上の強み	
2. 労働時間	10
(1) 週所定労働時間	
(2) 月平均残業時間	
3. 有給休暇	11
(1) 年次有給休暇の平均付与日数	
(2) 年次有給休暇の平均取得日数	
(3) 年次有給休暇の平均取得率	
4. 価格転嫁	13
(1) 転嫁状況	
(2) 転嫁内容	
(3) 転嫁状況（一年前との比較）	
5. 従業員の採用及び給与	14
(1) 従業員の採用計画	
(2) 新規学卒者の初任給	
・初任給(高校卒)	
・初任給(専門学校卒)	
・初任給(短大・高専卒)	
・初任給(大学卒)	
(3) 中途採用者の年齢層	
6. 人材確保・人材定着の状況	20
(1) 望ましいと考える雇用形態	
(2) 募集・採用ルート	
(3) 定着状況	
7. 賃金改定	23
(1) 賃金改定実施状況	
(2) 平均昇給額・昇給率	
(3) 賃金改定の内容	
(4) 賃金改定の決定要素	

調査実施要領

1. 調査の目的

香川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的の実施するものである。

2. 調査機関

香川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

会員組合への依頼による郵送調査

4. 調査時点

令和6年7月1日

5. 調査対象事業所

600事業所（製造業・非製造業）

6. 調査対象の選定

県内の従業員規模300人以下の中小企業を任意抽出し一定業種に偏しないよう選定した。

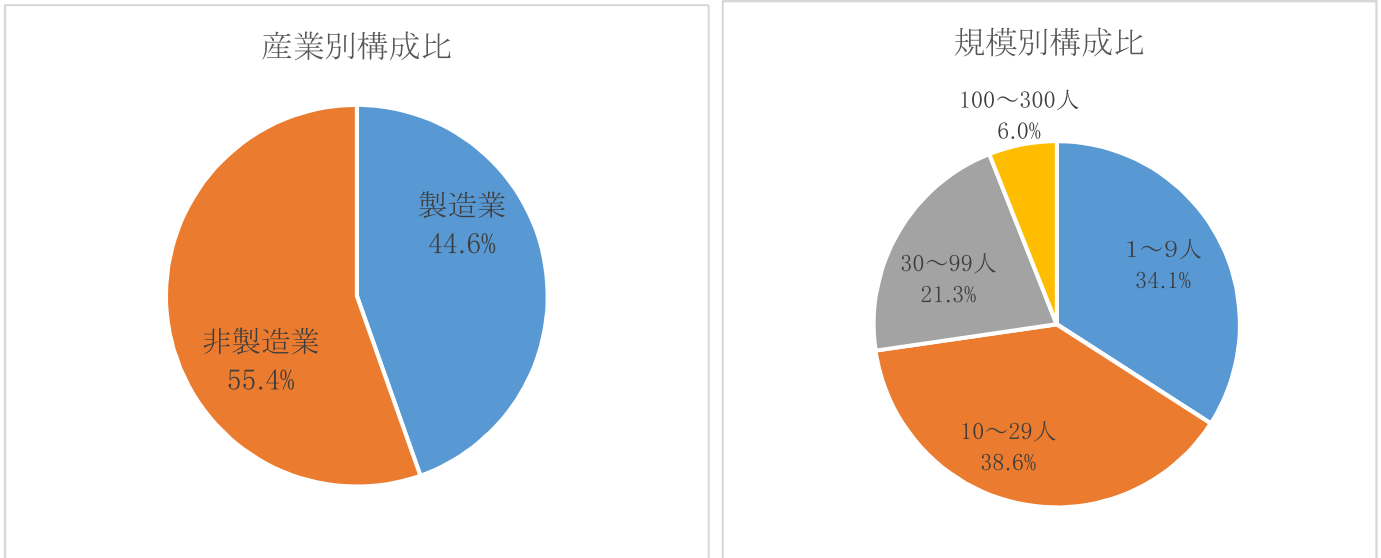
7. 調査の主な内容

- （1）経営状況に関する事項
- （2）労働時間に関する事項
- （3）有給休暇に関する事項
- （4）価格転嫁に関する事項
- （5）従業員の採用及び給与に関する事項
- （6）人材確保・人材定着の状況に関する事項
- （7）賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

1. 回答事業所数 有効回答数 249事業所

令和6年度調査の回答事業所は、調査対象600事業所のうち、製造業111事業所、非製造業138事業所の合計249事業所で、回答率は41.5%であった。（昨年度45.0%）



2. 労働組合の有無

労働組合のある事業所は、17事業所であり、香川県内の組織率は6.8%であった（昨年度14事業所、組織率5.2%）。

労働組合の組織率を規模別にみると、「100～300人」が33.3%と最も高い。

労働組合の有無及び組織率

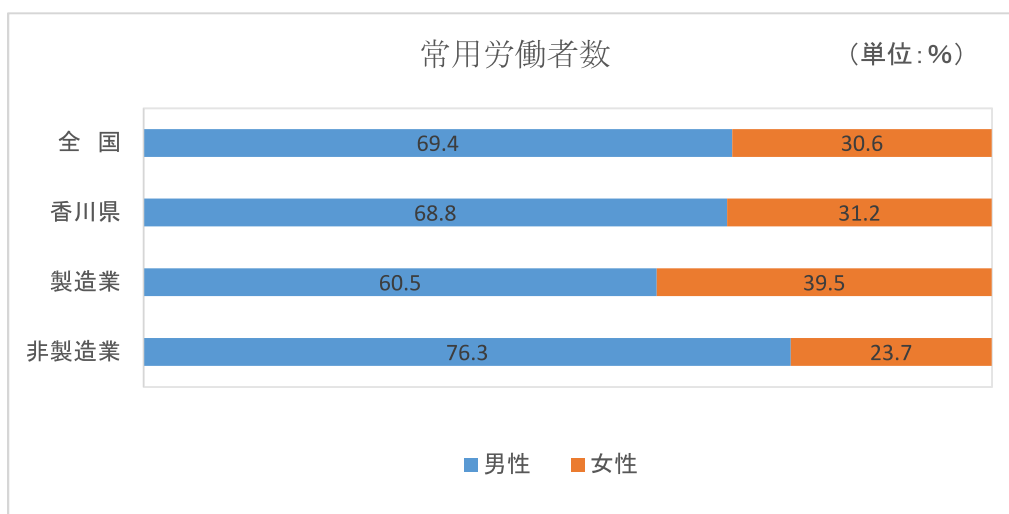
		事業所数	労働組合の有無		組織率
			あ る	な い	
全 国		17,066	1,211	15,855	7.1%
香 川		249	17	232	6.8%
規 模 別	1～9人	85	3	82	3.5%
	10～29人	96	4	92	4.2%
	30～99人	53	5	48	9.4%
	100～300人	15	5	10	33.3%

3. 常用労働者数

香川県の回答事業所における常用労働者数は7,699人で、内訳は男性5,300人(68.8%)、女性2,399人(31.2%)となっており、女性の構成比が全国平均(30.6%)より0.6ポイント高い。

業種別にみると、男性常用労働者比率は、製造業では「機械器具」(91.2%)、「化学工業」(87.1%)、「金属・同製品」(87.0%)、非製造業では「運輸業」(86.4%)「建設業」(83.6%)の順で高い。

一方、女性常用労働者比率は、製造業では「繊維工業」(72.8%)、「その他」(58.3%)、非製造業では「サービス業」(46.2%)で高く、製造業に従事する女性の割合は、非製造業に比べて15.8ポイント高くなっている。

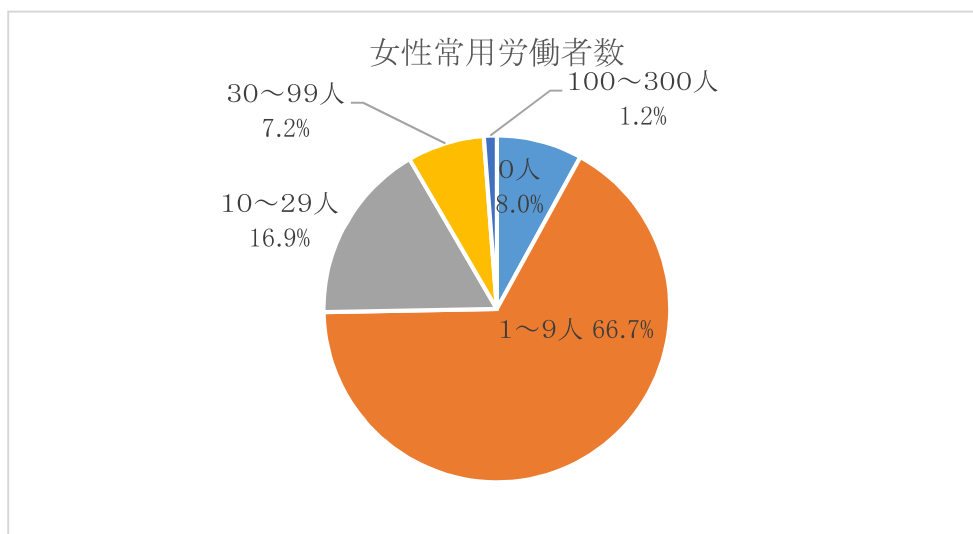


4. 女性常用労働者数

香川県内の女性常用労働者数をみると、「1～9人」が最も多く66.7%、次いで「10～29人」(16.9%)、「0人」(8.0%)と続く。

また、1事業所当たりの人数は、9.6人であった(全国平均9.7人)。

業種別にみると、製造業12.9人に対して、非製造業では7.0人と、製造業が5.9人多い結果となった。

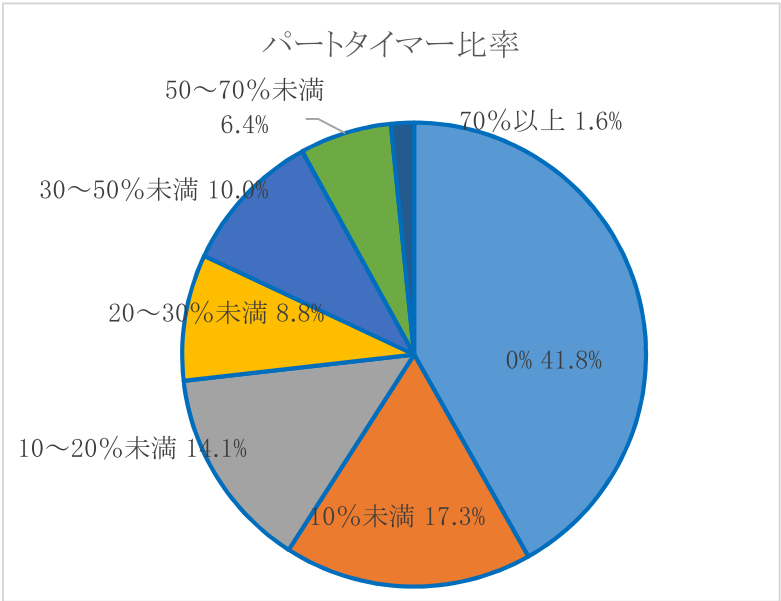


5. パートタイマー比率

パートタイマー比率をみると、「0%」が41.8%と最も高く、次いで「10%未満」（17.3%）、「10～20%未満」（14.1%）と続いている。

1事業所当たりの比率を規模別にみると、「1～9人」の事業所で18.0%と最も高かった。全体の平均は、14.2%であった。

1事業所当たりの比率を業種別にみると、製造業が15.8%、非製造業が12.9%で、製造業の方が2.9ポイント高い結果となった。



パートタイマー比率		(%)						
	1事業所当たりの比率	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上
全 国	14.9	42.8	18.6	11.9	7.9	8.4	6.3	4.1
香 川	14.2	41.8	17.3	14.1	8.8	10.0	6.4	1.6
規 模 別	1～9人	18.0	56.8	0.0	9.9	7.4	11.1	4.9
	10～29人	10.3	44.9	19.4	17.3	8.2	6.1	0.0
	30～99人	16.0	22.6	32.1	11.3	9.4	18.9	0.0
	100～300人	13.6	13.3	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0
業 種 別	製造業	15.8	27.9	24.3	14.4	10.8	15.3	7.3
	非製造業	12.9	52.9	11.6	13.8	7.2	5.8	2.9

調査結果の概要

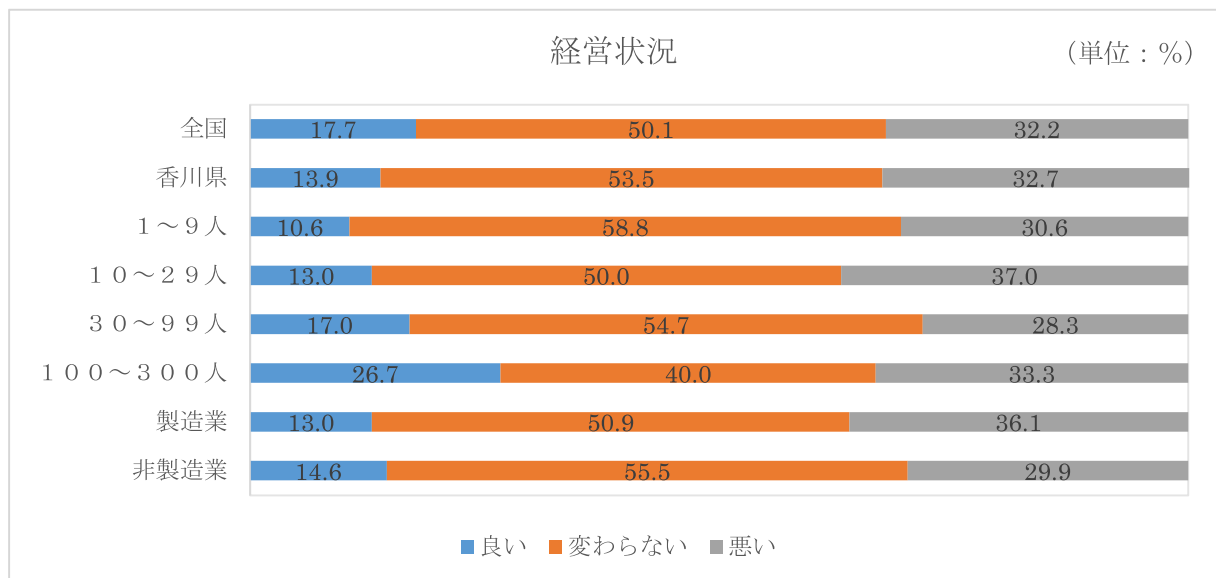
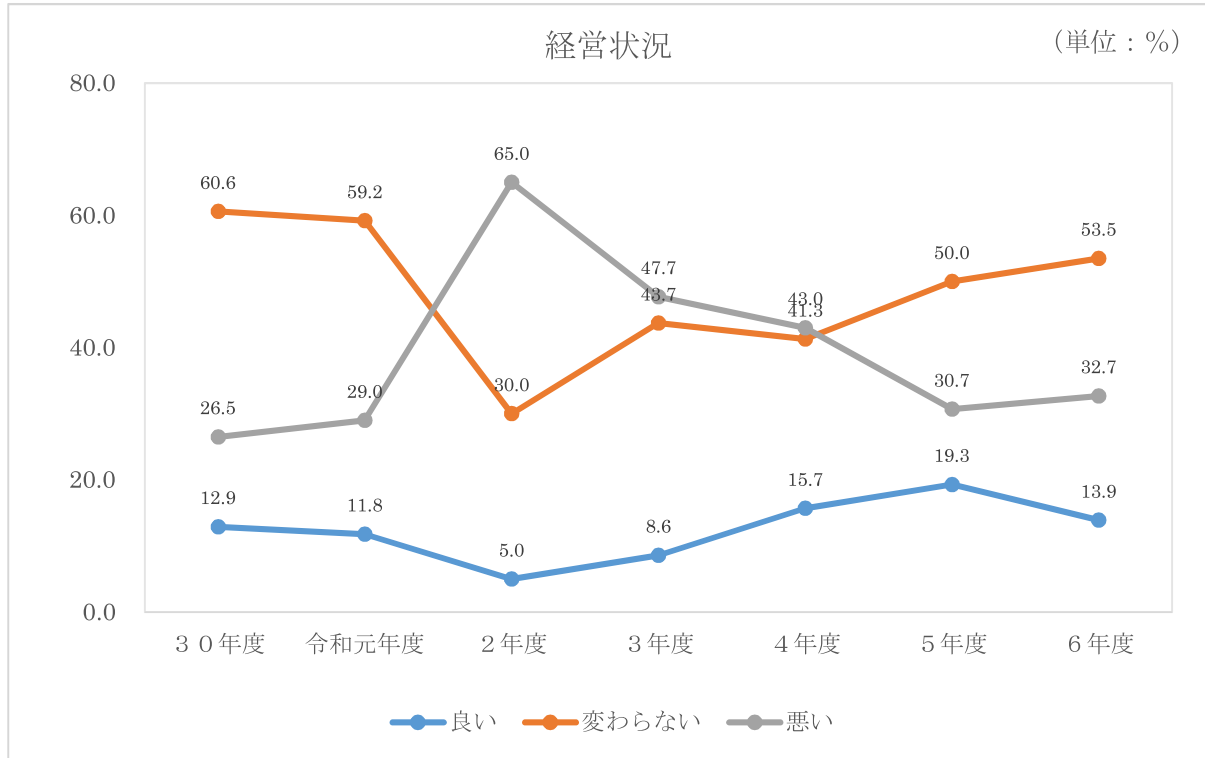
1. 経営状況

(1) 経営状況

県内中小企業の現在の経営状況は、「変わらない」が53.5%を占め、以下「悪い」（32.7%）、「良い」（13.9%）の順となっている。「良い」は前年度より5.4ポイント低い結果となった。

また、「悪い」は昨年度より2.0ポイント増加しており、経営状況の悪化が見られる。

「良い」を規模別にみると、「100～300人」が26.7%で最も高く、次いで「30～99人」が17.0%、「10～29人」が13.0%という結果となった。

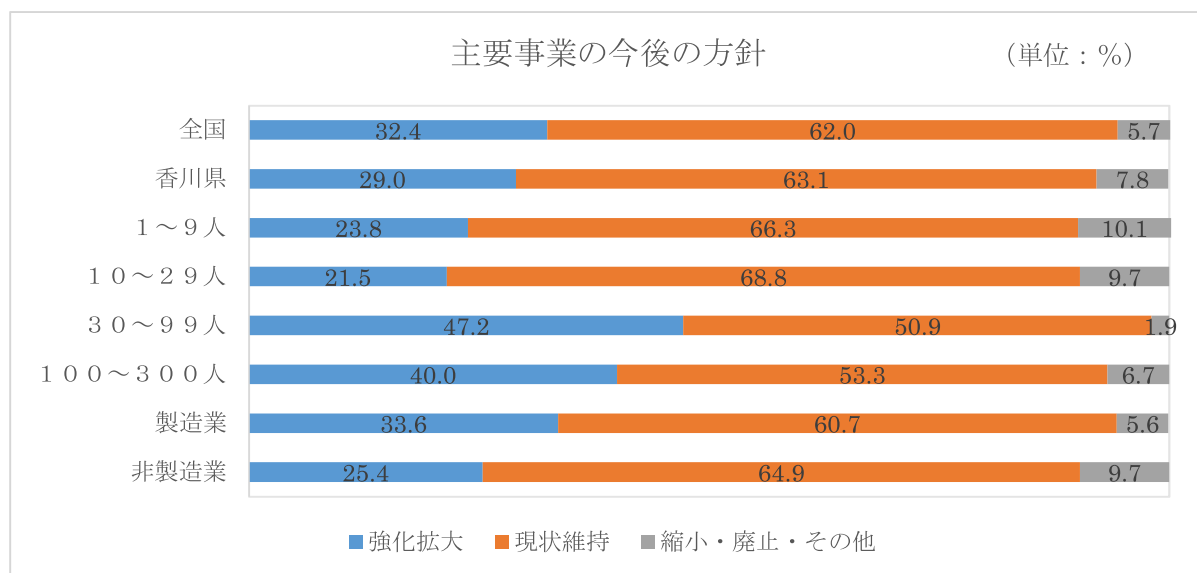
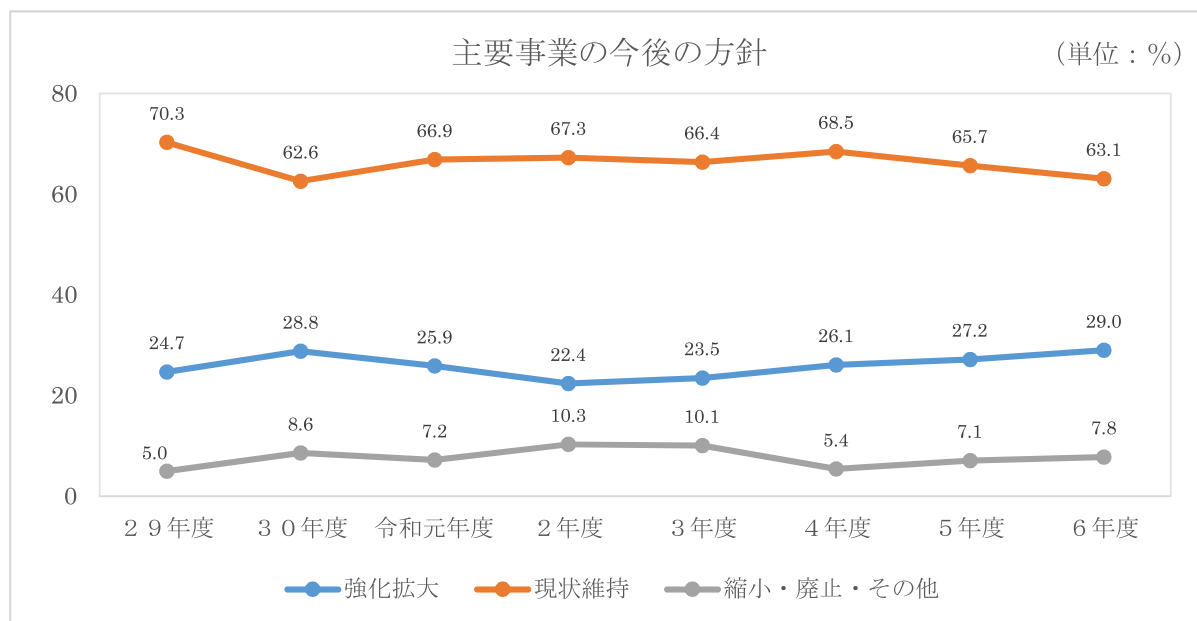


(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」とする事業所が63.1%と最も多く、昨年度より2.6ポイント低い結果となった。

「強化拡大」は29.0%で、昨年度より1.8ポイント高く、「縮小・廃止・その他」は、7.8%で、昨年度より0.7ポイント高い結果となった。

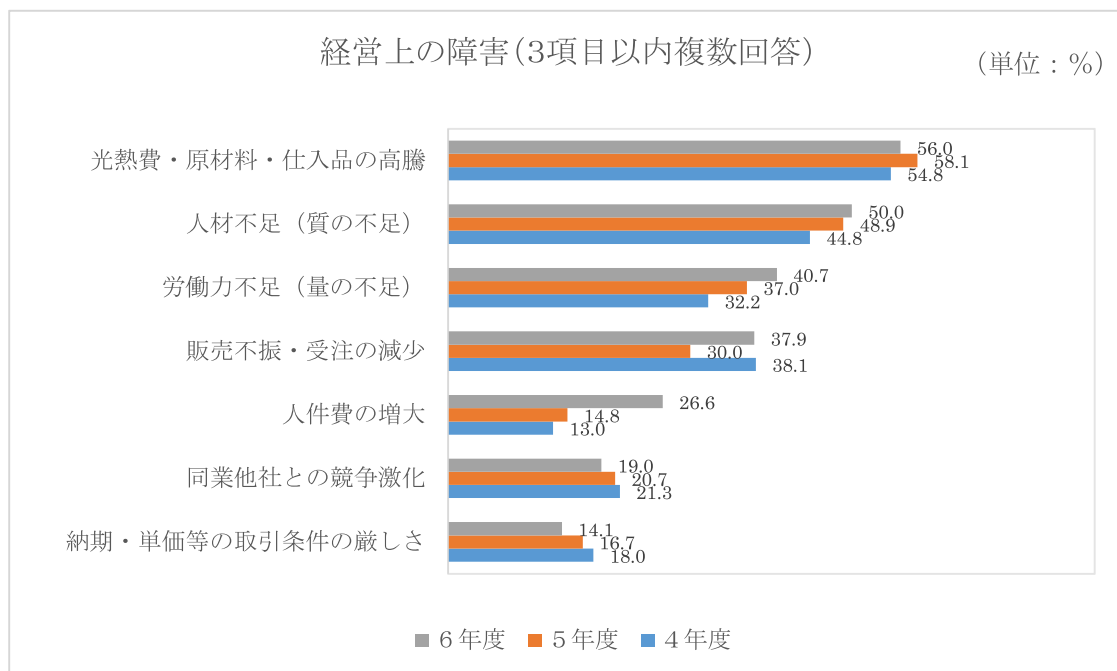
業種別では、製造業で「強化拡大」を考えている事業所は33.6%、非製造業では25.4%であった。一方、「縮小・廃止・その他」は、製造業では5.6%、非製造業では9.7%であった。



(3) 経営上の障害

中小企業が直面している経営上の障害の今年度の上位3位は、「光熱費・原材料・仕入品の高騰」(56.0%)、「人材不足(質の不足)」(50.0%)、「労働力不足(量の不足)」(40.7%)で占められている。

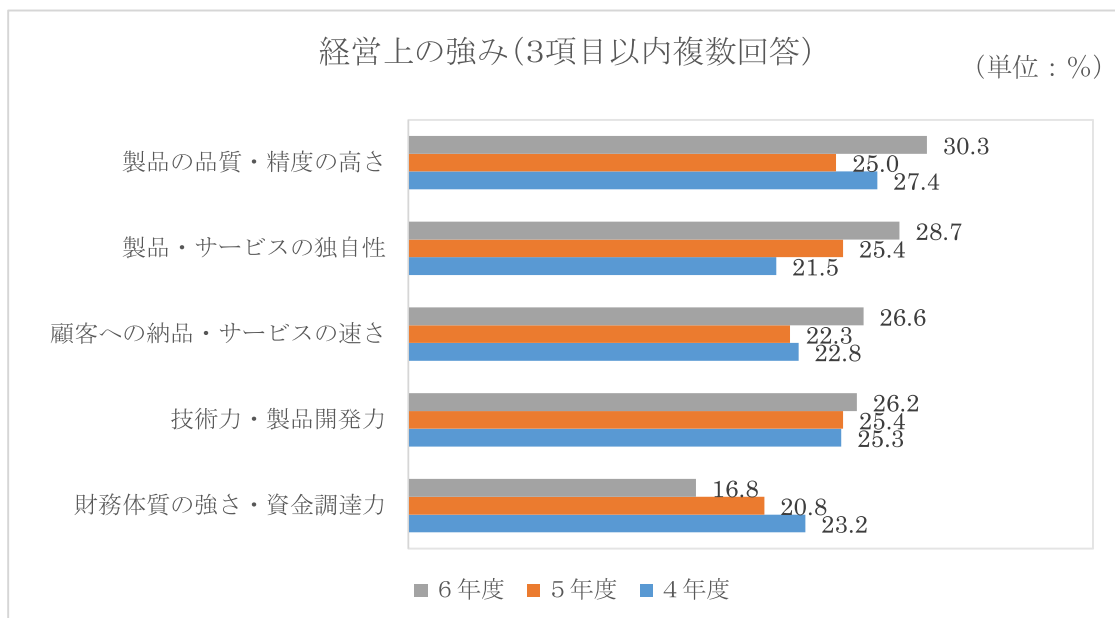
「光熱費・原材料・仕入品の高騰」は、昨年度よりも2.1ポイントの減少となったが、人材・労働力の不足はいずれも年々増加しており、人手不足感が質及び量の双方で見受けられる結果となった。



(4) 経営上の強み

自社の経営上の強みの今年度の上位3位は、「製品の品質・精度の高さ」(30.3%)、「製品・サービスの独自性」(28.7%)、「顧客への納品・サービスの速さ」(26.6%)で占められている。

特に、「製品の品質・精度の高さ」は、昨年度より5.3ポイント高い結果となった。

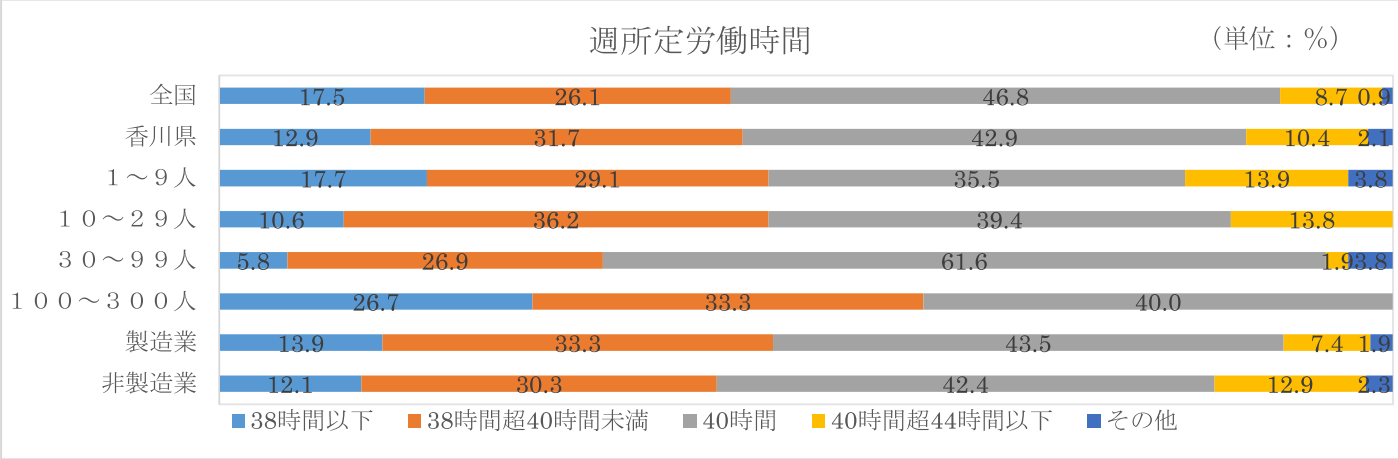


2. 労働時間

(1) 週所定労働時間

週所定労働時間については、労働基準法で規定されている「週40時間」以下を達成した事業所は87.5%で、前年度と比べて0.9ポイント減少した。

「週40時間」を超える事業所は、業種別にみると、非製造業において割合が高く、また、規模別にみると、「1～9人」の事業所での割合が高い。特例措置対象事業場を除く事業所においては、法定労働時間を守る必要がある。

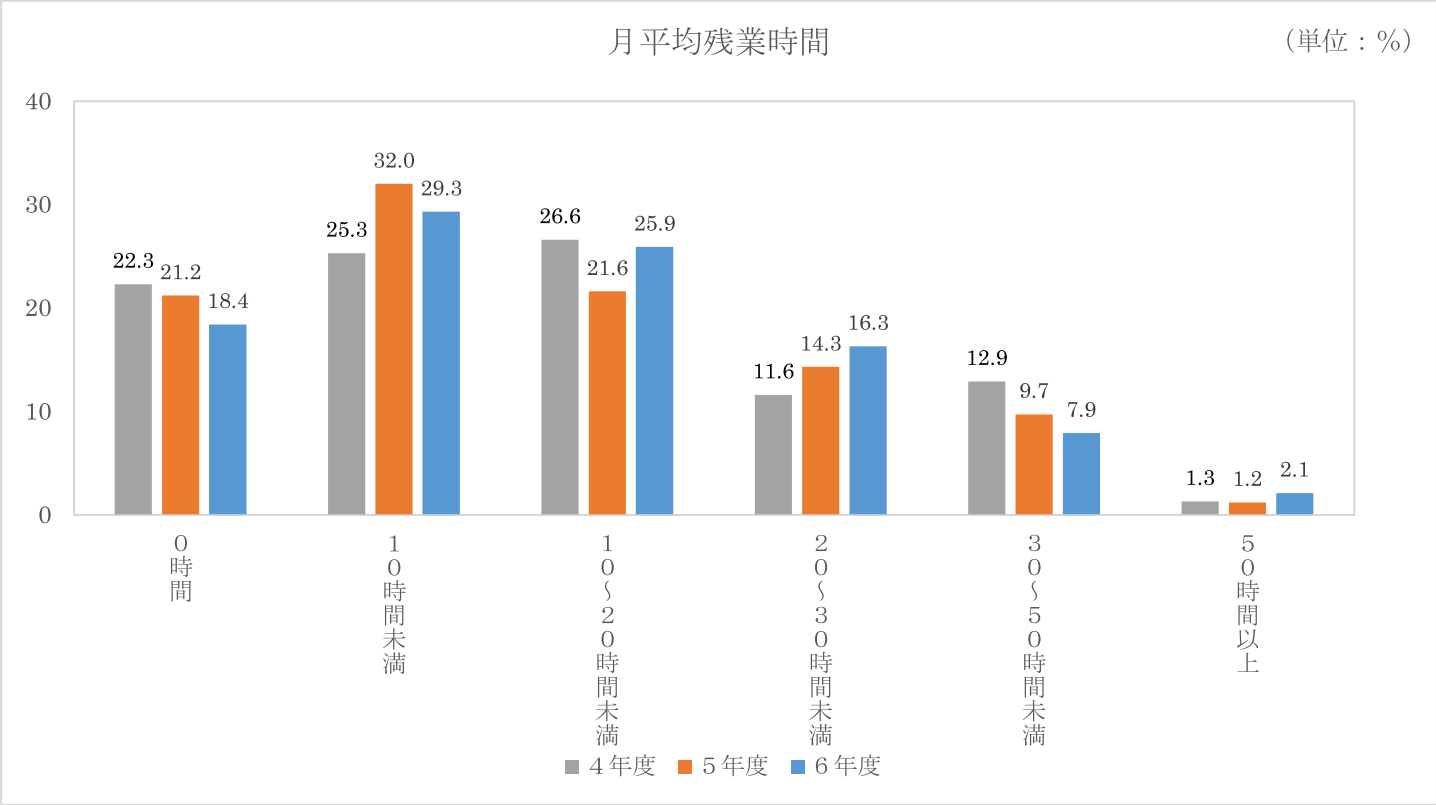


ワンポイントメモ
特例措置対象事業場（週44時間）・・・常時使用する労働者（パート・アルバイト含む。）が10人未満の①商業②映画・演劇業③保健衛生業④接客娯楽業の事業所は適用することができます。

(2) 月平均残業時間

月平均残業時間は、「10時間未満」（29.3%）が最も多く、次いで「10～20時間未満」（25.9%）と「0時間」（18.4%）が続く。

従業員1人当たりの月平均残業時間は、1事業所当たり12.6時間（昨年度12.1時間）と増加した。



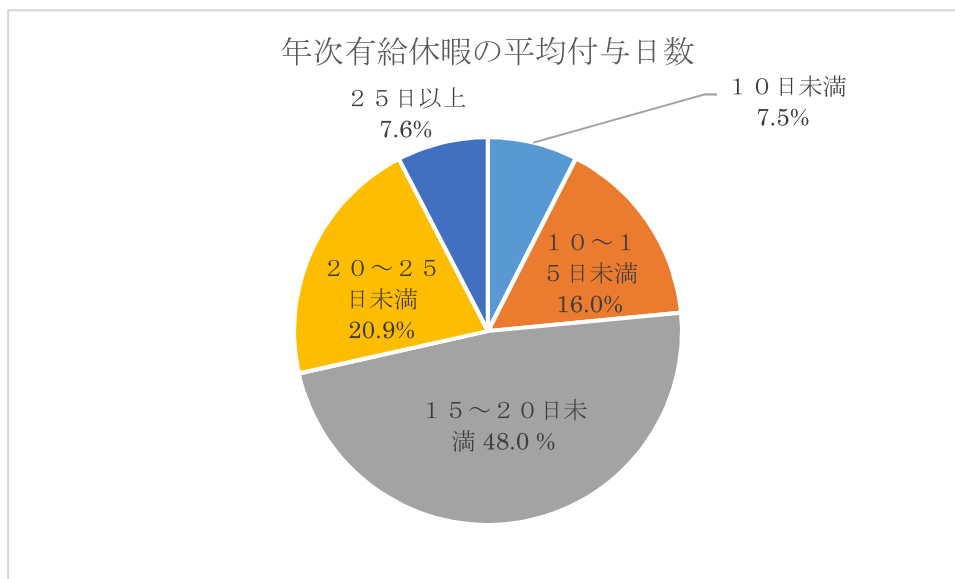
3. 有給休暇

(1) 年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」(48.0%)が最も多く、次いで「20～25日未満」(20.9%)、「10～15日未満」(16.0%)と続く。

年次有給休暇を10日以上付与している事業所は、92.5%となっている。

平均付与日数は、16.9日で昨年度より0.1日増加した。

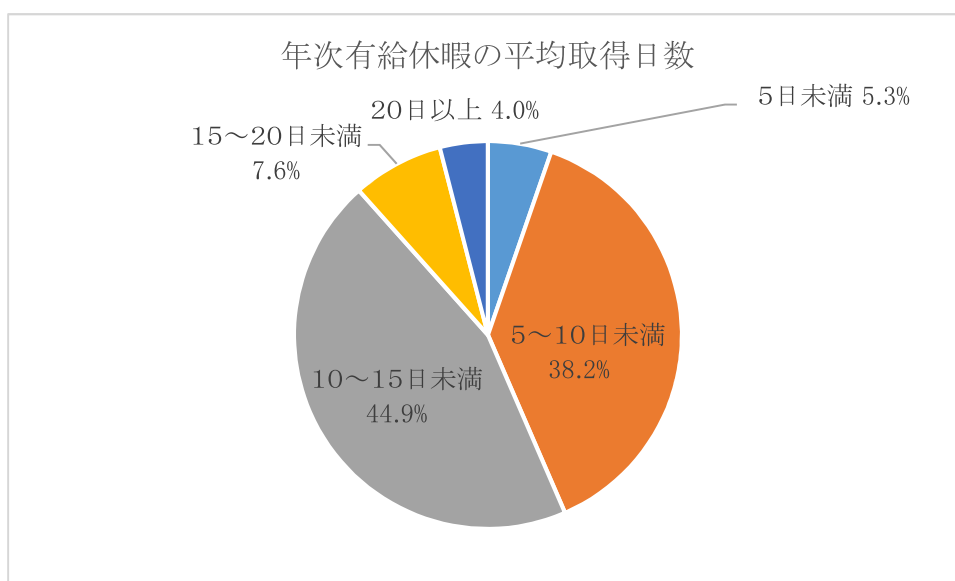


(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、「10～15日未満」(44.9%)が最も多く、次いで、「5～10日未満」(38.2%)、「15～20日未満」(7.6%)と続く。

平均取得日数が10日未満の事業所は、43.5%となっている。

平均取得日数は、9.8日であり、昨年度より0.5日増加した。

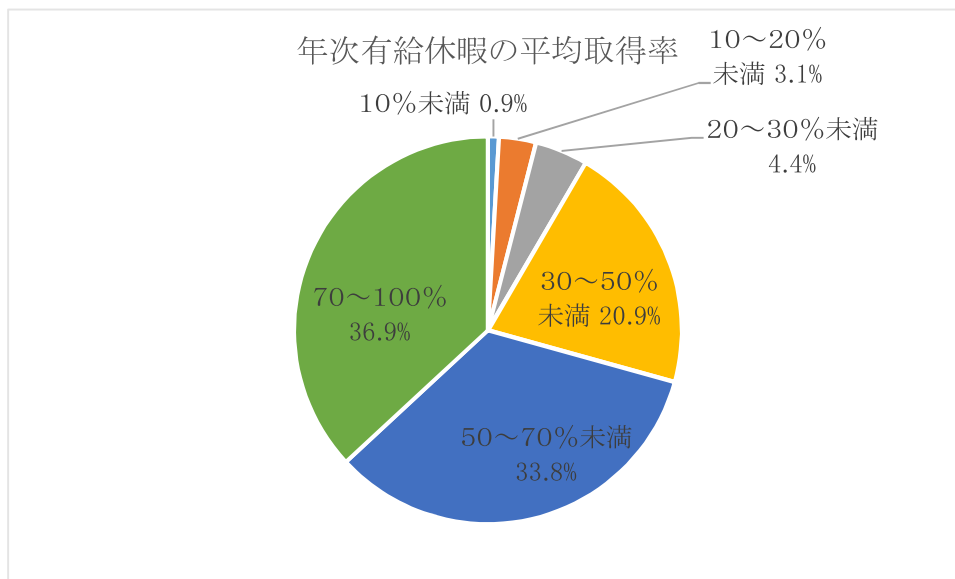


(3) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率（有給休暇付与日数の内、有給休暇を取得した割合）は、「70～100%」（36.9%）が最も多く、次いで「50～70%未満」（33.8%）であった。

「50%未満」である事業所は、29.3%であった。

年次有給休暇平均取得率は、61.2%であり、昨年度より1.7ポイント増加した。



ワンポイントメモ

年次有給休暇…労働基準法により、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者（パートタイム含む。）に対し、10日以上を付与することが定められています。

ただし、週所定労働時間30時間未満、かつ、週所定労働日数が4日以下のパートタイマーは、通常の労働者と比較して比例付与となります。

なお、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となっています。

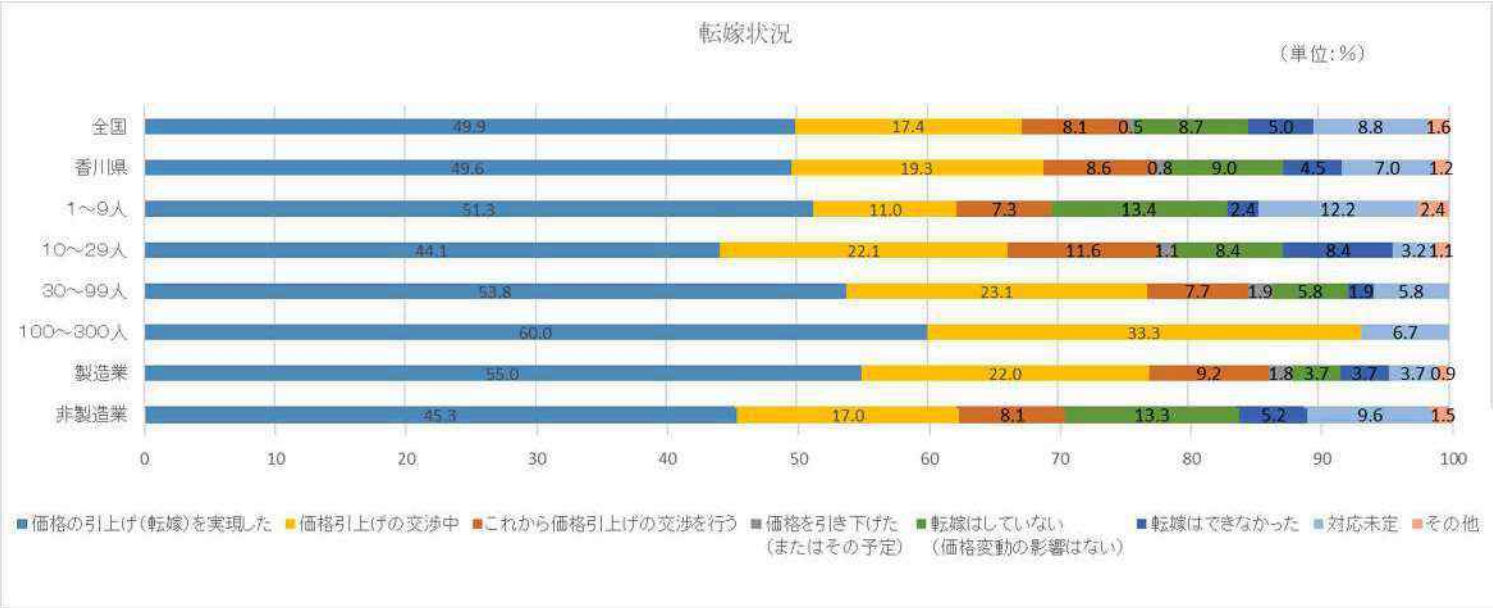
4. 価格転嫁

(1) 転嫁状況

原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況については、「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」、「これから価格引上げの交渉を行う」が合わせて77.5%であり、昨年と比較して0.3ポイント減少した。

規模別にみると、「100～300人」の事業所で93.3%（昨年91.7%）が、「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」と回答したのに対し、「1～9人」では62.3%（昨年52.7%）で、その差は31.0ポイント（昨年39.0ポイント）となっており、小規模事業者においても価格転嫁に向けた動きは見られる。また規模による格差は昨年より縮小していることが分かった。

業種別では、製造業で「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」が77.0%、非製造業では62.3%であった。



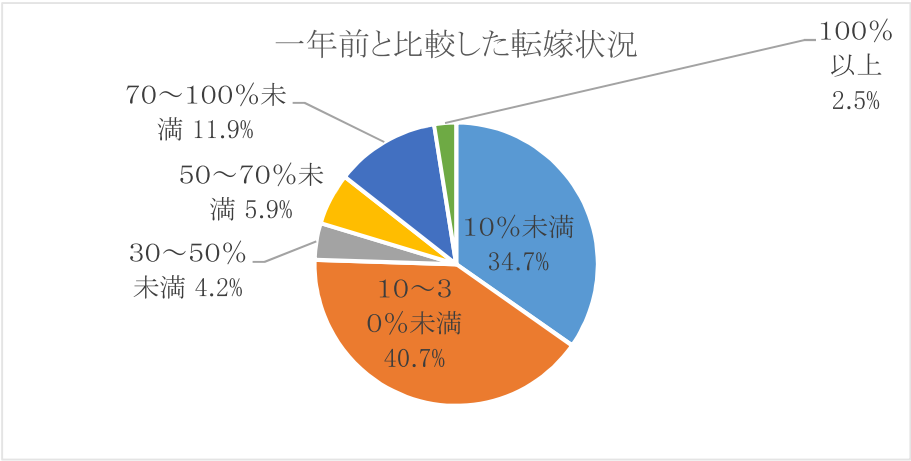
(2) 転嫁内容

原材料費、人件費、利益を含めた販売価格への転嫁内容については、「原材料分の転嫁を行った（行う予定）」が76.9%、「人件費引上げ分の転嫁を行った（行う予定）」が36.3%、「利益確保分の転嫁を行った（行う予定）」が24.7%であった。

規模別、業種別に見てみると、各項目で大きな差は無く、転嫁内容にはあまり影響しないことが分かった。

(3) 転嫁状況（一年前との比較）

一年前と比較した価格転嫁状況は、「10～30%未満」が40.7%と最も高かった。



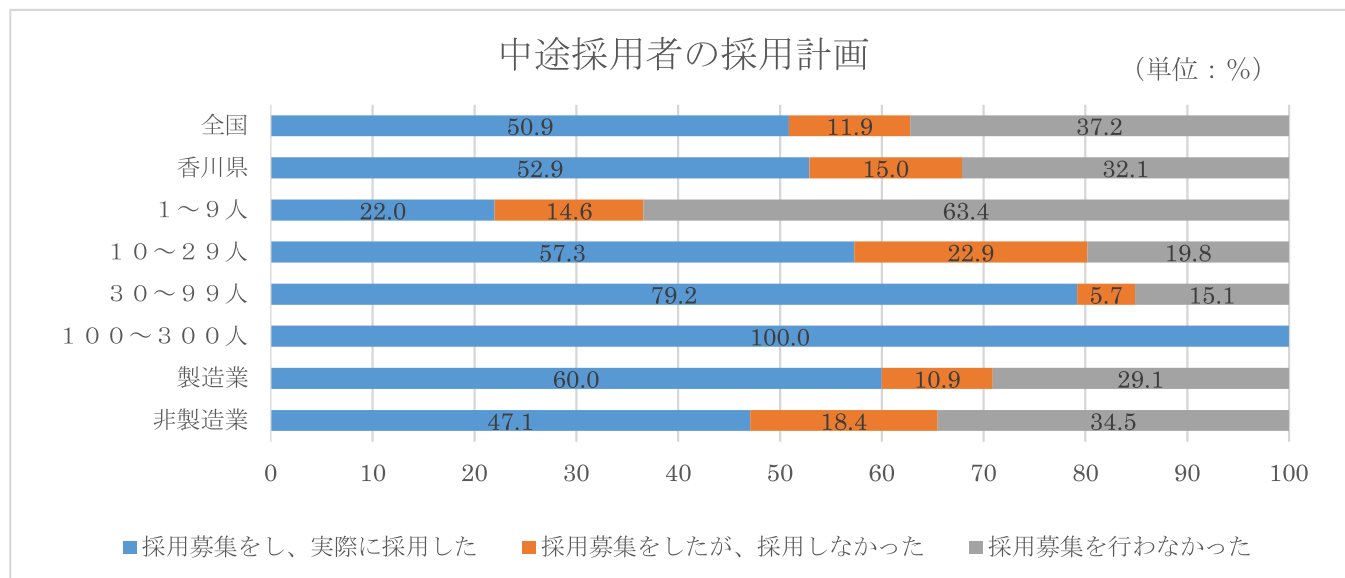
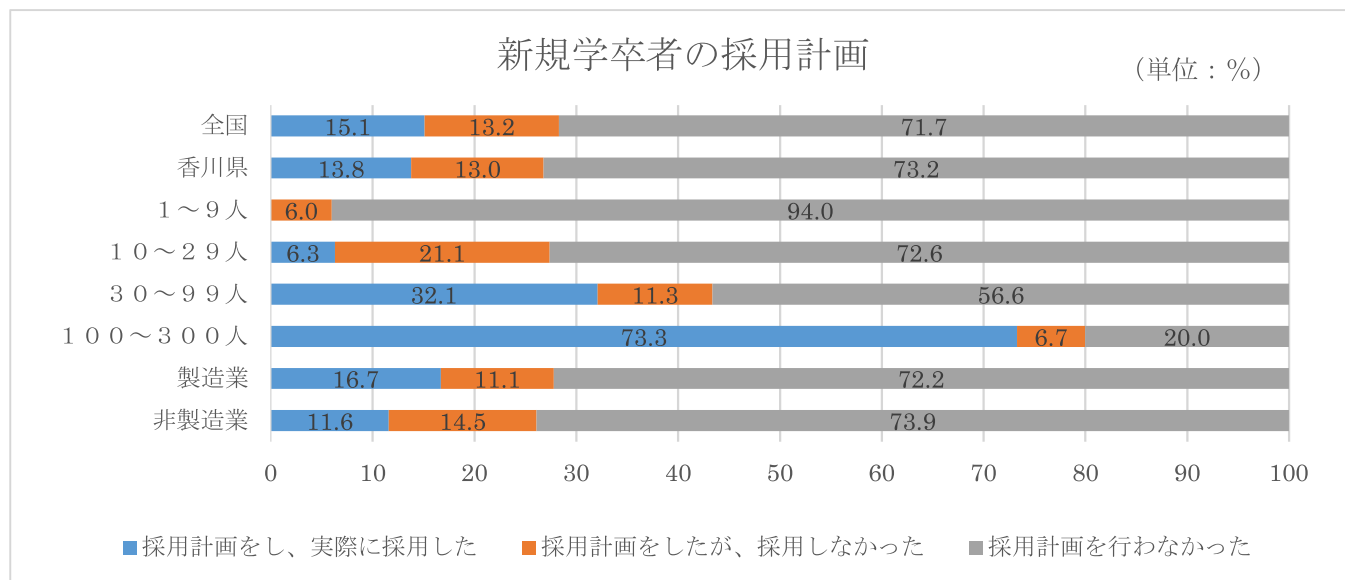
5. 従業員の採用及び給与

(1) 従業員の採用計画

令和6年度の新規学卒者の採用計画について、「採用計画をし、実際に採用した」と回答した事業所は13.8%、「採用計画をしたが、採用しなかった」と回答した事業所は13.0%、「採用計画を行わなかった」と回答した事業所は73.2%であった。

一方で、令和6年度の中途採用者の採用計画について、「採用募集をし、実際に採用した」と回答した事業所は52.9%、「採用募集をしたが、採用しなかった」と回答した事業所は15.0%、「採用募集を行わなかった」と回答した事業所は32.1%であり、新規学卒者の採用よりも中途採用者の採用を積極的に行っていることが分かった。

また規模別に見ると、新規学卒者・中途採用者いずれにおいても、従業員規模が大きくなるほど採用計画・採用募集のある割合が高く、人材の獲得に意欲的であることがうかがえる。



(2) 新規学卒者の初任給

令和6年3月卒業の新規学卒者に対して、同年6月に支給した1人当たりの平均所定賃金(税込額)の調査結果は次のとおりである。

			(単位:円)	※()内の数字は、前年との増減額	
区 分			初任給	香川	全国
高校卒	技術系	製造業	170,728 (210)	176,630	181,896
		非製造業	184,500 (1,846)	(▲ 2,990)	(5,145)
	事務系	製造業	167,375 (5,875)	170,538	177,158
		非製造業	173,700 (▲ 2,300)	(5,413)	(6,115)
専門学校卒	技術系	製造業	178,293 (▲ 6,707)	186,108	195,604
		非製造業	192,360 (4,520)	(▲ 921)	(6,094)
	事務系	製造業	170,772 (772)	177,607	189,034
		非製造業	181,025 (▲ 9,308)	(▲ 7,643)	(4,157)
短大卒 (含高専)	技術系	製造業	170,000 (▲ 9,000)	170,000	191,896
		非製造業	- (-)	(▲ 11,200)	(2,060)
	事務系	製造業	177,850 (9,850)	179,567	188,542
		非製造業	183,000 (▲ 11,000)	(▲ 1,433)	(4,194)
大学卒	技術系	製造業	198,757 (12,239)	216,512	212,790
		非製造業	234,267 (19,161)	(11,802)	(5,909)
	事務系	製造業	219,738 (30,571)	210,919	208,857
		非製造業	202,100 (292)	(13,325)	(4,705)

初任給(高校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		1,217	181,896	100.0	356	177,158	100.0	2,209	182,279	100.0	561	176,841	100.0
香 川		14	176,630	97.1	4	170,538	96.3	29	195,158	107.1	10	170,650	96.5
規 模 別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人	3	207,667	111.7				9	255,889	136.6			
	10～20人	1	173,000	93.0				1	173,000	92.7			
	21～29人	2	225,000	121.2				8	266,250	141.9			
	30～99人	4	165,293	91.0	1	165,000	93.4	8	161,659	88.9	2	165,000	93.1
	100～300人	7	169,807	94.5	3	172,383	97.1	12	171,942	95.5	8	172,063	97.5
製造業 計		8	170,728	96.4	2	167,375	94.8	11	168,688	95.4	4	167,375	94.6
食料品		3	164,183	94.6	1	169,750	97.8	4	165,575	95.6	2	169,750	99.6
繊維工業		1	160,000	95.3	1	165,000	93.9	3	160,000	94.7	2	165,000	94.6
木材・木製品		1	181,200	100.6				1	181,200	100.5			
印刷・同関連													
窯業・土石		1	173,000	95.5				1	173,000	94.5			
化学工業													
金属・同製品		2	179,535	100.3				2	179,535	101.2			
機械器具													
その他													
非製造業 計		6	184,500	98.3	2	173,700	97.7	18	211,333	112.1	6	172,833	97.8
情報通信業													
運輸業		1	164,900	87.4				2	164,900	88.2			
建設業		3	160,700	84.4				5	158,840	83.5			
総合工事業		3	160,700	85.1				5	158,840	84.4			
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業		1	180,000	100.8	1	175,000	99.8	4	180,000	99.6	1	175,000	100.2
卸売業		1	180,000	97.8	1	175,000	100.5	4	180,000	95.9	1	175,000	99.9
小売業													
サービス業		1	280,000	152.9	1	172,400	96.3	7	280,000	149.8	5	172,400	97.9
対事業所サービス業													
対個人サービス業		1	280,000	151.1	1	172,400	96.5	7	280,000	147.1	5	172,400	96.3

初任給(専門学校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		445	195,604	100.0	102	189,034	100.0	699	194,430	100.0	134	189,741	100.0
香 川		9	186,108	95.1	3	177,607	94.0	11	182,376	93.8	4	180,393	95.1
規模別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人	2	192,500	98.1				2	192,500	97.6			
	10～20人	2	192,500	96.7				2	192,500	96.8			
	21～29人												
	30～99人	6	181,995	93.6	2	172,036	92.2	8	177,893	92.3	2	172,036	91.7
	100～300人	1	198,000	100.7	1	188,750	99.3	1	198,000	101.3	2	188,750	98.7
製造業 計		4	178,293	94.0	1	170,772	92.1	6	174,057	92.8	1	170,772	92.6
食料品					1	170,772	97.8				1	170,772	97.2
繊維工業													
木材・木製品		1	182,000	92.4				1	182,000	92.7			
印刷・同関連		2	165,585	91.7				4	165,585	92.4			
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品		1	200,000	104.1				1	200,000	105.9			
機械器具													
その他													
非製造業 計		5	192,360	96.0	2	181,025	94.1	5	192,360	96.4	3	183,600	95.0
情報通信業													
運輸業		1	198,000	96.8				1	198,000	96.8			
建設業		3	192,933	94.8	1	173,300	90.7	3	192,933	94.9	1	173,300	88.3
総合工事業		3	192,933	93.1	1	173,300	90.9	3	192,933	94.0	1	173,300	88.6
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業		1	185,000	96.3				1	185,000	96.1			
卸売業													
小売業		1	185,000	95.6				1	185,000	94.3			
サービス業					1	188,750	96.5				2	188,750	98.3
対事業所サービス業													
対個人サービス業					1	188,750	99.1				2	188,750	100.2

初任給(短大・高専卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		120	191,896	100.0	78	188,542	100.0	169	196,557	100.0	91	190,307	100.0
香 川		1	170,000	88.6	3	179,567	95.2	2	170,000	86.5	4	180,425	94.8
規 模 別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人												
	10～20人												
	21～29人												
	30～99人	1	170,000	88.5	2	177,850	93.9	2	170,000	88.7	2	177,850	93.0
	100～300人				1	183,000	97.7				2	183,000	96.6
製造業 計		1	170,000	89.7	2	177,850	96.7	6	174,057	92.8	1	170,772	92.6
食料品					1	175,700	96.3				1	170,772	97.2
繊維工業													
木材・木製品								1	182,000	92.7			
印刷・同関連		1	170,000	96.6	1	180,000	102.0	4	165,585	92.4			
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品								1	200,000	105.9			
機械器具													
その他													
非製造業 計					1	183,000	95.2	5	192,360	96.4	3	183,600	95.0
情報通信業													
運輸業								1	198,000	96.8			
建設業								3	192,933	94.9	1	173,300	88.3
総合工事業								3	192,933	94.0	1	173,300	88.6
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業								1	185,000	96.1			
卸売業													
小売業								1	185,000	94.3			
サービス業					1	183,000	96.4				2	188,750	98.3
対事業所サービス業													
対個人サービス業					1	183,000	95.4				2	188,750	100.2

初任給(大学卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国		579	212,790	100.0	451	208,857	100.0	1,057	216,221	100.0	855	211,243	100.0
香 川		6	216,512	101.7	8	210,919	101.0	9	228,608	105.7	11	212,686	100.7
規 模 別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人												
	10～20人												
	21～29人												
	30～99人	4	227,218	107.3	1	245,000	117.3	7	238,181	111.4	1	245,000	116.1
	100～300人	2	195,100	91.6	7	206,050	98.2	2	195,100	89.5	10	209,455	98.7
製造業 計		3	198,757	94.8	4	219,738	105.4	3	198,757	93.3	6	220,192	104.6
食料品		1	175,000	85.0	2	218,375	106.6	1	175,000	81.2	2	218,375	105.6
繊維工業													
木材・木製品		1	215,200	104.6	1	215,200	108.4	1	215,200	103.7	2	215,200	108.3
印刷・同関連					1	227,000	111.4				2	227,000	109.7
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品		1	206,070	97.9				1	206,070	97.8			
機械器具													
その他													
非製造業 計		3	234,267	108.2	4	202,100	96.6	6	243,533	111.2	5	203,680	96.2
情報通信業													
運輸業					1	200,600	97.4				1	200,600	97.1
建設業		3	234,267	107.3	1	200,000	94.4	6	243,533	109.3	1	200,000	95.4
総合工事業		2	241,400	109.9	1	200,000	94.7	5	248,240	110.2	1	200,000	96.4
職別工事業													
設備工事業		1	220,000	101.9				1	220,000	101.4			
卸・小売業					1	210,000	99.9				2	210,000	98.5
卸売業					1	210,000	99.5				2	210,000	98.2
小売業													
サービス業					1	197,800	95.5				1	197,800	93.8
対事業所サービス業													
対個人サービス業					1	197,800	95.0				1	197,800	91.5

(注)

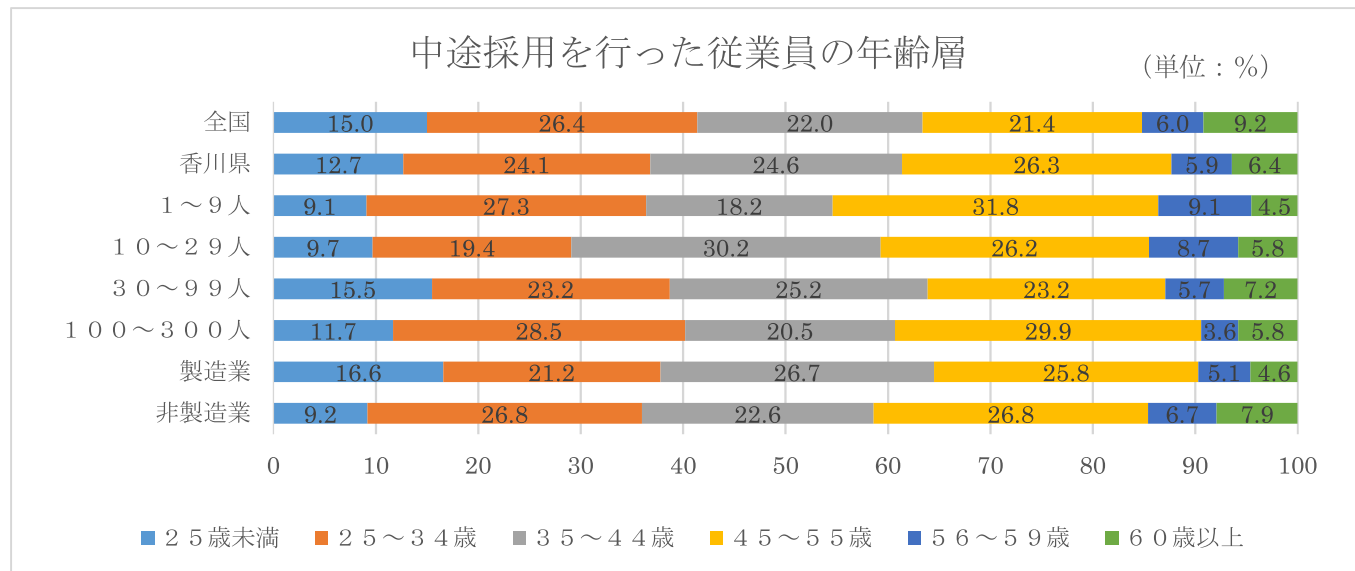
新規学卒者の初任給は、採用した人数及び1人当たり平均初任給額の双方に回答した事業所を集計対象とし、単純平均（1事業所当たり）及び加重平均（採用者1人当たり）の両方を示しています。

単純平均は、事業所ごとの1人あたり平均初任給額を足しあげ、事業所数で除した数値です。

加重平均は、各事業所の1人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数です。

(3) 中途採用者の年齢層

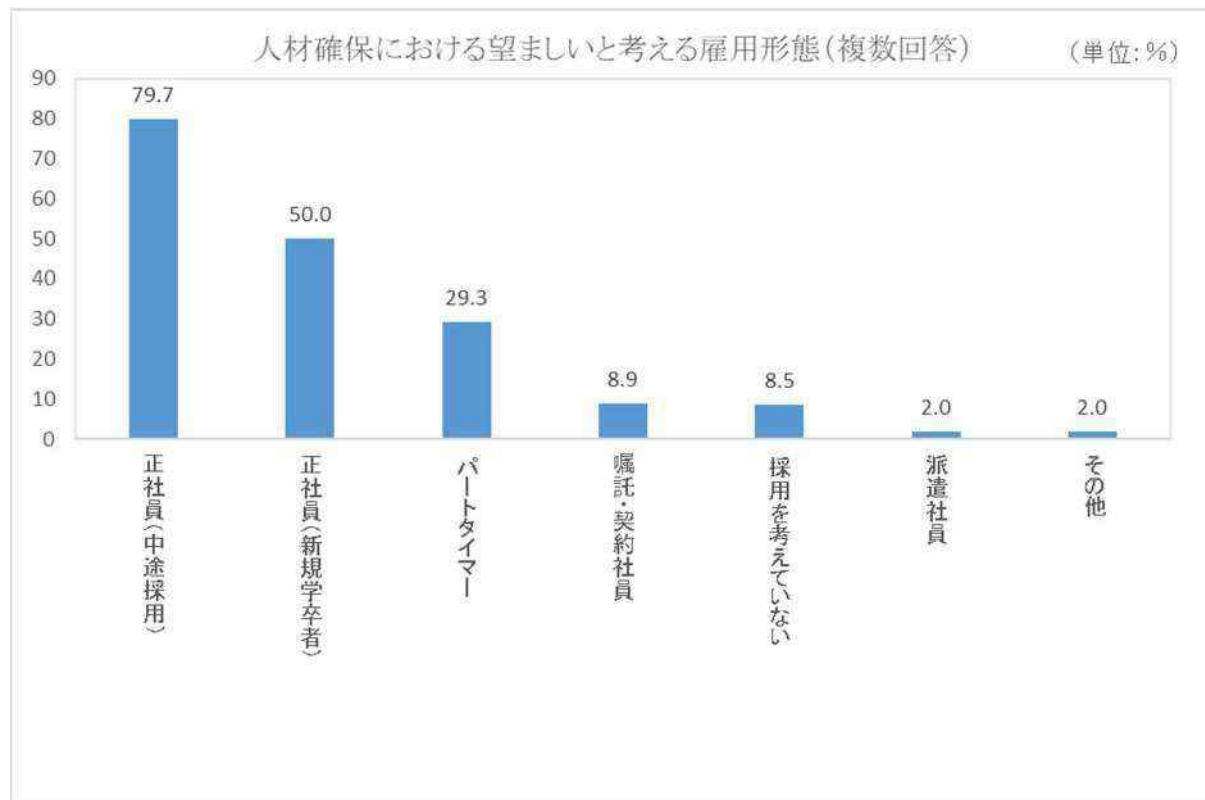
中途採用者の年齢層は、規模別に見ると、「1～9人」では45歳以上の割合が45.4%（昨年59.2%）と13.8ポイント減少し、小規模事業者においては若年層の採用が進んでいることが分かった。一方で「100～300人」では45歳以上の割合が39.3%（昨年29.7%）と9.6ポイント増加している結果となった。



6. 人材確保・人材定着の状況

(1) 望ましいと考える雇用形態

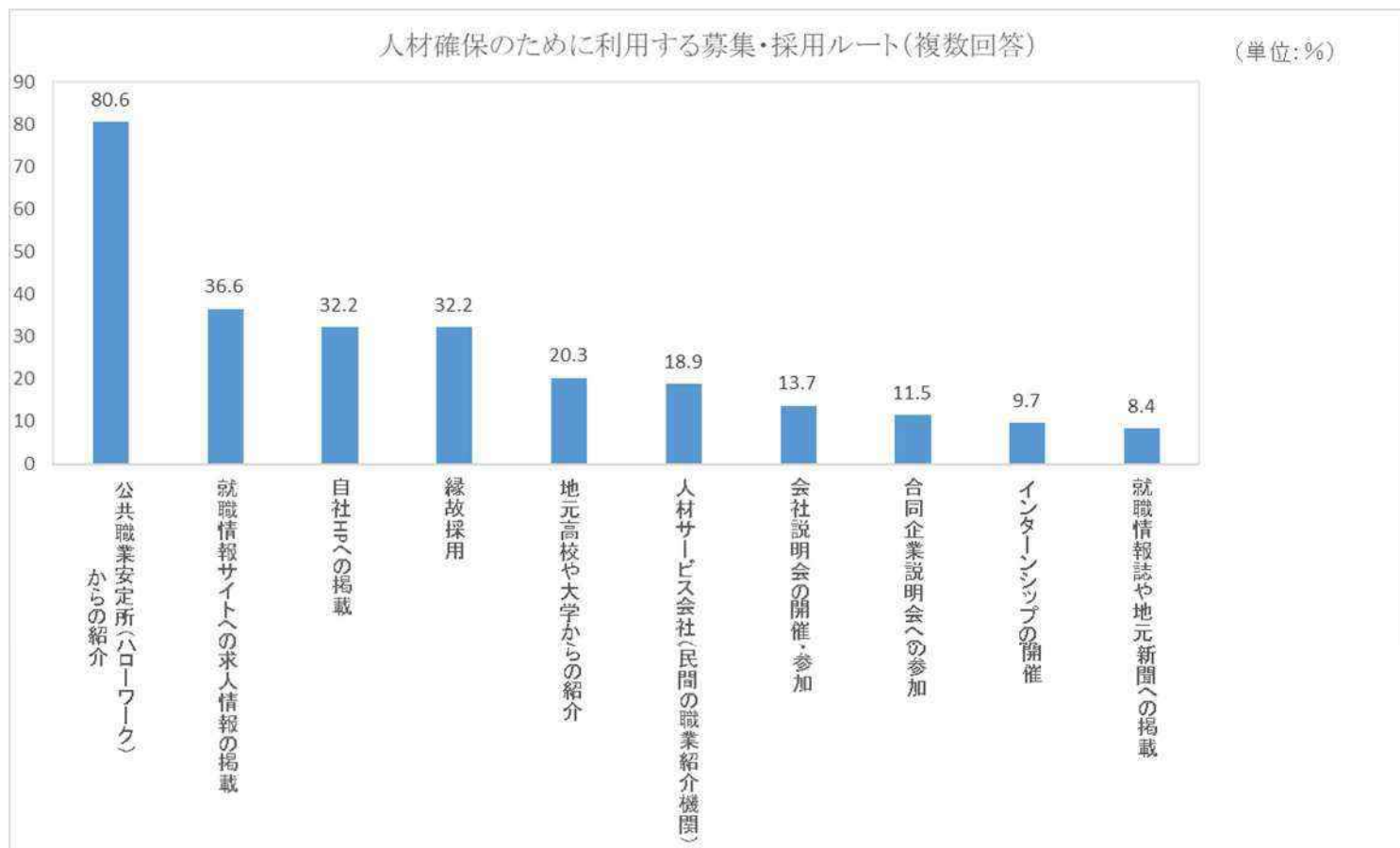
人材確保における望ましいと考える雇用形態については、「正社員（中途採用）」が79.7%と最も高く、雇用側の観点からは、入社後に教育が必要となる新規学卒者よりも即戦力となる中途採用者を求めている事業者が多いことがうかがえる。



(2) 募集・採用ルート

人材確保のために利用する募集・採用ルートについては、「公共職業安定所（ハローワーク）からの紹介」が80.6%と最も高い結果となった。次いで「就職情報サイトへの求人情報の掲載」が36.6%、「自社HPへの掲載」及び「縁故採用」が32.2%で同率であり、「地元高校や大学からの紹介」の20.3%や「合同企業説明会への参加」の11.5%よりも高い結果となった。

中小規模の事業者にとっては、地場に根ざした事業者ではあるが、知名度といった点ではどうしても大手企業に劣ってしまう。地元高校や大学との連携強化や中小事業者向けの合同企業説明会への参加を積極的に行うことで、自社を知ってもらい、この会社で働きたいと思ってもらえるような機会を確保することで、人材確保の新たなルートが開けるのではないだろうか。



(3) 定着状況

直近3年度における新卒及び中途採用者の定着状況については次ページのとおりである。規模や業種によって違いは見られるものの、全体で約3割の人材が定着していない結果となった。

直近3年度における新卒及び中途採用者の定着状況

		入職者		離職者		離職率
		入職者数	平均入職者数	離職者数	平均離職者数	
全 国		94,802	6.4	31442	2.1	33.17
香 川		1,340	6.2	452	2.1	33.73
規 模 別	1～9人	78	1.2	28	0.4	35.90
	1～4人	18	0.6	11	0.4	61.11
	5～9人	60	1.6	17	0.5	28.33
	10～29人	312	3.6	106	1.2	33.97
	10～20人	165	2.8	57	1.0	34.55
	21～29人	147	5.3	49	1.8	33.33
	30～99人	621	12.2	214	4.2	34.46
	100～300人	329	27.4	104	8.7	31.61
製造業 計		716	7.3	227	2.3	31.70
食料品		121	6.4	49	2.6	40.50
繊維工業		100	8.3	25	2.1	25.00
木材・木製品		87	12.4	25	3.6	28.74
印刷・同関連		147	13.4	60	5.5	40.82
窯業・土石		80	6.2	17	1.3	21.25
化学工業		5	2.5	1	0.5	20.00
金属・同製品		134	5.6	44	1.8	32.84
機械器具		3	3.0			
その他		39	4.3	6	0.7	15.38
非製造業 計		624	5.3	225	1.9	36.06
情報通信業						
運輸業		143	7.9	50	2.8	34.97
建設業		207	4.4	64	1.4	30.92
総合工事業		121	5.8	38	1.8	31.40
職別工事業		10	2.5	4	1.0	40.00
設備工事業		76	3.5	22	1.0	28.95
卸・小売業		159	5.1	54	1.7	33.96
卸売業		77	6.4	24	2.0	31.17
小売業		82	4.3	30	1.6	36.59
サービス業		115	5.2	57	2.6	49.57
対事業所サービス業		10	1.3	6	0.8	60.00
対個人サービス業		105	7.5	51	3.6	48.57

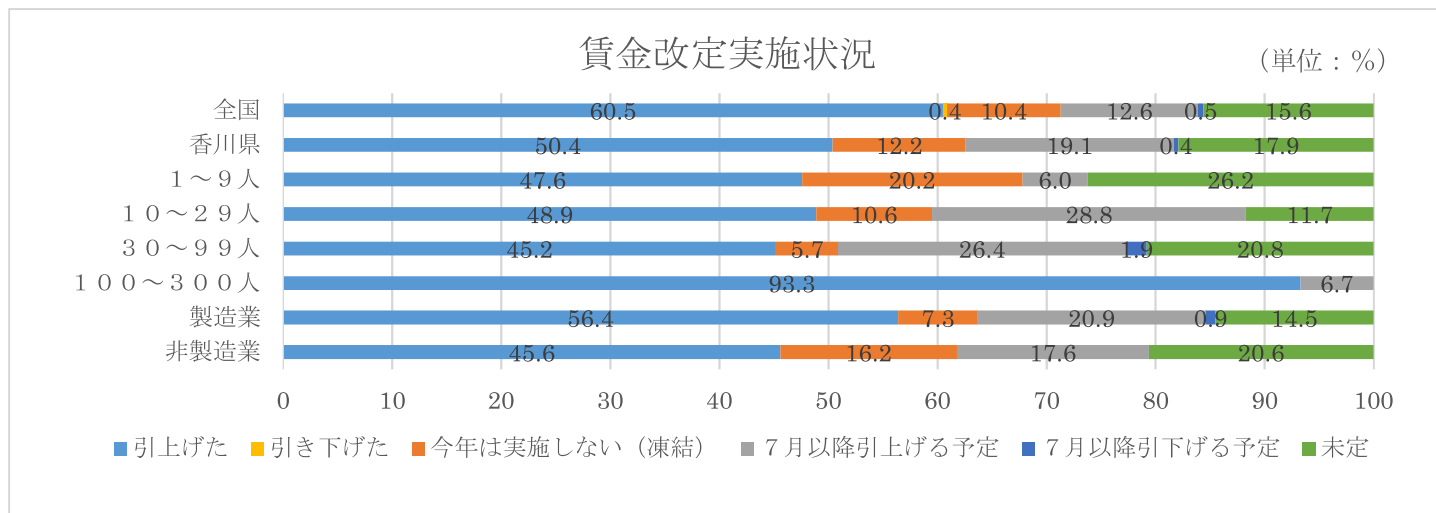
7. 賃金改定

(1) 賃金改定実施状況

令和6年1月1日から同年7月1日までの間の賃金改定実施状況については、「引上げた」、「7月以降引上げる予定」が合わせて69.5%であり、昨年(66.5%)より3.0ポイント増加した。また、「引下げた・7月以降引下げる予定」は0.4%であり、昨年(2.3%)より1.9ポイント減少した。

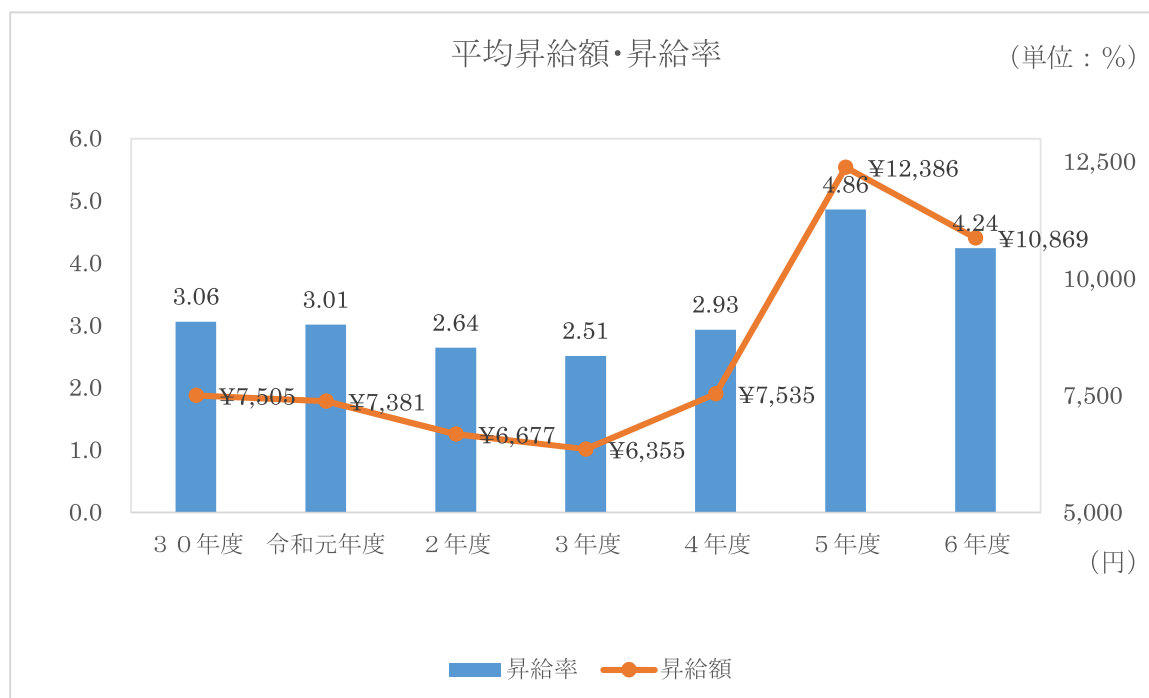
規模別にみると、「100～300人」の事業所で93.3%が「引上げた」と回答したのに対し、「1～9人」では47.6%、「10～29人」では48.9%、「30～99人」では45.2%であり、規模による格差が見受けられる結果となった。

また、業種別では、製造業で「引上げた」が56.4%(昨年55.8%)、非製造業では45.6%(昨年49.3%)であった。



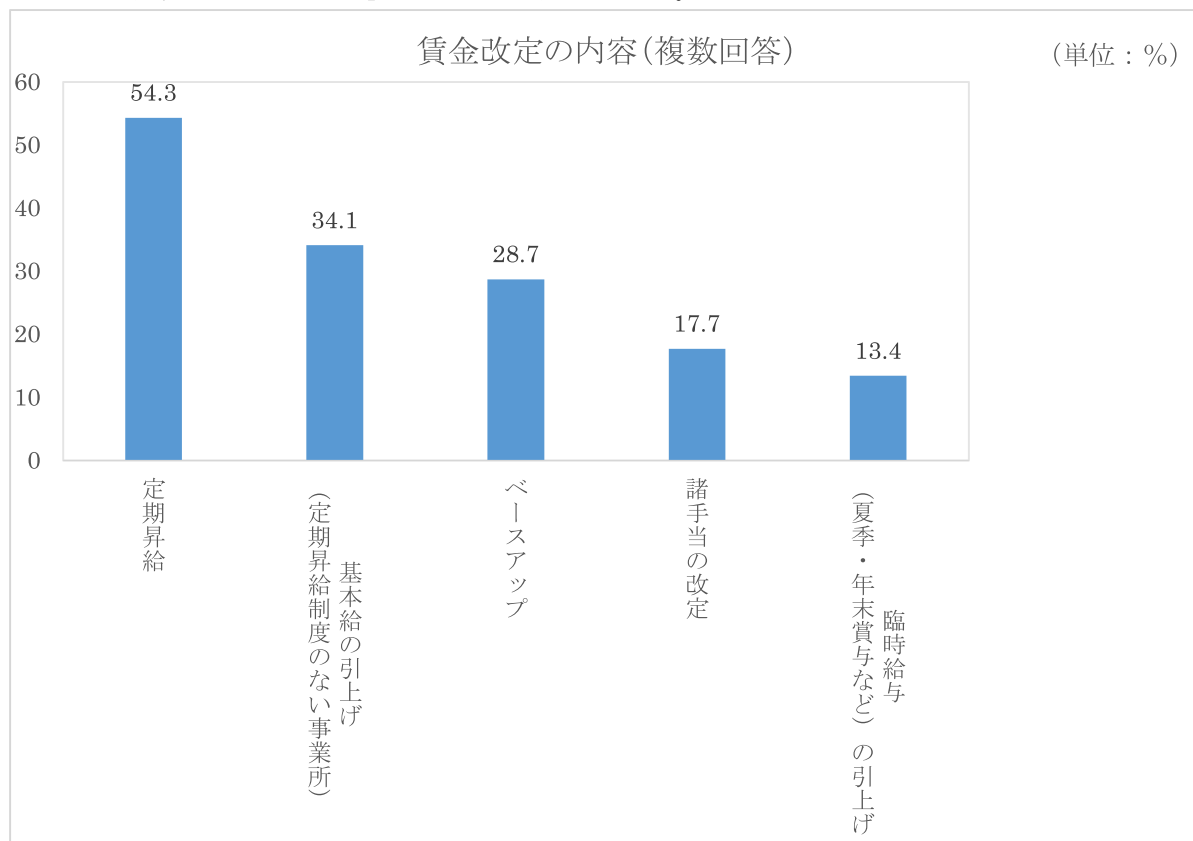
(2) 平均昇給額・昇給率

令和6年1月から同年7月までの間に、常用労働者に定期昇給・ベースアップを実施した104事業所の平均昇給額・昇給率を見ると、単純平均の平均昇給額が10,869円(対前年比マイナス1,517円)、平均昇給率は4.24%(対前年比マイナス0.62ポイント)となっている。



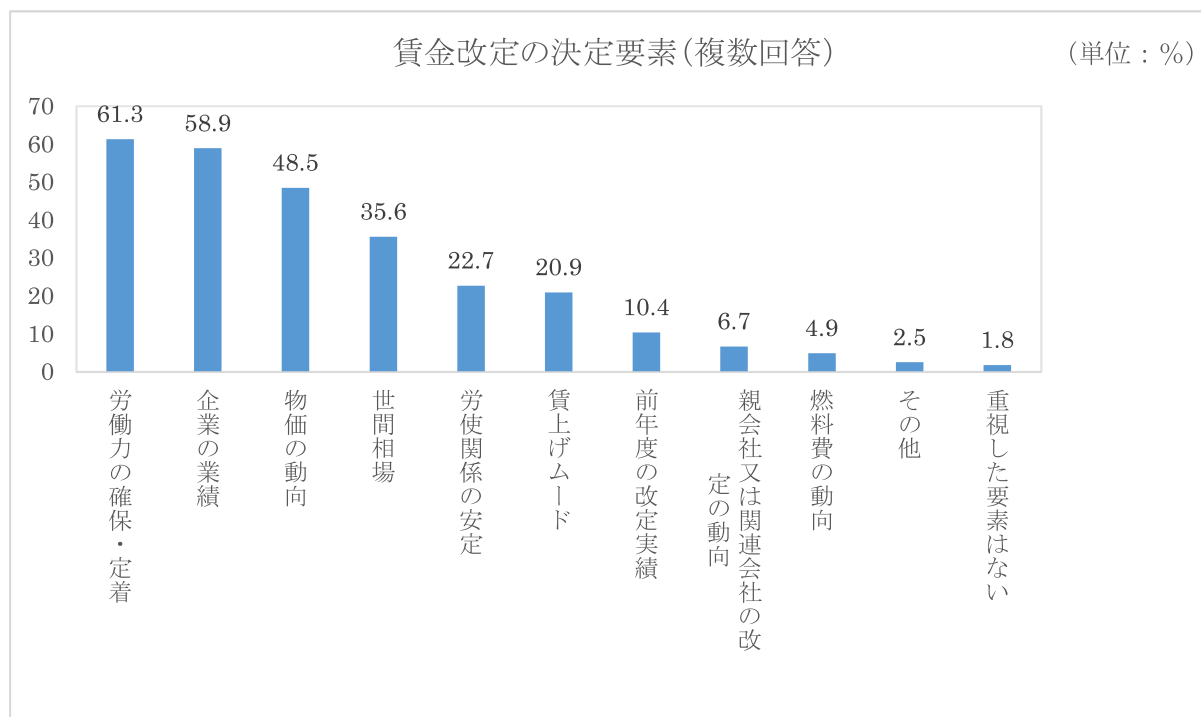
(3) 賃金改定の内容

賃金改定の内容は、「定期昇給」が54.3%で最も高く、次いで「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」が34.1%、「ベースアップ」が28.7%であった。



(4) 賃金改定の決定要素

賃金改定の決定要素は、「労働力の確保・定着」が61.3%（前年度62.7%）と最も高く、次いで「企業の業績」が58.9%（前年度46.1%）、「物価の動向」が48.5%（前年度46.1%）の順であった。



2025年 5月21日

香川労働局 局長 友住 浩一郎 殿
香川地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連 四国地区協議会
議長 十河 浩二



要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2024年の改定によって加重平均1055円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2400円、オーストラリア2395円、ドイツ2088円など、欧米ではすでに最低賃金(円換算)で2000円台に到達しています。日本の2024年最低賃金改定は、過去最高の引き上げとなりましたが、徳島県で980円、香川県970円、愛媛県956円、高知県952円という低さにとどまっているのが実態です。

石破首相は、「2020年代には平均1500円」を政府目標として示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題です。また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京(1163円)と最低額の秋田(951円)との差は212円もあり、地方から都市圏へ人口流出し地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正當に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記

1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1500 円以上とすること。

また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なうこと。

2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。

また、昨年 of 審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。

3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。

5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

(別紙1)

香川

労働局

労働局長 友佐弘一郎 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

さて、いま私たちの周りには「1 万か所を超える子供食堂の実態」にみられるように貧困と格差が拡大し、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超える非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上にお米を中心とする昨年来の物価の高騰は実質賃金の低下を招き、彼ら彼女らにさらなる大きな生活苦と困難を強いています。

私たちは「最低賃金の大幅引上げ」を貴職に求めてきました。その結果、去年は最賃の「徳島ショック」といわれるほど画期的な最賃引き上げなど前向きな取り組みが全国的に広がってきましたが、まだまだ不十分です。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、彼ら彼女らの生活実態を無視することは非人道的とのそしりを免れません。石破首相は「2000 年代に最低賃金を 1500 円に引き上げる」と言っていますが、その感覚の鈍さに怒りさえ覚えます。改めて最低賃金の「大幅引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善を以下のように求めます。

記

1. 地域別最低賃金を「2000 年代に 1500 円ではおそすぎる」直ちに時給 1500 円とすること。
2. 生涯 2000 万円～2500 万円にも達する最賃格差をなくし、東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象をなくすこと。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、社会保険料の減免など国の責任を明確にするとともに、公的支援は簡素でわかりやすい制度とすること。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を本審だけでなく専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンター（連合、全労連、全労協）から最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2025 年 6 月 2 日

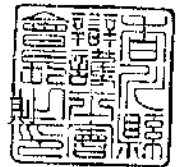
JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以上

令和7年（2025年）6月4日

香川地方最低賃金審議会 御中

香川県弁護士会
会長 八 木 俊



「香川県における最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」
の送付について

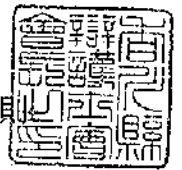
当会では、常議員会の議を経て、別紙のとおり「香川県における最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を發表しましたので、御参考までに御送付申し上げます。

令和7年（2025年）6月4日

厚生労働省 香川労働局 御中

香川県弁護士会

会長 八 木 俊 東



「香川県における最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」
の送付について

当会では、常議員会の議を経て、別紙のとおり「香川県における最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を發表しましたので、御参考までに御送付申し上げます。

香川県における最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 令和6年度における香川県の最低賃金は1時間970円（令和6年10月2日発効）であり、令和5年度に比して52円の引上げとなっている。この金額は中央最低賃金審議会が改定の目安として呈示した引上げ額50円を上回るものであるが、改定後の最低賃金額は全国31位に留まっており、全国で最も高い東京都の最低賃金額（1時間1163円）と比較すると193円の格差が発生している。

また、香川県の隣県である徳島県では全国最大の上げ幅である84円の引上げを実現しており、地域別最低賃金が時間額表示に一本化された平成14年以降、初めて徳島県の最低賃金額（1時間980円）が香川県の最低賃金額（1時間970円）を上回ることとなった。

- 2 仮に香川県の上記最低賃金額で1日8時間、週40時間勤務したとしても、得られる収入は月収約16万8000円、年収約201万円に留まるものである。近年わが国においてはロシアのウクライナ侵攻を端緒とする国際的な原材料価格の上昇及び円安の進行によって急速な物価の高騰が続いているところ、令和6年度の実質賃金は令和5年度と比較して0.2%減少しており、3年連続で実質賃金が前年度を下回る事態となっており、賃金水準が物価高騰に追いついていない状況にある。特に食料品等生活必需品の価格高騰は、低所得者層を中心とした市民生活に重大な影響を及ぼしている。

日本国憲法第25条第1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、また、最低賃金法第1条は同法の目的を「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」と定めているところ、現在の最低賃金額の水準では労働者の健康で文化的な生活を確保することは困難である。

- 3 また、上述した最低賃金の地域間格差についても是正が必要である。最低賃金法第9条第2項は地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないと定めるところ、このうちの労働者の生計費については、近年の調査研究によれば都市部と地方との間で大きな差がないことが明らかとなっている。これは、地方においては住居費が都市部よりも低廉であるものの、公共交通機関が都市部ほどには発達していないため、通勤及び日常生活を営むために自動車の保有が必須となり、そのための費用が発生することによるものである。

最低賃金の引上げは低所得者層の購買力を底上げし、需要を増大することでもあり、深刻化する若年層の都市部への流出、人口減少を食い止めるため、地方の最低賃金額を大幅に引き上げる形で地域間格差を是正する必要がある。

上述のとおり、徳島県は令和6年度に84円の引上げを決定したが、これは地理的に近い関西地方への労働力流出を防ぐために地域間格差を是正することを意識したものである。令和7年2月に日本弁護士連合会の実施した徳島県調査においては雇用情勢、経営状況において大きな変化が見られず、これらの点においては最低賃金の引上げによる弊害が生じていないことが確認された。

隣県である香川県においても地域間格差の是正は重要な課題であり、同様の積極的な取組が強く望まれるところである。

- 4 他方、最低賃金の引上げは、賃金を支給する使用者、特に中小企業・小規模事業者にとって経済負担となる。日本における従業者数の69.7%（香川県では87.0%）を中小企業が占める中、最低賃金の引上げと同時に賃金を支給する中小企業の経営を支援することも必要不可欠である。

そのためには、既存の業務改善助成金の拡充に留まらず、税制上の優遇措置や小規模事業者に対する社会保険料の使用者負担分の減免、原材料費・人件費の上昇を適正に価格転嫁するための制度設計など中小企業を対象とした施策も十分に検討されなければならない。

- 5 以上のとおり、当会においては、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すため、中央最低賃金審議会に対し地域間格差を是正しながら全国の最低賃金を引き上げるよう答申することを求めるとともに、香川地方最低賃金審議会に対し、香川県の最低賃金を大幅に引き上げることを内容とした答申を香川労働局長に行うことを求める。

また、あわせて国及び香川県に対し、最低賃金額の引上げに伴う経済負担を軽減するため、中小企業・小規模事業者に対する抜本的な支援策を実施するよう求める。

令和7年6月4日

香川県弁護士会

会長 八木 俊 則